

令和元年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和元年8月29日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君
欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
介 護 長 寿 課 長	山本 智春君	建 設 課 長	山口 幸治君
商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君	上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君
未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君	おやまで暮らしそう課長	岩田 幸生君
こ ども 育 成 課 長	大庭 和広君	生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君
須 走 支 所 長	後藤 雅幸君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	5番 遠藤 豪君	6番 佐藤 省三君	

散 会 午後2時50分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 報告第10号 平成30年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第 5 報告第11号 平成30年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書について
- 日程第 6 報告第12号 平成30年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第13号 平成30年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第 8 同意第 3 号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 4 号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第61号 土地の処分について
- 日程第11 議案第62号 工事請負契約（変更）の締結について（平成30年度 地域連携道路事業
町道3628号線道路改良舗装工事）
- 日程第12 議案第63号 工事請負契約（変更）の締結について（小山町湯船原地区新産業集積エリ
ア造成工事）
- 日程第13 議案第64号 財産を支払手段として使用することについて（変更）
- 日程第14 議案第65号 土地の取得について（小山PA周辺地区土地利用事業用地）
- 日程第15 議案第66号 土地の取得について（小山PA周辺地区土地利用事業用地）
- 日程第16 議案第67号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第68号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第69号 町道路線の変更について
- 日程第19 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について
- 日程第20 議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例について
- 日程第22 議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第81号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

- 日程第31 議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第86号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第37 議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第89号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第39 議案第90号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）

（追加日程）

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第92号 工事請負契約の締結について（令和元年度 工業団地アクセス道路整備事業 町道3099号線道路改良工事）
- 追加日程第3 議案第93号 工事請負契約の締結について（令和元年度 東富士演習場周辺改修工事（コミュニティ供用施設）助成事業 須走コミセン等改修工事）
- 追加日程第4 議案第94号 工事請負契約の締結について（令和元年度小山球場改修工事）

○議長（池谷洋子君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和元年第4回小山町議会9月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 遠藤 豪君、6番 佐藤 省三君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの23日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月20日までの23日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第10号から議案第91号までの50議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和元年第4回小山町議会9月定例会を開催するに

当たり、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、報告4件、同意2件、土地の処分1件、工事請負契約（変更）の締結2件、財産を支払手段として使用することについて（変更）1件、土地の取得2件、町道路線の認定等3件、条例の廃止1件、条例の制定1件、条例の全部改正1件、条例の一部改正6件、補正予算12件、決算の認定13件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計50件であります。

はじめに、報告第10号 平成30年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成30年度で継続費が終了いたしました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第11号 平成30年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書についてであります。

平成30年度で継続費が終了いたしました事業の精算報告書について、地方公営企業法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第12号 平成30年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第13号 平成30年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第61号 土地の処分についてであります。

本案は、足柄サービスエリア周辺地区開発事業用地として土地を処分するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、平成30年度地域連携道路事業町道3628号線道路改良舗装工事の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

本案は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事において、工事請負契約の変更に伴い、支払い手段とする土地の面積を変更するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号及び第66号の土地の取得についてであります。

本案は、小山PA周辺土地利用事業の事業用地として土地を取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、小山町湯船及び上野地内に認定されている町道について、小山町新産業集積エリア造成事業に伴い、既存の町道6路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号 町道路線の認定についてであります。

本案は、小山町湯船及び上野地内の小山町新産業集積エリア造成事業と、小山町藤曲地内の宮ノ台地区宅地造成事業の区域内道路を認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号 町道路線の変更についてであります。

本案は、小山町湯船及び上野地内の小山町新産業集積エリア造成事業に伴い、既存の町道2路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例についてであります。

本案は、私が選挙公約でお約束をし、また、議会6月定例会において岩田議員の一般質問でもお答えしたとおり、都市計画税の導入は時期尚早と考え、本条例を廃止し、あわせて税条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定についてであります。

本案は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例についてであります。

本案は、成美、明倫、須走地区ごとの幼稚園と保育園を令和2年度からこども園にすることに伴い、小山町こども園条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、女性活躍推進のため、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を受け、旧氏による印鑑登録ができるよう、条例を改正するものであります。

次に、議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が本年5月に公布され、幼児教育・保育の無償化等が本年10月から施行されることに伴い、小山町保育料条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、湯船原工業団地が完成したことにより、工業排水管を使用する企業から、維持管理に

要する経費の範囲内において、分担金を徴収できるようにするため、小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、原向地内の町営住宅原向団地の用途廃止に伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する戸数を改正するものであります。

次に、議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、三来拠点事業の推進に伴う小山町上水道事業基本計画の見直しにより、給水区域を拡張するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、水道法改正により、指定給水装置工事事業者の指定を5年ごとに更新することになるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第79号から議案第90号までについては、一般会計のほか、11の特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ1億5,527万6,000円を減額し、歳入歳出総額を150億9,581万1,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億2,914万円を追加し、歳入歳出総額を20億8,914万円とするものであります。

次に、議案第81号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成30年度決算により、歳入の繰越金を235万円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を802万8,000円とするものであります。

次に、議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ23万2,000円を追加し、歳入歳出総額を2億2,293万2,000円とするものであります。

次に、議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出総額を2億1,098万6,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

次に、議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

す。

歳入予算の補正であります。

次に、議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,085万5,000円を追加し、歳入歳出総額を19億7,585万5,000円とするものであります。

次に、議案第86号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成30年度決算により、歳入の繰越金を4,935万9,000円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を2億9,935万9,000円とするものであります。

次に、議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ290万6,000円を追加し、歳入歳出総額を36億310万6,000円とするものであります。

次に、議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,631万4,000円を追加し、歳入歳出総額を1億6,451万4,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

次に、議案第89号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

平成30年度決算により、歳入の繰越金を13万7,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を13億1,806万3,000円とするものであります。

次に、議案第90号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成30年度決算により、歳入の繰越金を14万5,000円増額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を501万8,000円とするものであります。

次に、認定第1号から認定第13号までと、議案第91号の平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の13件について、御説明申し上げます。

はじめに、認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の「主要な施策の成果と予算執行状況報告書」の2ページをお開きください。

平成30年度一般会計の決算額は、歳入総額366億9,843万1,000円で、前年度対比68.8%の増、歳出総額351億7万4,000円で76.1%の増となり、歳入歳出差し引き額は15億9,835万7,000円となりました。この差し引き額には、足柄SA周辺地区開発道路整備事業ほか3件の逡次繰越しの充当財源、ホストタウン交流推進業務ほか22件の繰越明許費の充当財源、合わせて10億7,917万8,000

円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると、5億1,917万9,000円が実質収支額となり、繰越金となりました。

これから前年度の実質収支額4億9,348万5,000円を差し引いた単年度収支額では2,569万4,000円の黒字となりました。また、実質収支額を標準財政規模54億4,609万2,000円で除した実質収支比率は、9.5%となりました。

歳入、歳出増額の主な要因は、ふるさと寄附金による歳入の増と、ふるさと寄附をしていただいた方への返礼品に係るふるさと振興事業費の増によるものであります。

歳入について、前年度と比較すると、全体で230億4,344万5,000円増加いたしました。増加したものは、ふるさと寄附の増加による寄附金が223億5,346万8,000円の増、総合計画推進基金や教育振興基金の繰り入れによる繰入金で8億8,586万4,000円の増が主なものであります。一方、減少したものは、公園整備に伴う防衛補助金や地方創生関係交付金が減少したことから、国庫支出金2億4,031万5,000円の減が主なものであります。

歳出について、前年度と比較すると、全体で223億8,592万6,000円の増加となりました。

目的別の主なものは、総務費が、町のPRを行うふるさと振興事業や総合計画推進基金積立金により220億8,040万7,000円、農林水産業費が県営畑地帯総合整備事業負担金や森林整備事業により9,767万3,000円、土木費が工業団地アクセス道路整備事業や防衛施設道路整備事業により2億9,634万7,000円の増となりました。一方、減少したものは、商工労働費が、道の駅フードテラス整備事業の完了等により、1億3,110万4,000円の減となりました。

また、性質別に見ますと、義務的経費が37億3,283万3,000円で全体の10.6%、投資的経費が32億4,741万7,000円で全体の9.3%となりました。なお、義務的経費のうち人件費は、18億9,955万8,000円で、前年度対比で8,279万6,000円の増、扶助費が9億5,887万円で、前年度対比737万円の増、公債費は8億7,440万5,000円で、対前年度対比1,540万3,000円の減となりました。

投資的経費では、災害復旧事業費が333万3,000円で、前年度対比134万5,000円の増となり、普通建設事業費は32億4,408万4,000円で、前年度対比4億9,809万3,000円の増となりました。

日本経済は、アベノミクスの取り組みにより、緩やかな回復が続いております。企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環が続いております。夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられましたが、各種政策の効果もあって、今後も景気は緩やかに回復していくことが見込まれています。

小山町におきましては、歳入の根幹である町税が減少に転じましたが、ふるさと寄附金が大幅に増加し、豊門公園の整備や成美地区活性化事業などに取り組むとともに、総合計画推進基金をはじめとする基金への積み立てを行うなど、持続可能な財政運営に取り組んできました。

また、小山町版内陸のフロンティアを拓く取組として、三来拠点地区の工業団地アクセス道路整備、新東名関連町道整備及び足柄SA周辺地区開発道路整備、並びに新しいまちづくりの都市

計画道路整備事業を推進し、「金太郎のような元気なまち」を目指すとともに、財源の有効な活用、効率的な事業の執行にも努めてまいりました。

以上、平成30年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、お手元の「主要な施策の成果」を御参照いただきたいと思います。

次に、認定第2号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は20億6,036万6,000円で、前年度に比べ2億3,904万3,000円の減、歳出総額は18億6,293万4,000円で、前年度に比べ2億1,009万3,000円の減、実質収支額は1億9,743万2,000円であります。

次に、認定第3号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は742万円、歳出総額は357万円となりました。

次に、認定第4号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億2,127万1,000円で、前年度に比べ411万9,000円の増、歳出総額は2億2,053万9,000円で、前年度に比べ507万1,000円の増、実質収支額は73万2,000円であります。

次に、認定第5号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億374万円、歳出総額は2億186万円で、実質収支額は188万円であります。

次に、認定第6号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億7,941万5,000円、歳出総額は1億9,221万9,000円で、実質収支額は8,719万6,000円であります。

次に、認定第7号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は19億5,125万9,000円で、前年度に比べ1億749万7,000円の増、歳出総額は18億5,515万4,000円で、前年度に比べ1億1,635万7,000円の増、実質収支額は9,610万5,000円であります。

次に、認定第8号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は3億7,436万3,000円、歳出総額は2億7,498万9,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源1万5,000円を差し引いた、実質収支額は9,935万9,000円であります。

次に、認定第9号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は6億9,356万9,000円、歳出総額は6億9,036万3,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源9万9,000円を差し引いた、実質収支額は310万7,000円であります。

次に、認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は18億5,817万6,000円、歳出総額は18億5,754万3,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源11万8,000円を差し引いた、実質収支額は51万5,000円であります。

次に、認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について

であります。

歳入総額は7,262万7,000円、歳出総額は8,054万9,000円で、実質収支額は792万2,000円の赤字であります。

次に、認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は4億6,277万1,000円、歳出総額は4億6,270万7,000円で、実質収支額は6万4,000円であります。

次に、認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は659万4,000円、歳出総額は349万2,000円で、実質収支額は310万2,000円であります。

次に、別冊になっております決算書の議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の水道事業収益3億2,770万4,000円に対し、水道事業費用は2億6,538万6,000円となり、当年度の純利益は4,791万2,000円であります。また、資本的収入及び支出は、収入額1億873万4,000円に対し、支出額は3億1,060万9,000円となりました。

なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました50件につきまして、提案説明を終わります。

なお、この後、人事案件につきましては私から説明し、議案第70号、議案第81号、議案第86号、議案第89号及び議案第90号を除きまして、関係部長等からそれぞれの補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、また、認定第1号から認定第13号までの平成30年度歳入歳出決算及び議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、8月30日の決算補足説明において、関係部長等からそれぞれ説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

日程第4 報告第10号 平成30年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（池谷洋子君） 日程第4 報告第10号 平成30年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第10号 平成30年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

議案書は1ページから2ページですが、2ページを御覧ください。

本件は、平成26年度から平成30年度までの5カ年にわたる継続費を設定し実施をいたしました町道3975号線道路整備事業（一色工区）と、平成28年度から平成30年度までの3カ年にわたる継続費を設定し実施をいたしました東名足柄サービスエリアスマートインターチェンジ道路整備事

業につきまして、支出額等が確定したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告をするものであります。

はじめに、町道3975号線道路整備事業（一色工区）は5カ年で総額2億4,423万9,466円を、東名足柄サービスエリアスマートインターチェンジ道路整備事業は3カ年で総額1億645万2,893円を、それぞれ支出をし事業が完了したところであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第11号 平成30年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書について

○議長（池谷洋子君） 日程第5 報告第11号 平成30年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書について、報告を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 報告第11号 平成30年度小山町水道事業会計予算継続費精算報告書についてであります。

議案書は3ページ、4ページとなりますが、4ページをお開きください。

本件は、平成28年度から平成30年度までの3カ年に至る継続費を設定し、実施いたしました湯船原工業団地配水施設整備工事についてであります。

全体計画事業費6億8,100万円に対して、支払義務発生額は6億5,324万6,560円であり、その財源は、静岡県からの県補助金が1億5,000万円、企業債が1億5,350万円、当年度損益勘定留保資金が7,733万3,744円、建設改良積立金が2億7,241万2,816円となりましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、御報告いたします。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第12号 平成30年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第6 報告第12号 平成30年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第12号 平成30年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

平成30年度の小山町の健全化判断比率についてであります。算定した基礎数値及び4指標につきまして、7月30日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど、代表監査委員から平成30年度決算審査の意見とあわせて報告がございますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、議案書の6ページを御覧ください。

はじめに、実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の、歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対しまして何%であるかを示すものが「実質赤字比率」であります。

平成30年度の小山町の標準財政規模は54億4,609万2,000円で、平成30年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて6億1,022万5,000円の黒字でありましたので、実質赤字比率は算定されないということになります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、小山町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

平成30年度の実質収支額等の合計は10億2,538万1,000円の黒字でありましたので、連結実質赤字比率も算定をされないということになります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成28年度から平成30年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値をあらわしたものであります。

この実質的な公債費相当額とは、各年度ごと支出をしております一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち、公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち、土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずるものなども含めた合計額から、それらに充てた特定財源等の額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は、8.5%であり、昨年度に比べ0.5ポイント減少いたしました。

最後に、将来負担比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高81億89万8,000円や、公営企業債等繰入見込額5億9,255万6,000円のほかに、広域行政組合などの一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに係る負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高107億8,294万7,000円や交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

平成30年度は、将来負担額よりも充当可能財源等が多いため、将来負担比率は算定されないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 報告第13号 平成30年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第7 報告第13号 平成30年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 報告第13号 平成30年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、先の報告第12号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、その年度の決算数値をもとに算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表することが義務づけられたことによるものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを示す指標であります。

議案書の8ページを御覧ください。

個々の会計の状況ですが、はじめに、下水道事業特別会計の実質収支額は、188万円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないということになります。

次に、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、9,935万9,000円の黒字となり、土地の売払い収入見込額と地方債残高の差し引きも黒字でありますので、下水道事業会計と同様に、資金不足比率は算定されないということになります。

次に、新産業集積エリア造成事業特別会計の実質収支額は、310万7,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定をされないということになります。

次に、上野工業団地造成事業特別会計の実質収支額は、51万5,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定をされないということになります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額は、792万2,000円の赤字となっておりますが、統計上営業収益がないことから、事業の規模がゼロという表現になります。

次に、小山PA周辺開発事業特別会計の実質収支額は、6万4,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定をされないということになります。

次に、温泉供給事業特別会計の実質収支額は、310万2,000円の黒字となっておりますので、こちらでも資金不足比率は算定をされないということになります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は、貸借対照表の流動資産総額から貸倒引当金を加えたものから、翌年度へ繰り越す財源を差し引いたものから流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債及び引当金を差し引きますと、1億2,013万8,000円の黒字でありますので、同様に資金不足比率は算定をされないということになります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（池谷洋子君） 日程第8 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

現在、本町では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

この委員のうち、平成28年10月1日から委員をお願いしております湯山正敏さんが、9月30日で任期満了になります。湯山さんには、1期3年間、委員を務めていただいております。

湯山正敏さんは、固定資産評価の知識が豊富であり、人格、識見ともにすぐれた方であり、選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

日程第9 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（池谷洋子君） 日程第9 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

小山町教育委員会は、教育長と4名の委員で組織しております。その中で米山芳子委員が、本年9月30日をもって任期満了となります。

後任には、須走地区の下本町区にお住まいの山岸繁子さんを委員として任命いたしたく、お願いするものであります。

山岸繁子さんは、これまで小山町の保育士として18年間、成美小学校放課後児童クラブ指導員として5年間勤務され、小山町の子育て支援に御尽力いただきました。また、北駿地区更生保護女性会会員を2年間務められ、人格高潔で地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について、高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、教育委員に任命したいため、法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和5年9月30日までの4年間であります。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第61号 土地の処分について

○議長(池谷洋子君) 日程第10 議案第61号 土地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第61号 土地の処分についてであります。

議案書は9ページを御覧ください。

今回処分しようとする土地は、小山町桑木字上ノ原428番2ほか9筆の旧RDFセンター敷地で、足柄サービスエリア周辺地区開発事業用地として処分をするものであります。

土地の現況地目は雑種地、面積は実測で2万1,709.42平方メートルであります。

契約の相手方は、株式会社ふじのくにアクアイグニス小山の1者で、処分価格は鑑定評価額と同額の1億7,693万1,000円であります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第62号 工事請負契約(変更)の締結について(平成30年度 地域連携道路事業 町道3628号線道路改良舗装工事)

○議長（池谷洋子君） 日程第11 議案第62号 工事請負契約（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第62号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は11ページからとなります。

本案は、平成30年6月定例会において議決をいただいた、平成30年度地域連携道路事業町道3628号線道路改良舗装工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容は、道路土工の路体盛土及び路床盛土の施工に先立ち、現場発生土の土質調査を行った結果、発生土に含まれる水分量が多く、このままでは道路の盛土材に適さない土質であることが判明したため、現場発生土1万1,700立方メートルの土質改良を追加施工するものであります。

変更による増額は1,991万8,440円で、総額2億5,643万8,440円となり、うち消費税相当額は1,899万5,440円であります。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（藺田豊造君） 1点質問させていただきます。

工事変更によって工期の変更はあるのか、ないのか、お願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

変更契約に伴い工期の変更はございません。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第63号 工事請負契約（変更）の締結について（小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事）

○議長（池谷洋子君） 日程第12 議案第63号 工事請負契約（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第63号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は14ページからとなります。

本案は、平成29年3月定例会におきまして議決をいただきました、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事につきまして、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の内容は、埋設廃棄物除去に伴う仮設工の追加と、それに伴う土量配分計画や土地利用計画の変更に伴う土工事の追加が主なものであります。

変更による増額分は6億6,960万円で、総額32億9,400万円となり、うち消費税相当額は2億4,400万円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第64号 財産を支払手段として使用することについて（変更）

○議長（池谷洋子君） 日程第13 議案第64号 財産を支払手段として使用することについて（変更）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第64号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

議案書は16ページからとなります。

本案は、平成29年3月定例会におきまして議決をいただきました、財産を支払手段として使用することについての内容を一部変更するものであります。

変更の内容は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事請負契約額の変更に伴い、支払手段とする土地の面積を14万5,590平方メートルに変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第65号 土地の取得について（小山PA周辺地区土地利用事業用地）

○議長（池谷洋子君） 日程第14 議案第65号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第65号の土地の取得についてであります。

議案書は18ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山PA周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢230番2ほか25筆、取得面積は6万19.06平方メートルであり、持ち分は2分の1であります。

契約の相手方は1者で、取得価格は1億1,886万9,161円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（高畑博行君） ただいま提出されました議案第65号 土地の取得について、1点質問をさせていただきます。

この議案第65号と66号は同じ土地ですが、今回取得する約6万平方メートルと、既に取得している土地を合わせると、小山PA周辺地区土地利用事業用地全体の何%程度の取得ができること

になるのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 高畑議員にお答えします。

今回2件の土地の取得の契約をもちまして何%程度の取得ができたのかという質問でございますが、全体面積21万400平米の中で、今回の2件を合わせまして7万3,400平米ほどの取得となり、割合としては35%ほどとなります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 今回のこの土地の取得についての契約で、瑕疵担保特約は結んであるのでしょうか。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 室伏辰彦議員の質問にお答えします。

今回の契約につきましては、瑕疵担保についての条項を付した上で契約をしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第66号 土地の取得について（小山PA周辺地区土地利用事業用地）

○議長（池谷洋子君） 日程第15 議案第66号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第66号 土地の取得についてであります。

議案書は21ページからとなります。

今回取得いたします土地は、小山PA周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢230番2ほか25筆、取得面積は6万19.06平方メートルであり、持ち分は2分の1であります。

契約の相手方は1者で、取得価格は1億1,886万9,161円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第67号 町道路線の廃止について

○議長（池谷洋子君） 日程第16 議案第67号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第67号 町道路線の廃止についてであります。

議案書は24ページでございます。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づく町道の廃止であります。

廃止する路線は、現在、小山町湯船及び上野地内において整備を進めております、小山町新産業集積エリア造成事業の事業地内にあります町道1335号線から町道1339号線までと町道3077号線の6路線が、新たに事業地内に町道整備を行うことにより、既存の道路機能を失うことから、町道路線の廃止をするものであります。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第68号 町道路線の認定について

○議長（池谷洋子君） 日程第17 議案第68号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第68号 町道路線の認定についてであります。

議案書は26ページからとなります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

はじめに、小山町湯船及び上野地内の小山町新産業集積エリア造成事業に伴い、事業地内に整備する2路線について、町道認定を行うものであります。

認定いたします町道の延長は、町道5052号線が155.0メートル、町道1685号線が694.7メートルであります。

次に、小山町藤曲地内の宮ノ台地区宅地造成事業に伴い、新たに整備する3路線について、町道認定を行うものであります。

認定いたします町道の延長は、町道1686号線が238.0メートル、町道1687号線が54.0メートル、町道1688号線が49.8メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第69号 町道路線の変更について

○議長（池谷洋子君） 日程第18 議案第69号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第69号 町道路線の変更についてであります。

議案書は29ページからとなります。

本案は、道路法第10条第2項の規定に基づく町道路線の変更であります。

変更する路線は、現在、小山町湯船及び上野地内において整備を進めております小山町新産業集積エリア造成事業地内にあります町道3078号線及び町道3079号線の2路線で、造成事業での道

路整備に伴い、起・終点の変更を行い、町道の再編を行うものであります。

町道3078号線は延長2,360.1メートルから2,354.9メートルに、町道3079号線は延長1,349.8メートルから746メートルに、それぞれ変更となります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第19 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定について

○議長（池谷洋子君） 日程第20 議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定についてであります。

議案書は34ページからとなります。

本案は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づきまして、同条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることを目的として、条例を制定するものであります。

条例は6カ条からなっており、第1条では趣旨を、第2条では定義を、第3条では区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地に対する割合を、第4条では緑地がほかの施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法を、第5条では敷地が二つ以上の区域にわたる場合の適用を、最後に第6条では本町に隣接する地方公共団体の長との協議をそれぞれ定めております。

なお、本条例は、公布の日から施行することといたします。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第21 議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例についてであります。

議案書は39ページからとなります。

町では、町内全域におけるこども園化を推進し、幼児施設の環境整備を図ることを総合計画後期基本計画の主要事業の一つとしております。

その一環として、成美、明倫、須走地区ごとの幼稚園と保育園を令和2年度からこども園にすることに伴い、小山町こども園条例の全部改正を行うものであります。

条例文は40ページからになります。

本条例は、第1条でこども園の設置について、第2条で各こども園の名称及び位置を、第3条でこども園の行う事業を定めます。

また、附則では、本条例の改正に係る条例の一部改正等をあわせて行います。

はじめに、附則第2項では小山町保育所条例を廃止し、次のページ、第3項ではその廃止に伴う経過措置を定めます。

次に、附則第4項では、小山町議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正し、「保育所」の文言を「こども園」に改めます。

次に、附則第5項では、小山町幼稚園条例の一部を改正し、駿河小山幼稚園、北郷幼稚園、須走幼稚園の名称及び設置場所を削ります。

次に、附則第6項では、「小山町立保育所に入所する私的契約児童の保育料徴収条例」の題名を、「小山町立こども園に入園する私的契約児童の保育料徴収条例」に改め、「保育所」の文言を「こども園」に改めるなどの改正を行い、次のページ、第7項では、その一部改正に伴う経過措置を定めます。

次に、附則第8項では、小山町保育料条例の一部を改正し、「町立保育所」の文言を削ります。条例の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

なお、成美、明倫、須走地区のこども園化に向け、本年7月には保護者や地域の方へ運営方法等の説明会を行うなど、開園の準備を進めております。

その中で、現在の二つの園舎を利用したするがおやまこども園の3歳から5歳までの長時間利用児は、当初、現いきど保育園園舎に登降園をして、短時間利用児と合同保育を受けるために、現在のスクールバスを利用して、駿河小山幼稚園園舎に行き来をしてもらう計画でありました。

しかしながら、移動に伴う様々なリスクが生じるのではという御意見をいただき、改めて検討協議した結果、3歳から5歳までの長時間利用児も、はじめから現駿河小山幼稚園園舎に登降園してもらうように変更をさせていただきます。なお、このことは保護者へも丁寧に説明してまいります。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（高畑博行君） ただいま提出されました小山町こども園条例の全部を改正する条例について質問をさせていただきます。

特に分離型のするがおやまこども園とすばしりこども園については、多くの疑問点があると考えていたところです。私は所属委員会が異なりますので、委員会での深い議論ができません。そこで、この場で4点質問をさせていただきます。

なお、ここでは、するがおやまこども園に絞って質問をいたします。

1点目ですが、保護者説明会の時点では、長時間利用児の3、4、5歳児はマイクロバスで第1園舎と第2園舎を行ったり来たりしなければならないリスクが大きな問題だと考えていました。しかし、ここへ来て、当局は方針を変更したわけです。兄弟のいない長時間利用児の3、4、5歳児は、直接現幼稚園園舎である第2園舎に保護者は送迎と変更したわけです。

では、ゼロ、1、2歳児と3、4、5歳児の兄弟がいる場合、保護者は二つの園舎を回って送迎しなければならないのか伺います。そういう対象予定の兄弟は何家族なのか、これもあわせて伺いたいと思います。

2点目ですが、令和3年度にすぎぬま保育園はこども園になり、新園舎に移転する構想です。

そうすれば、現在通っている駿河小山幼稚園の園児も減るでしょう。現時点での在籍の状況から何人減ると予想できるのでしょうか。

というのは、園児が減れば、施設設備の改修も必要になるのかもしれませんが、現在の駿河小山幼稚園園舎の場所で、分離型ではない一体型のこども園の運営が可能になるのではないかと考えるからです。減ると予想できる人数をお聞きします。

また、現在、落合や宮ノ台で進めている町営住宅や一般住宅の完成次第では、園児数がふえる可能性もあるわけですが、その辺は担当課としてはどう考えているのかもあわせてお聞きいたします。

3点目ですが、他の自治体で実施している分離型こども園も視察研修してきたようですが、やはりできるなら一体型のこども園であってほしいわけです。今回の分離型のこども園構想は無理があることは承知しているが、町内一気にこども園に移行させたいという感じを強く受けます。総合計画後期基本計画の重点施策の一つに、町内全域におけるこども園化がうたわれているから実施だということかもしれませんが、分離型で移行させなければならないという環境整備の遅れからくる諸問題が現実にある以上、一体型のこども園に向けた施設整備の改善の具体化こそ最重要視されなくてはいけなかったのではないのでしょうか。その点をお伺いします。

最後、4点目ですが、保護者への説明会以降も、この条例案を議会に提出後も、分離型こども園の細部にわたる運用内容を変更する事態になっていますが、順序が逆だと思うんです。構想の段階でもっとしっかり制度のフレームづくりをし、十分検討し説明した後で議会に提出、これが普通考える手順なのではないのでしょうか。しかも、条例が可決されるのかどうか、これから審議という段階で、来年の募集が始まってしまいました。私は、その意味では、今回この条例提出は勇み足にも感じるのですが、保護者への説明会以降も、この条例案を議会に提出後も、まだ詳細の運用変更を行った点、更にまだ詰めていかななくてはならない点があることについて、どう考えているのか答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

まず、はじめの、3歳児から5歳児のマイクロバスでの移動のリスクにより方針を変更したということで、ゼロ歳児から2歳児また3歳児から5歳児の兄弟のいる場合ということで、保護者が二つの園舎を回るのかということでございますが、原則といたしまして、それぞれの園舎で登降園するというを現在考えております。ただし、兄弟で園舎が分かれるおうちにつきましては、今後、再度調整をしていきたいと考えております。

また、それが何家族なのかということでございますが、現在、来年度の入園等々推計できる範囲で推計したところ、園舎が分かれる世帯につきましては、12世帯と推計をしております。

続いて、二つ目の、すがぬまこども園が令和3年度に開園をして、駿河小山幼稚園等で人数が

減るのではないかとということでございます。

具体的に減る人数については、現在のところ推定はできません。ただし、現在の園児で駿河小山幼稚園に通っている明倫地区の園児につきましては、全体で17人ほど現在在籍をしております。

あと、今後、宮ノ台等の宅地分譲等が行われて園児がふえる等どのように考えているかということでございますが、園児につきまして、ふえるかどうかということは確定はできておりませんが、今後すがぬまこども園ができますので、そちらの方に行くというような選択肢もあるのかなと考えております。

三つ目でございます。

できるならこども園は一体型の施設であってほしいということで、総合計画の中で重点施策として進めているということでございます。また、分離型ということで、環境整備の方が遅れている問題があるということでございますが、先ほど高畑議員もおっしゃったように、全てをこども園化ということで、施設の方を同時に整備することは非常に厳しいと考えております。

その中でも分離型でこども園化することにつきましては、メリットといたしまして、3歳児から5歳児が、短時間利用児、長時間利用児に関わらず同じ保育、教育を受けることができると。また、預かり保育、一時的保育など多種多様な保育ニーズに対応していけるという大きなメリットがございます。このことから分離型となりますが、全てをこども園化というふうに考えているところでございます。

続いて、4点目でございます。

保護者の説明会以降、あと条例案を提出した後も、方針を変更したということで、フレームづくりがしっかりしていないのではというようなことでございますが、これにつきましては、こども園化に向けて昨年度から具体的に検討をしております。現在まで合計で26回ほど検討会を開く中で、細部について進めているところでございます。

ここへ来て方針を変更したということにつきましては、いろいろな指摘がある中で、マイクロバスで移動することについて交通事故等のリスクが確かにあるということ。また、今後、この10月から幼児教育・保育の無償化に伴いまして、長時間利用児また短時間利用児の預かり保育の部分が非常に増加するのではないかとこの可能性が出てきました。

このことから、当初のマイクロバスの移動を変更して、再度この件については説明会を開催する。また、両園舎に送迎することとなる保護者については、個々に対応していきたいということで考えているところであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 今、先ほど高畑議員からの御質問につきまして、おおむね課長の方から説明させてもらったとおりであります。4点目の中で、こども園化の条例が可決される前に募集を始めたことにつきましては、本当にこちらの事務処理の方の関係でどうしても先走って、

回覧等で先に町民の方にお知らせしたことにつきましては、先走ってしまったというふうに思っております。

この点につきましては、謝罪させていただきたいと思います。失礼いたしました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

教育長。

○教育長（天野文子君） 少し御理解をいただきたくお話を申し上げます。

なぜ今かということですが、実は3歳、4歳、5歳の幼児教育は、今、非常に重要であると国でも言っています。3歳児からは、本当に友達を求め、そして集団でいろいろ遊んだり、遊びを作り出す。それから学ぶことができるということで、3、4、5の子ども達と一緒にやっていきたいということが一番です。

それから、いきど保育園の方のグラウンドが非常に狭く、先生方からも思い切り走れないといういろんなお話がありました。そういう中で、駿河小山幼稚園と一緒に保育を受けることによって、子ども達の活動が更に広がるということも私達は考えました。

それから、もう一つですが、やはり3、4、5歳の子ども達が、人数が少し減ってきているものですから、合同でやることによって約20人ぐらいの人数になります。少し遊びがいろんな形で広がっていくのではないかと。そんな期待も込めて、できるだけ長時間がだんだんふえていく中で、一緒に合同保育をやっていくことが一番急務であると考えまして、このように長い間本当にずっと検討してきました。

平成26年、きたごうこども園が開設されましたときから、「小山町はこども園に」ということも言われていまして、ずっと本当にみんなで、先生方もあわせて考えてきた結果で、大変最後になって勇み足になったことについておわび申し上げますが、ぜひ御理解をいただきたくよろしくお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 改めまして、質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第22 議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は43ページからとなります。

本案は、旧氏を使用しながら活躍するという女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正を受け、旧氏による印鑑登録が可能となるよう、小山町印鑑条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、旧氏での印鑑登録等を希望される方は、条例第5条の改正により旧氏による印鑑登録ができるように、また条例第10条の改正により印鑑証明書に旧氏が記載できるようになります。また、あわせてその他の文言整理を行うものであります。

本条例の施行日は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日に合わせ、令和元年11月5日となります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第23 議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は45ページからになります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が本年5月に公布され、幼児教育・保育の無償化等が本年10月から施行されることに伴い、小山町保育料条例の一部を改正するものであります。

条例文は、次の46ページからになります。

主な改正内容は、条文の上から9行目、第3条第2項第1号及び第2号におきまして、3歳以上児の保育料の額をゼロとすることとし、同じく第3号におきまして、3歳未満児の保育料の額を、次の47ページにあります別表において定めているところであります。

その他、第1条から第8条中におきまして、従来の子どものための教育・保育給付の認定と、今回新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため、支給認定に関する文言を整理しております。

また、次の48ページ、附則では、第2項で、関連する小山町幼稚園保育料徴収条例を廃止しております。

附則第3項では、本改正に伴う経過措置を定め、附則第4項では、小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の中の文言整理をしております。

なお、条例の施行日は、本年10月1日からとしております。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第24 議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は49ページからとなります。

本案は、昨年10月27日に静岡県企業局から本町に、小山湯船原工業団地の工業排水管が移管され、同工業団地への進出企業が数社決定したことに伴いまして、本町工業排水管分担金徴収条例

の一部を改正し、現行の富士小山工場団地及びハイテクパーク富士小山と同様に、排水管を使用する企業から維持管理に要する経費の範囲内において、分担金を徴収できるようにするものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行することといたします。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（遠藤 豪君） 1点質問させていただきます。

分担金の関係ですけれども、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 遠藤議員にお答えします。

分担金の内容でございますが、維持管理に係る費用の範囲でということで徴収をいたしますが、その内容につきましては、排水管の維持管理費、土地の借り上げ料、排水管の清掃等の費用等になります。

金額でございますが、昨年度、富士小山工業団地の排水管に関しまして、一応約30万円ほどになっております。もう1カ所、ハイテクパーク富士小山については、維持管理費はかかっておりませんので、ゼロ円となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第25 議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は50ページを御覧ください。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過した原向団地、平屋建て4棟15戸を廃止し、

条例を改正するものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅の団地数は11団地、管理戸数は431戸となります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第26 議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は51ページになります。

本案は、本町が静岡県からふじのくにフロンティア推進区域の指定を受け、三来拠点事業として八つの区域で事業を推進しておりますが、この事業の推進に伴い、湯船原地区、小山パーキングエリア周辺地区の一部を給水区域として追加するものであり、また、上水道事業基本計画の見直しにより、給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

条例では、第2条第2項第2号中の給水人口2万30人を2万900人に、同条第2項第3号中の1日最大給水量2万2,600立方メートルを2万5,300立方メートルに改正するものであります。

なお、条例の施行日は、交付の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第27 議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は52ページからとなります。

本案は、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入され、指定の有効期間を5年ごと更新することとなるため、条例の一部を改正するものであります。

53ページをお開きください。

条例では、第29条表中の給水装置工事事業者指定手数料1件につき1万5,000円を1万円に、新たに給水装置工事事業者更新手数料を設け、1件につき1万円といたします。

給水装置工事事業者指定再交付手数料は、1件につき3,000円を1,000円とするものであります。

手数料につきましては、近隣4市2町で同額とすると申し合わせてございます。

なお、この条例の施行日は、令和元年10月1日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第28 議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億5,527万6,000円を減額し、予算の総

額を150億円9,581万1,000円とするとともに、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

はじめに、5ページを御覧ください。

債務負担行為の補正であります、1事業の追加であります。事業を起こそうとする方や事業継ごうとする方などの資金調達を支援するために、令和2年度から5年間、投資事業有限責任組合に対する出資金といたしまして、1億5,000万円を限度額に債務負担行為を設定するものであります。

次に、6ページの地方債の補正であります。

中山間地域総合整備事業は、県営事業費の確定に伴う負担金の減額に合わせて限度額の変更をするものであります。

公共道路整備事業及び都市計画道路整備事業は、社会資本整備総合交付金の国庫補助金の交付額に合わせて事業費を減額することに伴い、限度額の変更をするものであります。

急傾斜地崩壊防止事業は、急傾斜地崩壊防止事業費補助金の交付決定に合わせて事業費を減額することに伴い、限度額の変更をするものであります。

非常備消防事業は、消防第7分団車庫詰所建設工事の用地取得費に対して起債をすることに伴う限度額の変更であります。

臨時財政対策債につきましては、7月に決定しました発行可能額に合わせて、限度額を増額するものであります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。

はじめに、11款1項1目地方特例交付金を791万円、12款1項1目地方交付税を1億858万8,000円それぞれ増額いたしますのは、7月23日に令和元年度普通交付税大綱が閣議に報告されるとともに、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付をされるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.919でありましたが、今年度は0.017ポイント減少し0.902になったところであります。

また、11款3項1目地方税等減収補填臨時交付金を100万円減額いたしますのは、地方特例交付金の一部として交付をされることになったことから減額をするものであります。

次に、9ページの、14款1項1目農林水産業費分担金を315万円減額いたしますのは、静岡県で実施しております中山間地域総合整備事業の今年度事業費に合わせて分担金を減額するものであります。

次に、16款2項5目土木費国庫補助金を5億7,724万3,000円減額いたしますのは、町道3975号線道路整備事業等の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて減額をするものと、道路

構造物長寿命化事業の防災安全交付金の交付額の決定に合わせて減額をするものであります。

次に、10ページの、17款2項4目農林水産業費県補助金を539万6,000円減額いたしますのは、森林整備事業補助金が採択をされなかったことによる800万円の減額が主なものであります。

次に、同じく6目土木費県補助金を1,012万5,000円減額しますのは、急傾斜地崩壊防止事業費補助金の交付決定に合わせて減額をするものであります。

次に、11ページの、19款1項2目ふるさと寄附金を2億1,000万円減額いたしますのは、今年度の寄附金額がほぼ確定いたしましたので減額をするものであります。

次に、同じく3目総務費寄附金を3,600万円増額いたしますのは、須走地域振興のため須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、12ページの、20款2項2目須走地域振興事業基金繰入金を3,500万円増額いたしますのは、須走小学校体育館の床の改修事業の財源として繰り入れをするものであります。

次に、同じく5目総合計画推進基金繰入金を3億円増額いたしますのは、債務負担行為の部分で説明をいたしました、創業支援投資事業有限責任組合出資金と町道3975号線道路改良舗装工事の財源に充てるため、繰り入れをするものであります。

次に、21款1項1目繰越金を4億1,917万9,000円増額いたしますのは、決算により繰越金が確定したものであります。なお、平成30年度の一般会計の実質収支額は、5億1,917万9,000円でありました。

次に、13ページの、22款5項5目土木費受託事業収入を1億2,650万円増額いたしますのは、足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業に対する社会資本整備総合交付金がつかないことから、受託事業費を増額するものであります。

次に、同じく6項1目雑入を1,694万4,000円増額いたしますのは、給食費の無償化に伴いまして、教職員の給食代を受け入れるものであります。

次に、23款1項1目農林水産業債を減額しますのは、県営事業負担金の減額に合わせて減額をするものであります。

次に、14ページの、同じく2目土木債を減額しますのは、事業費を、社会資本整備総合交付金等の交付額の決定に合わせて減額することに伴い減額するものであります。

次に、同じく3目消防債を増額いたしますのは、消防第7分団車庫詰所建設工事の用地取得費に対する増額であります。

次に、同じく5目臨時財政対策債を2,600万円増額いたしますのは、普通交付税の交付額とともに決定をされました発行可能額に合わせて減額するものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。

15ページを御覧ください。

はじめに、4月以降の人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正につきましては、例年、給与改定等と同時に12月補正において一括提案をしているところでありますが、12月補正前までに予

算に不足が生じる科目があるため、1款1項1目議会費をはじめとして、全部で17の科目において調整をするものであります。

次に、16ページを御覧ください。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を1億7,500万円増額いたしますのは、災害や不測の事態に備えるための財政調整基金積立金5,000万円、須走彰徳山林会様からの寄附金を積み立てる須走地域振興事業基金積立金7,500万円及び庁舎建設基金積立金5,000万円であります。

次に、17ページにかけまして、同じく説明欄(4)庁舎管理費を363万4,000円増額いたしますのは、役場外来者駐車場の防水シートの修繕料200万円が主なものであります。

次に、18ページの、同じく6目自治振興費のうち説明欄(3)防犯推進費を547万7,000円増額いたしますのは、防犯カメラの設置費用が主なものであります。

次に、19ページにかけまして、同じく10目土地開発基金費のうち説明欄(2)土地開発基金費を1億1,068万3,000円減額いたしますのは、土地取得特別会計補正予算(第1号)に伴う減額であります。

次に、20ページの、2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費を220万円増額いたしますのは、旧姓併記に伴う印鑑登録管理システムの改修費であります。

次に、同じく7項1目企画渉外費のうち説明欄(5)官民連携推進事業費を1億861万円増額いたしますのは、音淵地区の空き家等を活用したリノベーションまちづくりの検討を行う825万円と、創業支援投資事業有限責任組合への出資金1億円を計上するものが主なものであります。

次に、21ページの、同じく4目広域行政組合管理費のうち説明欄(2)広域行政組合管理費を1,352万4,000円増額いたしますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第1号)に伴うものであり、平成30年度決算に伴う負担金の精算と諸施設整備等基金に積み立てを行うことによるものであります。

次に、22ページにかけまして、同じく8項1目広報広聴費のうち説明欄(5)ふるさと振興事業費を4,701万6,000円減額いたしますのは、ふるさと納税の新制度に指定がされなかったことに伴い、事務経費等を減額するものであります。

次に、23ページの、3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(5)自立支援給付費を2,089万8,000円増額いたしますのは、平成30年度分の障害者自立支援給付費に対する国庫及び県費補助金を精算により返還をするものであります。

次に、24ページの、同じく3目健康福祉会館管理費のうち説明欄(2)健康福祉会館管理運営費を1,000万円増額いたしますのは、健康福祉会館の防災システムの改修費であります。

次に、25ページの、同じく3項3目保育園費うち説明欄(2)保育園管理運営費を596万1,000円増額いたしますのは、職員分の給食材料費として賄い材料費を増額するものが主なものであります。

次に、28ページの、4款3項2目塵芥処理費のうち説明欄（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金を1,981万円減額いたしますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第1号）に伴うものであり、平成30年度決算に伴う負担金の精算であります。

次に、29ページの、5款1項7目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄（2）中山間地域総合整備事業費を630万円減額いたしますのは、県営事業費が確定したことから負担金を減額するものであります。

次に、30ページの、同じく11目農村公園管理費のうち説明欄（2）農村公園管理費を300万円増額いたしますのは、農村公園に遊具を設置する費用であります。

次に、31ページの、同じく2項1目林業総務費のうち説明欄（3）森林整備事業費を800万円減額いたしますのは、林業機械の導入にかかる森林整備事業補助金が採択をされなかったことによる減額であります。

次に、32ページから33ページにかけまして、6款3項1目労働諸費のうち説明欄（3）雇用対策事業費を203万4,000円増額いたしますのは、新たな雇用の確保のために現状や課題を把握、分析するための委託料が主なものであります。

次に、7款2項1目道路橋梁総務費のうち説明欄（2）道路橋梁総務費を2,168万2,000円増額いたしますのは、県道足柄停車場富士公園線の無電柱化や県道須走小山線と町道上野大御神線の交差点改良に向けた検討業務委託料が主なものであります。

次に、34ページの、同じく3目町道整備事業費のうち説明欄（2）町道整備事業費を700万円増額いたしますのは、吉久保パークゴルフ場の進入路を整備する工事費であります。

次に、35ページにかけまして、同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄（2）公共道路整備事業費を4億890万円減額いたしますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄（4）道路構造物長寿命化事業費を4,350万円減額いたしますのは、防災安全交付金の交付決定に合わせて事業費を減額するものであります。

次に、同じく6目急傾斜地崩壊防止事業費のうち説明欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費を2,202万5,000円減額いたしますのは、県補助金の交付決定に合わせて事業費を減額するものが主なものであります。

次に、36ページにかけまして、同じく3項1目河川費のうち説明欄（2）普通河川維持管理事業費を500万円増額いたしますのは、鮎沢川に親水護岸を設けるなどの環境整備に向けた検討業務委託料であります。

次に、37ページの、8款1項3目消防施設費のうち説明欄（2）消防施設費を398万2,000円増額いたしますのは、一色西裏及び大胡田町住跡地の防火水槽の解体費用であります。

次に、38ページの、同じく5目災害対策費のうち説明欄（2）地震対策費を624万3,000円増額いたしますのは、道の駅「ふじおやま」を防災拠点化するための検討業務委託料500万円と防災広

報車の更新が主なものであります。

次に、39ページの、9款2項1目学校管理費のうち説明欄（4）小学校給食費を677万8,000円増額いたしますのは、教職員分の給食賄い材料費であります。

次に、40ページの、同じく説明欄（5）小学校施設整備費を3,500万円増額いたしますのは、須走小学校体育館の床の改修費用であります。

同じく3項1目学校管理費のうち説明欄（4）中学校給食費を420万円増額いたしますのは、教職員分の給食賄い材料費であります。

次に、42ページの、同じく6項1目保健体育総務費のうち説明欄（3）体育施設管理費を300万円増額いたしますのは、吉久保多目的広場等をはじめとする町内のグラウンド等の芝生化に向けた基本構想策定の委託料であります。

最後に、12款1項1目予備費を4,784万2,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（高畑博行君） 歳出に関する質問を1点だけさせていただきます。

20ページ、2款7項1目24節投資及び出資金、説明欄（5）の官民連携推進事業費の創業支援投資事業有限責任組合出資金1億円についてですけれども、自分の所管の案件なんですけれども、委員会で質問すべきですけれども、非常に重要な問題だけにこの場で伺います。

全員協議会でファンド設立についての説明はありましたが、この投資事業有限責任組合設立については、町の条例制定は必要ないのか。

また、設立の是非を論議しないまま、本年度の出資金1億円を補正で出しているものかどうか。

その点を伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 高畑議員にお答えします。

組合の設立に当たる条例の制定が必要かということでございますが、こちらについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条による組合契約を締結することで成立いたしますので、町の条例制定については不要と考えております。

二つ目の、この組合設立の是非等を問わない中でこれを行ってよいかというようなところでございますが、一応こちらにつきましては、町の中でも順番に必要な調整はしてまいりまして、タイミング的に今、資金の問題ですとか、財源の問題ですとか、ふるさと納税の関係等もございまして、実施が可能ではないかということで今回上げさせていただいております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 1点お尋ねします。

歳出の2款1項6目の15、防犯カメラの設置ということで時代に即応して結構なことだと思うんですけども、535万8,000円ということですけども、何台設置して時期はいつからこれを発注するのか、その辺のところを。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野一彦君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置台数ですが、予算上は10台を予定しております。

ただし、設置する場所により、自立柱を独立で立てる場合、それから既にある既設の柱を利用する場合等ございますので、おおむね10台ということで、実際には工事を発注してみないとその台数は最終的には決まってしまうものと考えております。

また、発注の時期ですが、補正予算をこの後御審議いただきまして、議決いただきましたら、速やかに発注の作業の方に移ってまいり、年度内にはその予定台数を設置したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第29 議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,914万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,914万円とするものであります。

はじめに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金の64万8,000円の増額は、制度の見直しによる被用者保険の

被扶養者であった方の、減免期間の変更に対応するためのシステム改修に要する財源として増額するものであります。

7款1項1目その他繰越金の1億2,849万2,000円の増額は、平成30年度の決算剰余金として確定した1億9,743万2,000円と当初予算で見込んでおりました6,894万円との差額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄(2)一般管理費の13節国保制度改正システム改修を64万8,000円増額しますのは、先ほど歳入でも御説明いたしました、制度の見直しによる被用者保険の被扶養者であった方に対する減免期間の変更に対応するためのシステム改修に要する事業費であります。

10款1項1目予備費を1億2,849万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第81号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)

○議長(池谷洋子君) 日程第30 議案第81号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第31 議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ23万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,293万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

3款1項1目繰越金を23万2,000円増額いたしますのは、平成30年度決算に伴い、前年度繰越金が確定したことにより増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページの、1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を23万2,000円増額いたしますのは、出納整理期間中に納付された普通徴収保険料を広域連合に納付するために増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第32 議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長。

○経済建設部長（高村良文君） 議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

1 ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ150万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億1,098万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

6 ページをお開きください。

先に予算書中段、5款1項1目繰越金、説明欄1、前年度繰越金を112万1,000円減額いたしますのは、平成30年度決算に伴う前年度繰越金が確定したものであります。

次に、戻りまして上段、4款1項1目一般会計繰入金、説明欄1、一般会計繰入金を112万1,000円増額いたしますのは、歳入歳出の差額を調整するものであります。

次に、7款1項1目1節下水道事業債、説明欄2、地方公営企業法適用事業債を150万円増額いたしますのは、令和5年度までに下水道事業について公営企業会計を適用するよう総務省からロードマップが示されたため、地方公営企業法の適用に係る基本計画を策定するための借入れをするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7 ページをお開きください。

1款1項1目下水道総務費、説明欄(2)下水道維持管理費13節委託料を150万円増額いたしますのは、歳入でも御説明いたしましたが、令和5年度までに下水道事業につきまして公営企業会計を適用するよう総務省からロードマップが示されたため、地方公営企業法の適用に係る基本計画を策定するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第33 議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（池谷洋子君） 日程第33 議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、土地開発基金所有の土地の売払い金額及び前年度の繰越金額が確定をしたことから、歳入予算の組み替えを行うものであります。

それでは、予算書の4ページを御覧ください。

1款2項1目不動産売払収入を2,348万8,000円増額いたしますのは、土地開発基金所有の桑木地内の土地を足柄サービスエリア周辺地区の開発事業者に売り払う土地売払い代金であります。

次に、順序は飛びますけれども、一番下の段の、3款1項1目繰越金を8,719万5,000円増額いたしますのは、前年度繰越金額が確定したことによる前年度繰越金であります。

ページ中ほどの、2款2項1目一般会計繰入金につきましては、先ほどの不動産売払収入2,348万8,000円と繰越金8,719万5,000円の合計金額であります1億1,068万3,000円を減額し、調整をいたしました。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第34 議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第34 議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野一彦君） 議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,085万5,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を19億7,585万5,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

7款1項1目繰越金の1節の説明欄(1)前年度繰越金を6,085万5,000円増額しますのは、平成30年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の説明欄(2)一般管理費を5万7,000円増額しますのは、今年度1名増員した認知症地域支援推進員の新任研修受講のため生じる普通旅費及び職員研修負担金であります。

次に、下段から次の7ページにかけて、4款2項1目一般介護予防事業費の説明欄(2)一般介護予防事業費を17万5,000円増額いたしますのは、介護予防の新規事業として開始する「おやまのいばしょ」に登録する団体等へ交付するのぼり旗の作成等により生じる消耗品費及び手数料であります。

最後に、6款1項1目予備費を6,062万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第35 議案第86号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(池谷洋子君) 日程第35 議案第86号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第36 議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(池谷洋子君) 日程第36 議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ290万6,000円を増額し、予算の総額を36億310万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書、5ページを御覧ください。

2款1項1目1節繰越金を290万6,000円増額いたしますのは、平成30年度決算が確定したことに伴う増額であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費を290万6,000円増額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を一般会計繰出金に計上するものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

たたいま議題となっております議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第37 議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(池谷洋子君) 日程第37 議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,631万4,000円を増額し、予算の総額を1億6,451万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

補正予算書、6ページを御覧ください。

2款1項1目1節繰越金を31万4,000円増額いたしますのは、平成30年度決算が確定したことに伴う増額であります。

次に、3款1項1目1節用地取得等事業債を6,600万円増額いたしますのは、この後、歳出で御説明をいたします委託料の増額分に充当するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

2款1項1目13節委託料を6,600万円増額いたしますのは、上野工業団地造成事業区域内の埋設物調査をするものであります。

次に、4款1項1目予備費を26万6,000円減額いたしますのは、先ほど御説明をいたしました、繰越金31万4,000円と合わせて、7ページ上段の、1款1項1目3節の職員手当等の増額分58万円に充当するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

たたいま議題となっております議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第38 議案第89号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（池谷洋子君） 日程第38 議案第89号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

たたいま議題となっております議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第39 議案第90号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(池谷洋子君) 日程第39 議案第90号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

たたいま議題となっております議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第92号 工事請負契約の締結について、議案第93号 工事請負契約の締結について、議案第94号 工事請負契約の締結についての3件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号から議案第94号までの3議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長(池谷洋子君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第92号から議案第94号の3議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長(池谷晴一君) 今回、追加提案いたしましたのは、工事請負契約の締結3件であります。はじめに、議案第92号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度工業団地アクセス道路整備事業町道3099号線道路改良工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第93号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺改修工事（コミュニティ供用施設）助成事業須走コミセン等改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度小山球場改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、各議案の審議に際し、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

追加日程第2 議案第92号 工事請負契約の締結について（令和元年度 工業団地アクセス道路整備事業 町道3099号線道路改良工事）

○議長（池谷洋子君） 追加日程第2 議案第92号 工事請負契約の締結についてを議題とします。補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第92号 工事請負契約の締結についてであります。

追加議案書、1ページから御覧ください。

本案は、令和元年度工業団地アクセス道路整備事業町道3099号線道路改良工事の工事請負契約であります。

工事の内容は、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路として位置づけをしております、町道3099号線につきまして、延長570メートル、幅員9.5メートルで、道路改良工事を実施するものであります。

主な工種につきましては、土工が一式、側溝工が1,274メートル、集水ます工を28カ所、路盤工を1万50平方メートル、防護柵工を199メートル施工するものであります。

工事入札は、去る8月27日、町内業者7者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社室伏組が2億4,850万円で落札決定し、消費税相当額2,485万円を加え、2億7,335万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和2年3月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第92号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第93号 工事請負契約の締結について(令和元年度 東富士演習場周辺改修
工事(コミュニティ供用施設)助成事業 須走コミセン等改修工事)

○議長(池谷洋子君) 追加日程第3 議案第93号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
補足説明を求めます。須走支所長。

○須走支所長(後藤雅幸君) 議案第93号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度東富士演習場周辺改修工事(コミュニティ供用施設)助成事業須走コミセン等改修工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本事業は、昭和57年度に須走支所併設地区コミュニティ供用施設として建設された建物が35年経過し、建物及び設備に劣化が見られるため、コミセン・支所のリニューアル工事を行うものです。

工事の内容ですが、既存の建物の改修工事であるため、建築面積713.93平方メートル、延べ床面積690.30平方メートルで、改修工事の主なものは、屋根塗装工事527平方メートル、外壁塗装工事477平方メートルであります。

コミセンの部分につきましては、土足化を図り、使い勝手をよくし、貸室機能に加え、コミュニティを創出するためのフリースペース及び支援機能を持たせます。また、トイレのユニバーサル化として、男女トイレに加えて多目的トイレも設けます。

外構工事としまして、敷地内への進入路の間口を拡幅し、来客者用の駐車場の904平方メートルを整備いたします。

工事の入札ですが、去る8月27日、町内業者5者による指名競争入札を執行したところ、松井建設株式会社が1億3,100万円で落札決定し、消費税相当額1,310万円を加え、1億4,410万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、コミセン部分については、防衛8条の補助金を活用して実施いたします。

工事の完成予定期日は、令和2年3月16日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番(藪田豊造君) 今3月いく日って言ったか、もう1回。

○議長(池谷洋子君) 藪田議員にお伝えします。ちゃんと席の方に出てお話をしてください。

○7番（藺田豊造君） 3月の何日と言ったかよく聞こえなかった、最後が。もう一度お願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○須走支所長（後藤雅幸君） 工期につきましては、令和2年の3月16日までを予定しております。以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第93号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第94号 工事請負契約の締結について（令和元年度小山球場改修工事）

○議長（池谷洋子君） 追加日程第4 議案第94号 工事請負契約の締結についてを議題とします。補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第94号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は6ページからになります。

本案は、令和元年度小山球場改修工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、平成6年6月に建設した小山球場が経年劣化などにより老朽化、不具合箇所が多数発生していることから、改修工事を行うものであります。

具体的には、管理棟及びダグアウトの改修、器具庫の新設、またスコアボードを含むバックスクリーンの改修とともに、守備側からも見えるサブスコアボードをスタンドに設置いたします。

更に、保護マットの改修、内外野の土壌改修などを行います。

工事入札は、去る8月27日に、町内業者5者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が1億6,200万円で落札決定し、消費税相当額1,620万円を加えた1億7,820万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、令和2年3月31日を予定しております。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（高畑博行君） ただいま提出されました小山球場改修工事に伴う工事請負契約の締結に関する質問をさせていただきます。

今回の改修工事については、グラウンド改修、スコアボード工事、ダグアウト、防球フェンス設置、防水塗装工事、ベンチシート工事などですが、これらの工事が完成すればかなり使い勝手がよくなると考えます。

ただ、私は以前から言ってきましたが、これだけの球場がありながら、設備上で大きな欠陥は、ナイター設備がないことなんです。大球場のような大型の照明でなくても、現在、中学校に設置してあるナイター照明より若干大きな照明設備をつけるべきではないのかなと考えています。そこまで球場設備が充実すれば、生涯学習課単独でなく商工観光課などと連携し、少年野球から高校・大学の野球チームまで、球場や宿泊施設の案内パンフを送付して合宿誘致をし、「富士に向かって大飛球」などのキャッチコピーで人寄せをし、町内のホテル・民宿とコラボして宿泊誘致もする。こんな発想だって生まれてきます。

今回の改修ではかないませんが、ナイター設備設置に向けた検討をぜひしていただきたいのですが、その点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 高畑議員の質問にお答えをいたします。

ナイター設備を設置して球場の利用環境はもちろん、その後の合宿の誘致ですとか人寄せ、それらについてというふうな御質問でございますが、現段階では先ほど説明したとおりの改修内容でございますので、ナイター設備はこれからということになりますが、隣接する多目的グラウンドですとか、多目的というか周辺の体育施設、これらのナイター照明の設置についても、かねてから議会の方からどうかというふうな意見は伺っております。

それら等勘案をしまして、また球場利用の団体ですとか、そういう利用者の声を反映させて、意見を聞きながら検討を加えていきたいと思っておりますが、現段階ではその可否についてどうかという事は、白紙といたしますか、これから考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（藪田豊造君） 1点質問させていただきます。

先ほどもありましたが、工期が3月31日、今回も3月31日ということですが。次の日からは年度が変わるにも関わらず、慌ただしいような工事の検査をしなければいけない。このような31日にした理由についてお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 藪田議員にお答えをいたします。

工期が3月31日ということで、それが終わって新年度の利用についてスムーズに、支障がない

ようにということであったというふうに思います。

また、検査等も含めまして3月31日に設定した理由でございますが、工事期間につきましては余裕をもって設定をしてはいるわけですが、検査等も全部踏まえまして、年度内には全て完了して、4月1日新年度からの利用に支障がないような形で進めていくといったところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第94号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月30日金曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第13号までの平成30年度会計決算13件と議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計14件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時50分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和元年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和元年8月30日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 推 進 課 長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
代 表 監 査 委 員	池谷 浩君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	5番 遠藤 豪君	6番 佐藤 省三君	

散 会 午後3時08分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第12 認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第14 議案第91号 平成30年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 認定第2号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第3号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第4号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第5号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第6号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第7号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第8号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 認定第9号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第10 認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第11 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第12 認定第12号 平成30年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第13 認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第14 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（池谷洋子君） 日程第1 認定第1号から日程第13 認定第13号までの平成30年度会計決算13件と、日程第14 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計14件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。平成30年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月3日の本会議において行いますので御承知願います。

補足説明は、はじめに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。

なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

はじめに、企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 認定第1号 平成30年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。なお、これからの補足説明につきましては、私を含めた各部長等は決算額につい

て1,000円未満を切り捨てて説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入から御説明を申し上げます。

決算書の12ページ、13ページを御覧ください。1款町税であります。平成30年度の町税全体の収入済額は38億9,300万7,000円で、収納率は99.0%、歳入に占める割合は10.6%となりました。平成29年度と比較をいたしますと、町税全体で8,296万8,000円、率にいたしまして2.1%の減額となりました。

項目ごとに見てみますと、1項の町民税につきましては、個人、法人を合わせました現年と滞納繰越分の収入済額は13億6,392万1,000円で、前年度に比べ5.6%、金額にいたしまして8,137万4,000円の減額となりました。そのうち、個人は2,217万5,000円の減額、法人につきましては5,919万9,000円の減額となりました。

個人及び法人町民税は、昨今の緩やかな景気回復によりまして、雇用・所得環境の改善が続いておりますが、法人町民税につきましては、町内の主要企業において設備投資等が行われたことが減額の大きな要因となったと考えております。

なお、個人町民税の収入済額のうち、滞納繰越分は538件の徴収で、924万1,000円となりました。

次に、2項1目の固定資産税の1節現年課税分であります。収入済額は23億795万2,000円で、前年度と比べますと911万2,000円の増額となりました。

収入調定ベースで見ますと、土地につきましては近年は下げ止まり傾向にありますが、標準宅地の評価額は3年に1度の評価替えによりまして下落しております。しかし、新規の宅地供給事業等の成果もあり、全体で0.3%、金額にいたしまして178万3,000円の減額にとどまりました。家屋につきましては、評価替え年度であることや大規模家屋の建築が少なかったことにより3.8%、金額にいたしまして3,116万3,000円の減額となったところであります。一方、償却資産につきましては、未来拠点事業の一環である湯船原地区にドリームソーラーが建設され、既存資産の原価率を上回ったことにより5.2%、金額にいたしまして4,214万円の増額となりました。

固定資産税の滞納繰越分につきましては、104件で、1,019万9,000円の収入済額となりました。

3項の軽自動車税につきましては、現年課税収入済額は5,315万3,000円で、前年度に比べ3.6%、金額にいたしまして186万4,000円の増額となりました。増額の要因は、平成28年度の税制改正により、13年を経過した車両に対する重課によるものであります。前年度と比べますと、収入調定ベースでは軽四輪乗用車が33台増加となっており、また、滞納繰越分は16件の徴収で、16万6,000円であります。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。4項の町たばこ税であります。収入済額は、一般品及び旧3級品とともに税率の引き上げがあり、1億3,857万1,000円で、前年度に比べ35万1,000円のわずかな増額となっております。しかし、従来からの健康意識の高まりや喫煙を取り巻く環境の変化により、喫煙者が減少傾向にあり、販売本数の減少は続いております。

次に、5項の入湯税であります。収入済額は574万4,000円で、前年度に比べ89.5%、金額に

いたしまして271万3,000円の増額となりました。増額の主な要因は、平成30年度中に課税対象となるホテル2施設が立地、稼働をしたためであります。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億185万2,000円ですが、前年度に比べて2.9%の増額となっております。

次に、16ページ、17ページにかけまして、3款利子割交付金は550万9,000円で、前年度に比べ1.4%の増額となりました。

次に、4款配当割交付金は1,050万1,000円で、前年度に比べ22.5%の減額となりました。減額の要因は、配当益の非課税枠がふえたことによるものと考えられます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は1,049万9,000円で、前年度に比べ33.6%の減額となりました。減額の要因は、株価の下落によるものと考えられます。

次に、18ページ、19ページにかけまして、6款地方消費税交付金は4億28万1,000円で、前年度に比べ3.1%の増額となっております。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金2億498万4,000円は、前年度に比べ4.2%の減額で、利用者は8,655人減り、35万6,543人でありました。

その下の8款自動車取得税交付金3,930万円は、前年度に比べ7.7%の増額となっております。

次に、20ページ、21ページにかけまして、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,428万2,000円ですが、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付をされるものであり、前年度に比べて4.0%の減額であります。

その下段の10款地方特例交付金の1,351万4,000円ですが、前年度に比べ11.6%の増額でありました。これは恒久的な減税による地方税の減収を補填するために措置をされた国からの交付金であります。

次に、その下の11款地方交付税3億7,992万9,000円ですが、前年度に比べて21.7%の減額となりました。減額の主な要因は、3月の省令の改正により特別交付税が大幅に減額をされたことであります。なお、普通交付税は3億2,407万4,000円で、単年度財政力指数は0.919となり、前年度から0.009ポイント増加し、9年連続で普通交付税の交付団体となったところであります。

続いて、34ページをお開きください。34ページの15款2項9目特定防衛施設周辺整備調整交付金の3億1,619万円は、いわゆる9条交付金と呼ぶもので、実弾演習を行う東富士演習場が存在することにより交付をされるものです。昨年度は、保育園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業、町道原向中日向線舗装補修工事などの道路事業、蓬原用排水路改修工事などの農業施設事業及び上水道第6期拡張事業の計18件の事業に充当をいたしました。

続いて、46ページ、47ページを御覧ください。46ページ、47ページの17款1項1目財産貸付収入3億3,712万9,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付料3億1,522万8,000円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸し付けをしているものであります。

続きまして、48ページ、49ページの、17款2項1目不動産売払収入2,538万7,000円の主なものは、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入で、合計7件の町有地を売却をいたしました。

続いて、18款1項2目ふるさと寄附金251億6,307万2,000円は、ふるさと納税による寄附金であり、その件数は29万5,000件余りでございました。

その下の3目総務管理費寄附金9,000万円は、一般社団法人須走彰徳山林会様からの財産管理寄附金6,000万円と株式会社クリード様からの自治振興費寄附金3,000万円であります。

続いて、52ページ、53ページをお開きください。52ページ、53ページの19款2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億3,320万円でございますが、これは、先ほど説明をいたしました特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業執行の手法として、基金を通じて保育園の運営に関する事業など五つの特定事業を執行するための繰入金であります。

次のページの、同じく5目総合計画推進基金繰入金7億万3,700万円は、各種事業の財源として繰り入れをしたものであります。

次に、58ページ、59ページをお開きください。58ページ、59ページの21款5項6目衛生費受託事業収入2億1,300万6,000円は、御殿場市・小山町広域行政組合から委託を受けて小山町が行いましたRDFセンター解体事業の平成29年度からの繰越明許費分の受託事業収入であります。

続いて、61ページの21款6項1目の雑入のうち、備考欄の下から10行目、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,540万3,000円は、協定に基づきまして、ミニポートピア富士おやまの売上額の1%を協力費として収入をしているものであります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

はじめに、72ページ、73ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち備考欄(3)行財政改革推進事業費の決算額は270万3,000円で、執行率は86%であります。8節行政アドバイザー謝礼161万円は、研修の講師、審査委員会の委員など、延べ66人の行政アドバイザーへの謝礼であります。

続きまして、76ページ、77ページをお開きください。2款1項4目財産管理費のうち、備考欄(3)基金管理費の決算額は97億5,376万2,000円で、執行率は100%であります。主なものは、財政調整基金積立金1億1,000万円、9条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金積立金2億2,289万円、ふるさと納税の寄附金を積み立てました文化財保護基金積立金4億円、教育振興基金積立金26億円及び総合計画推進積立金63億5,000万円であります。

これらの積み立てによりまして、平成30年度末時点の町の積立基金の合計は、平成29年度末から82億6,000万円ほど増えて、107億8,294万円余りとなりました。

なお、積立金の詳細につきましては決算書の527ページに記載をしておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、その下の備考欄(4)庁舎管理費の決算額は4,001万6,000円で、執行率は97%であります。主なものは、次のページの備考欄の中ほど、15節別棟建設2,946万8,000円で、昨年度

購入いたしました庁舎隣接の敷地に別棟及び倉庫を建設したものであります。

次に、84ページ、85ページを御覧ください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄(2)自治振興費の決算額は2,323万3,000円で、執行率は99%であります。主なものは、11節修繕料129万円で5カ所の区掲示板を修繕したものと、19節の区長交付金653万8,000円及び区運営交付金1,435万2,000円であります。

同じページの備考欄(4)協働推進費の決算額は329万7,000円で、執行率は94%であります。主なものは、19節須走まちづくり推進協議会補助金170万円と金太郎計画2020事業交付金118万円で、須走の補助金につきましては須走振興基金を財源に補助をしたものであります。

続きまして、86ページ、87ページを御覧ください。2款1項7目電算管理費の決算額は8,162万6,000円で、執行率は99%でありました。主なものは備考欄(2)電算管理費の14節総合行政システム機器使用料ほか13件の機器及びシステム等の使用料5,567万3,000円と、13節の町内小中学校セキュリティー強化対策549万5,000円で、これは小中学校の事務用のサーバー等を入れ替え、ネットワークを引き直すことにより、セキュリティーの対策のみならず、遠隔操作等を可能にして、管理運営をより効率的にした事業であります。

続いて、88ページ、89ページを御覧ください。9目諸費のうち、備考欄(2)臨時職員福利厚生費の決算額は4,416万2,000円で、執行率は99%でありました。主なものは、社会保険に加入する臨時職員の社会保険料であります4節臨時職員社会保険料3,819万6,000円であります。

次のページの、同じく10目土地開発基金費の決算額は2億7,917万7,000円で、執行率は100%であります。これは、土地の先行取得を行う土地開発基金の原資として土地取得特別会計に繰り出しをしたものであります。

続きまして、92ページ、93ページをお開きください。上段の2款2項2目賦課徴收費のうち、備考欄(2)課税事務費の決算額は5,238万2,000円で、執行率は98%であります。主なものは、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要する13節委託料の電算処理費2,397万4,000円と、23節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金2,236万3,000円であります。この還付金の主なものは、個人町民税や固定資産税の税額変更によるものや、法人町民税の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

続きまして、104ページ、105ページをお開きください。2款7項1目企画渉外総務費のうち備考欄(2)企画調査費の決算額は728万2,000円で、執行率は99%であります。主なものは、地方創生推進交付金による19節福祉理美容による地域活性化事業補助金500万円であります。

その下の、備考欄(3)地域公共交通活性化事業費の決算額は6,837万8,000円で、執行率は99.8%であります。主なものは、19節自主運行バス負担金6,285万7,000円で、有料コミュニティバスの運行を行っている事業者への負担金であります。

次に、107ページを御覧ください。107ページの備考欄(5)成美地区活性化事業費の決算額は7,970万円で、執行率は99%であります。主なものは、15節駐車場造成1,533万6,000円と、同じく

浄化槽設置970万1,000円及び17節の土地建物の購入費4,726万1,000円であります。この事業はAコープ小山店の土地建物を町が買い取り、マックスバリュエクスプレスを誘致をすることで、少子高齢化が著しい成美地区の活性化を目的としたものであります。

続きまして、112ページ、113ページを御覧ください。4目広域行政組合管理費の決算額は2億2,092万7,000円で、執行率は100%であります。主なものは、備考欄17節旧RDFセンター用地1億7,693万1,000円で、この土地につきましては、昨日、議案第61号 土地の処分について上程をし、承認をいただいたところであります。

次に、その下の2款8項1目広報広聴費のうち、備考欄(2)広報公聴費の決算額は1,631万1,000円で、執行率は98%であります。主なものは11節の印刷製本費963万5,000円で、広報おやま等の発行事業の経費であります。

次のページの備考欄(4)国際交流・姉妹都市交流費の決算額は610万6,000円で、執行率は99%であります。主なものは、19節海寧市交流事業交付金200万円で、海寧市からの公式訪問団に要する経費であります。

次のページの備考欄(5)ふるさと振興事業費の決算額は146億7,239万3,000円で、執行率は99.8%であります。これは、ふるさと納税の返礼品等に要する経費であります。主なものを説明いたしますと、12節手数料2億6,974万5,000円はクレジットカード等の決済手数料です。13節ふるさと振興事業123億1,825万円は、返礼品の購入や発送等にかかる経費であります。14節ふるさとチョイス等利用料20億3,520万3,000円は、いわゆるポータルサイトの利用料であります。26節災害支援金は、昨年7月の西日本豪雨で大きな被害を受けました愛媛県と北海道胆振東部地震で被害を受けた北海道安平町に対しまして、代理寄附により受領した支援金をお渡しをしたものであります。

その下の備考欄(6)スタジオタウン小山推進事業費の決算額は1,524万3,000円で、執行率は99.7%であります。主なものは、13節小山フィルムファクトリーの指定管理料900万円と、映画祭交付金550万円で、この映画祭は昨年度初めて実施をし、入場された方は1,000人を超え、御好評をいただいたところであります。

それでは最後に、270ページ、271ページを御覧ください。270ページ、271ページの11款1項公債費のうち、1目元金の決算額は8億1,785万4000円で、執行率は100%であります。これは221本の借り入れに対する償還金であります。

その下、2目利子の決算額は5,655万円で、執行率は99%であります。23節町債償還金利子5,654万9,000円は、241本の借り入れに対する利子の償還分であります。

以上で、平成30年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長(池谷洋子君) 次に、住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

決算書の28、29ページをお開きください。上段の14款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄の戸籍住民票関係手数料の843万3,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で2万4,702件分であります。

次に、下段の15款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄の障害者自立支援給付費負担金1億6,424万円ですが、歳出3款1項2目障害福祉費の自立支援給付費3億237万6,000円の約2分の1を国庫負担金として収入したものであります。

続いて、備考欄二つ下、国民健康保険基盤安定負担金1,466万6,000円は、被保険者の多くが低所得である国保保険者への支援分の2分の1を国庫負担金として収入したものであります。

次に、30、31ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄の個人番号カード交付事業費補助金144万5,000円と、その下、同事務費補助金93万円については、マイナンバーカードの交付事務に要する経費に対する国庫補助金であります。

その下、2目1節社会福祉費補助金の備考欄の地域生活支援事業補助金646万3,000円は、地域活動支援センター機能強化事業等に対する補助金であり、補助率は2分の1であります。

次に、36、37ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄上から2番目の障害者自立支援給付費負担金8,212万円は、先ほど御説明をした自立支援給付費に対し、県が負担する4分の1の分であります。

その二つ下、国民健康保険基盤安定負担金3,924万円は、国保税の低所得者に対する軽減分の4分の3と、被保険者の多くが低所得者である保険者支援分の4分の1を県負担金として収入したものであります。

次に、その下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,354万6,000円は、後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減分の4分の3を県負担金として収入したものであります。

次に、38、39ページをお開きください。中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄1番目の地域生活支援事業補助金303万6,000円は、先ほど御説明いたしました地域活動支援センター機能強化事業等に対する県補助金であり、補助率は4分の1であります。

その下、3番目の重度障害者（児）医療費補助金1,614万円は、重度障害者（児）医療費扶助額の2分の1を県補助金として収入したものであります。

その下、2節老人福祉費補助金の備考欄上の在宅福祉事業費補助金315万8,000円は、シニアクラブ活動運営交付金等に対する県補助金として収入いたしました。

次に、下段の3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄一番上のこども医療費補助金1,336万9,000円は、高校生相当18歳までの児童生徒等の入院、通院に係る医療費に対し、県補助金として収入したものであります。

次に、56、57ページをお開きください。21款3項1目1節老人福祉費納付金、備考欄の老人施

設入所者納付金492万3,000円は、養護老人ホーム2施設に入所している13人のうち10人からの費用徴収分であります。

次に、58、59ページをお開きください。21款5項2目1節老人福祉費受託事業収入、備考欄の健康診査受託事業1,006万4,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査1,211件分の委託料として受け入れたものであります。

次に、60、61ページをお開きください。6項1目2節雑入の備考欄12番目の予防接種負担金389万6,000円は、肺炎球菌予防接種及びインフルエンザ予防接種の自己負担金を受け入れ、その下、子ども医療費助成返納金等693万7,000円は、高額療養費として受け入れたものであります。

次の、63ページの備考欄2番目の後期高齢者医療負担金過年度精算金836万7,000円は、平成29年度に静岡県後期高齢者医療広域連合に納めた医療負担金等について、広域連合の精算に伴い受け入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

84、85ページをお開きください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄(3)防犯推進費の決算額は656万8,000円で、執行率は97%であります。主なものは、14節LED防犯灯等リース料341万8,000円で、LED防犯灯2,065灯分のリース料であります。

次に、94、95ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は4,337万5,000円で、執行率は98%であります。主なものは、備考欄(2)戸籍住民基本台帳事務費の13節電算処理394万6,000円で、住民情報業務処理及び印鑑登録管理業務を委託したものと、二つ下の住民基本台帳システム改修270万円は、マイナンバーカード等記載事項を充実させるための改修をしたもの。

次の、97ページの備考欄14節戸籍総合システム使用料767万4,000円で、システム使用料と機器借上料などです。備考欄(3)個人番号カード関連事務費552万9,000円では、7節臨時職員賃金214万5,000円と14節統合端末使用料134万2,000円、19節通知カード・番号カード事務交付金148万4,000円を地方公共団体情報システム機構へ支払ったものが主なものとなります。

次に、116、117ページをお開きください。2款9項1目交通安全対策費の決算額は1,328万円で、執行率は99%であります。主なものは、次の118、119ページの備考欄(2)交通安全推進費の19節交通安全指導員設置費負担金の350万6,000円で、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費等を御殿場市と小山町で負担するものです。

次に、120、121ページの最上段、3款1項1目社会福祉総務費の決算額は7,206万5,000円で、執行率は98%であります。主なものは、備考欄(2)の社会福祉総務費の19節社会福祉施設移転整備補助金309万2,000円は、障害者支援施設の移転に伴い関係市町として補助金を交付したものです。その二つ下、地域生活支援事業交付金292万8,000円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、助言、手続、調査等にかかる経費として、民生委員・児童委員協議会へ交付したものであります。

次に、(3)の社会福祉協議会運営補助費、次の123ページの19節社会福祉協議会職員費交付金2,600万円は、社会福祉協議会の職員に対する人件費4人分の交付金であります。

次に、その下、3款1項2目障害者福祉費の決算額は3億9,689万4,000円で、執行率は96%であります。主なものは、備考欄下段の(3)重度心身障害者(児)援護費、次の125ページの20節重度障害者(児)医療費扶助の4,125万2,000円で、重度心身障害者の医療費の自己負担分を助成するもので、扶助者は332人でありました。

備考欄(5)自立支援給付費では、20節障害介護給付費の2億9,768万3,000円が主なもので、身体障害者及び知的障害者の入所施設、居宅介護支援、就労継続支援などの扶助費であります。

その下、備考欄(6)自立支援医療給付費では、20節自立支援医療費扶助の1,046万7,000円が主なもので、更生医療や療養介護への扶助費であります。

その下、(7)地域生活支援事業費では、13節地域活動支援センター事業の1,187万2,000円、こちらは障害者相互支援法の規定により町が実施する障害者の活動機会や社会との交流を促進するための事業費であり、その下、障害者相談事業493万円は、障害者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う事業を四つの社会福祉法人等に委託しているものが主なものであります。

その下、20節重度身体障害者(児)日常生活用具扶助480万3,000円は、補装具や補助具などの購入補助であります。

次に、126、127ページをお開きください。3款1項3目健康福祉会館管理費の決算額は3,055万1,000円で、執行率は100%であります。主なものは、備考欄(2)健康福祉会館管理運営費13節健康福祉会館指定管理料の2,924万円であります。施設の管理運営を指定管理者が担い、サービスの向上及び利用者数の増大を図っております。

次に、128、129ページをお開きください。3款2項1目老人福祉総務費の決算額は8,699万5,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄(2)高齢者福祉推進費の19節の2市1町共通無料券負担金718万7,000円、その下のシルバー人材センター運営助成金900万円です。更に七つ下の養護老人ホーム建設事業交付金920万円は、養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う借入金の元金及び利子に対する交付金であります。

次に、130、131ページをお開きください。備考欄(4)老人保護措置費の20節老人措置費3,248万6,000円は、養護老人ホーム2施設へ入所している町民13人に係る措置費であります。

次に、3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億2,000万5,000円で、執行率は99%であります。主なものは、132、133ページをお開きください。備考欄中段の(2)後期高齢者医療事業費の13節の健康診査業務1,523万5,000円で、受診者は1,211人、受診率は49.3%でありました。その下、(3)後期高齢者医療負担金では、19節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金878万7,000円と、その下、医療給付費負担金1億5,764万7,000円が主なものであります。

次に、144、145ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費の決算額は2億2,264万6,000円で、執行率は99%であります。主なものは、次の146、147ページの備考欄(2)保健衛生

管理費につきましては、19節5番目の看護学校運営費等負担金669万1,000円と、20節精神障害者医療費扶助401万9,000円であります。

その下、(3)救急医療対策事業費の主なものは、19節御殿場市救急医療センター負担金5,075万4,000円で、昨年度中にセンターを利用された方1万6,633人のうち、小山町民の利用者は2,433人で利用者全体の14.6%でした。

その下、御殿場市医師会2次救急医療業務負担金929万2,000円は、御殿場市医師会にお願いしている2次救急業務の小山町負担分を御殿場市へ支払ったものであります。備考欄二つ下の、小児2次救急医療業務等負担金503万円は、御殿場市医師会管内における小児2次救急医療の充実を図るとともに、重篤患者の救急体制整備を推進するための負担金であります。

その下、公的病院等運営費補助金5,000万円は、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し、特別交付税措置がなされるため、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ助成をし、地域医療の充実を図ったものであります。

次に、148、149ページをお開きください。4款1項2目予防費の決算額は5,005万7,000円で、執行率は98%であります。主なものは備考欄(2)感染症予防費の13節個別接種4,446万8,000円で、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ6,215人でありました。

次に、下段の4款1項3目健康づくり推進費の決算額は5,828万6,000円で、執行率は94%であります。主なものは、次の150、151ページ、備考欄中段の(3)生活習慣病予防費の13節保健事業4,039万2,000円で、そのうち、がん検診に要した費用は3,865万1,000円、受診者数は延べ7,781人でありました。下段の(5)クアオルト健康ウォーキング推進事業につきましては、128万8,000円を執行し、昨年度11月から月6回の定例ウォーキングを実施しております。

次に、152、153ページをお開きください。4款1項4目母子保健事業費の決算額は1億58万5,000円で、執行率は92%であります。主なものは備考欄(2)母子保健事業費の8節謝礼133万2,000円は、各種健診や訪問指導をお願いした専門職への謝礼であり、13節保健事業1,213万3,000円は、妊婦健康診査や乳児健康診査、妊産婦新生児訪問指導や乳幼児を対象とする相談業務、産婦健診や産後ケア事業などに要した経費であります。20節不妊・不育治療費助成213万1,000円は、それぞれの治療を受けている方に助成を行ったものであります。

備考欄最下段(3)こども医療費助成費、次の155ページの20節こども医療費助成7,597万1,000円で、従来の中学3年生までに加え、昨年10月からは高校生相当の年代まで対象を拡大し、通院、入院、全ての医療費に係る自己負担分、延べ3万4,223件を助成したものであります。

次に、中段以降の4款2項1目環境保全総務費のうち、備考欄下段の(2)環境保全事業費の決算額は126万3,000円で、執行率は96%であります。主なものは13節環境基本計画調査97万2,000円で、子ども達の環境教育を兼ね、上野川で水生生物の調査を実施したものです。

次の、156、157ページの中段、備考欄(4)ごみ減量リサイクル推進事業費の決算額は291万8,000円で、執行率は92%であります。主なものは、19節資源リサイクル活動奨励交付金177万2,000円

で、子ども会や婦人会など31団体が回収した新聞紙、段ボール、雑誌、牛乳パック、アルミ缶などの資源物221トンに対し活動奨励費として交付したものであります。

備考欄下段の（7）広域行政組合斎場負担金1,213万8,000円と、（8）広域行政組合衛生センター負担金7,127万3,000円については、広域行政組合が運営している施設に係る小山町の負担分であります。

次に、最下段の4款2項2目公害対策費の決算額は260万円で、執行率は97%であります。主なものは、次の159ページの備考欄13節の河川や特定事業場、工業排水路などの水質測定業務とダイオキシン類の測定業務であります。

次に、その下、4款3項1目清掃総務費の決算額は6,387万4,000円で、執行率は99%であります。主なものは、備考欄（2）塵芥収集事業費の13節塵芥収集運搬4,919万円で、家庭から出されるごみについて、町内を4地区に分けて収集運搬を実施している経費であります。

ちなみに、平成30年度の家庭ごみの収集量は3,731トン、町民1人当たりの収集経費は2,614円、町民1人1日当たりの排出量は542グラムとなり、前年に比べて8グラム増加しております。

次に、160、161ページをお開きください。2目塵芥処理費の備考欄の（2）塵芥処理費の決算額は1,194万5,000円で、執行率は95%であります。主なものとして、11節光熱水費167万2,000円は、最終処分場の水処理施設の電気料であり、修繕料169万7,000円は水処理施設の放流ポンプ脱着装置及び原水槽フロートスイッチ等の交換修繕に要した経費です。

その下、13節では一般廃棄物中間処理205万3,000円で、収集した資源ごみのうち、古紙類の中間処理、並びに動物死体の運搬及び焼却処分を処理業者委託した経費であります。

その下、一般廃棄物最終処分場浸出水施設管理161万9,000円は、水処理施設の保守点検に要する経費であります。

その下、14節では、一般廃棄物最終処分場用地賃貸借料365万5,000円で、最終処分場の底地2万2,982平方メートルに対する賃借料を7人格の地権者に対し支払ったものであります。

次に、その下（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金8,881万2,000円は、広域行政組合が管理運営する富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る小山町の負担分であります。

最後に、180、181ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の備考欄（4）消費者行政費の決算額は313万1,000円で、執行率は99%であります。主なものは、次の183ページの備考欄7節消費生活相談員賃金268万8,000円であり、消費生活センターに有資格者を配置し、消費生活に係る相談業務実施することにより、消費トラブルの解決を図っております。

以上で、住民福祉部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、経済建設部長 高村良文君。

○経済建設部長（高村良文君） 続きまして、経済建設部関係の一般会計決算について御説明いたします。

はじめに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書の22、23ページをお開きください。13款1項1目1節農業費分担金、収入済額5,287万7,000円の主な内訳は、県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区及び北郷南西部地区と、県営畑地帯総合整備事業アグリふじおやま地区の分担金で、受益者から徴収したものであります。

次に、32、33ページをお開きください。15款2項5目1節道路橋梁費補助金5億6,271万1,000円の主なものは、町道上野大御神線道路改良舗装工事に対する防衛施設道路整備事業補助金と、（仮称）小山P Aスマートインターチェンジアクセス整備に関する町道3628号線の道路改良工事、町が管理する橋梁の長寿命化計画から進める橋梁補修工事などに対する社会資本整備総合交付金であります。

次に、40、41ページを御覧ください。16款2項4目1節農業費補助金1,843万円の主なものは、備考欄上から4行目、中山間地域等直接払い交付金575万3,000円と、備考欄上から8行目、多面的機能支払補助金256万円は、いずれも農業の多面的機能の維持・発揮や、地域活動、営農活動に対する県補助金であります。また、2節林業費補助金2,083万1,000円のうち、備考欄上から2行目、林業整備事業補助金981万5,000円は、林道機械導入に係る県補助金であります。

次に、16款2項5目2節観光費補助金6,902万5,000円の主なものは、備考欄2行目の観光施設整備事業費補助金通次繰越分1,660万円と、その下、観光施設整備事業費補助金4,820万円で、豊門公園修景事業及び森村橋修景復元整備事業に対する県補助金であります。

次に、48、49ページをお開きください。17款2項1目2節立木売払収入362万8,000円は、町有林の森林整備で発生した原木の販売収入であります。

次に、56、57ページをお開きください。21款4項1目1節勤労者住宅建設資金元利収入1,338万1,000円は、年度当初に静岡県労働金庫へ預託いたしました平成21年度から平成23年度までの貸し付け3件分の償還金を収納したものであります。

次に、58、59ページをお開きください。21款5項4目2節観光費受託事業収入623万5,000円の主なものは、備考欄1行目の富士山保全協力金徴収業務523万5,000円で、静岡県からの受託事業として、富士山須走口五合目において登山者から富士山保全協力金を徴収する業務の事業費を収納したものであります。

次に、60、61ページを御覧ください。21款6項1目2節雑入のうち、備考欄中ほど、道の駅地域振興センター利用料3,104万7,000円と道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、各施設における総販売額の5%を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

以上が、歳入関係でございます。

次に、歳出関係を御説明いたします。

164、165ページをお開きください。5款1項3目農業振興費は、決算額960万円で、執行率は76%であります。主なものといたしまして、次のページ、備考欄中段(3)有害鳥獣対策事業費のうち、19節小山町鳥獣被害対策協議会補助金132万6,000円は、鳥獣による農林業被害の軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲に対し、1頭当たり7,000円の補助を実施したものであります。

次に、下段5款1項5目土地改良事業費の決算額2,402万8,000円で、執行率は92%であります。主なものといたしまして、次ページ中段備考欄(3)土地改良施設維持管理費のうち13節ため池耐震計画策定200万円と、15節棚頭用水池耐震対策594万4,000円は、棚頭用水地及び中島貯水地の減災対策としてハザードマップの作成と棚頭用水地の耐震対策工事を実施したものであります。

次に、170、171ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費の決算額は4,799万8,000円で、執行率は98%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)中山間地域総合整備事業費のうち19節県営中山間地域総合整備事業負担金4,675万4,000円は、足柄金時地区及び北郷南西部地区において、静岡県がほ場整備等の工事及び換地業務等を実施しており、事業費の15%に相当する額を負担したものであります。

次に、172、173ページをお開きください。5款1項8目経営体育成基盤整備事業費の決算額は6,210万3,000円で、執行率は99%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)経営体育成基盤整備事業費のうち19節2段目、県営畑地帯総合整備事業負担金6,087万6,000円は、県営経営体育成基盤整備事業アグリふじおやま地区として、静岡県が上野地先に大規模施設園芸団地の農地造成工事を実施しており、事業費の20%に相当する額を町が負担したものであります。

次に、174、175ページをお開きください。5款2項1目林業総務費の決算額3,194万円で、執行率は55%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)林業総務費のうち、次ページの13節林地台帳整備事業577万8,000円は、森林法改正に伴う林地台帳整備を実施したものであります。

次に、備考欄(3)森林整備事業費のうち、13節森林整備地域活動支援事業372万6,000円は、新たな森林経営管理制度の施行に伴い実施いたします森林所有者への意向調査の準備調査業務を実施したものであります。

その下になります、19節森林整備事業補助金1,061万5,000円は、事業体の林業機械導入に伴う補助金であります。

次に、下段となります、5款2項2目林道費の決算額は3,609万9,000円で、執行率は99%であります。主なものといたしまして、次のページ、備考欄(3)林道整備事業費のうち15節県単・町単林道事業1,350万7,000円は、林道中島線、林道竹之下金時線、大洞山林道の路面改良工事を実施したもの、19節山村道路網整備事業負担金1,261万円は、県営事業林道金時線の改良工事に伴う静岡県への負担金であります。

次に、180、181ページを御覧ください。6款1項1目商工業振興費の決算額は9,181万9,000円で、執行率は99%であります。主なものといたしまして、備考欄中ほど(2)商工業振興費のう

ち、19節小山町商工会助成金830万円は、中小事業者の経営改善及び地域振興を推進するための助成金であります。

次に、186、187ページをお開きください。6款2項1目観光費の決算額は1億524万4,000円で、執行率は98%であります。主なものといたしまして、備考欄下段（2）観光振興費のうち、188、189ページ、13節観光地域づくり推進業務999万9,000円は、地方創生推進交付金を活用し、DMO事業を推進するため、小山町観光協会へ委託したものであります。

次に、その下、備考欄（3）富士山観光事業費、190、191ページ13節委託料2行目、富士山保全協力金徴収業務442万1,000円は、静岡県からの受託事業で、富士山登山者からの協力金の徴収業務をシルバー人材センターに委託したものであります。

次に、中段、備考欄（4）交流人口拡大事業費の19節、二つ目、大型観光キャンペーンの推進協議会の負担金163万2,000円は、平成30年度から3年間で実施する大型観光企画、静岡デザインレーションキャンペーンの1年目の事業費として、JRグループ6社や静岡県下35市町等で構成する協議会へ負担したものであります。また、下段にありますモータースポーツ協力会負担金100万円は、富士スピードウェイで50年ぶりに開催されました24時間耐久レースを地域一体となって応援し、町のPRや地域の消費拡大を図るための事業費として、地元で設立した協力会への負担金であります。

その下、フジゾンコランヒルクライム負担金200万円は、在日イタリア人と台湾サイクリストを招致し、実施いたしました自転車レースの事業費として、静岡県及び小山町等で構成する実行委員会への負担金であります。

次に、192、193ページをお開きください。6款2項2目町民いこいの家管理費の決算額は422万2,000円で、執行率は100%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）町民いこいの家管理費の11節修繕料360万1,000円は、あしがら温泉のボイラー回りの配管等の老朽化による漏水に伴いまして修繕を行ったものであります。

次に、6款2項3目道の駅管理費の決算額は332万6,000円で、執行率は72%であります。主なものといたしまして、194、195ページ備考欄（2）道の駅地域振興センター管理費のうち、18節大型ディスプレイ125万2,000円は、道の駅「ふじおやま」の利用者に観光案内や防災情報などを効果的に発信するため、滞留時間の長い地域交流ルームに70インチの大型ディスプレイを設置したものであります。なお、執行額が低い理由といたしまして、備考欄（3）道の駅観光交流センター管理費がゼロ円で、不測の事態に備え、年間修繕料として計上しておりました100万円を支出しなかったものであります。

次に、6款3項1目労働諸費の決算額は1,940万7,000円で、執行率は99%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）勤労者支援費のうち、21節勤労者住宅建設資金貸付預託金1,338万1,000円は、先ほど歳入でも説明いたしましたが、過年度分貸付残高に対する預託金といたして、年度当初に静岡県労働金庫へ預託したものであります。

次に、202、203ページをお開きください。7款2項2目道路維持費の決算額は6,155万6,000円で、執行率は14%であります。主なものとしたしまして、備考欄（2）町道維持管理費のうち、13節除雪942万4,000円と、備考欄（3）公共施設地区対応事業費4,655万円は、町内地区からの要望事項に対しまして135件の工事等を実施したものであります。また、補正予算による追加執行分として、翌年度へ繰り越しいたしました繰越明許費の欄3億6,956万9,000円は、平成30年度に実施がかなわなかった174件の要望事項に対し、工事等を実施するものであります。

次に、7款2項3目町道整備事業費の決算額は4億8,468万4,000円で、執行率は52%であります。主なものとしたしまして、備考欄（2）町道整備事業、次ページ、15節道路改良舗装事業1億1,467万6,000円は、特定防衛施設周辺整備調整交付金、通称9条交付金を活用し整備いたしました町道原向日向線舗装補修工事のほか7件の道路工事を実施したものであります。

その下、15節、道路改良舗装事業繰越明許2,183万5,000円は、御殿場農協小山支店横の町道1004号線道路改良舗装工事を実施したものであります。

次に、17節道路敷地4,202万6,000円は、須走地内の町道4211号線道路新設工事のほか6件の道路用地の買収を行ったものであります。

次に、下段、7款2項4目公共道路整備事業費は、社会資本整備総合交付金を活用した道路整備に係る事業費であります。決算額は8億150万1,000円で、執行率は64%であります。説明につきましては、206、207ページをお開きください。主なものとしたしまして、備考欄（2）公共道路整備事業費の13節橋梁及び道路整備事業4,749万2,000円は、一色地先の新東名高速道路建設に伴う町の側道整備事業として町道3975号線新設工事及び周辺の付け替え工事を中日本高速道路株式会社へ工事委託したものであります。

次に、15節町道整備（繰越明許）1,771万2,000円は、役場前町道1065号線道路舗装工事を実施したものであります。その下、17節道路敷地2,543万4,000円は、町道大胡田用沢線道路改良工事に伴う道路用地の買収を行ったものであります。

次に、備考欄（3）新東名関連町道整備事業費（逡次繰越）の主なものとしたしまして、下段13節橋梁及び道路整備事業3,187万6,000円は、用沢地先における（仮称）小山パーキングエリアに設置されるスマートインターチェンジのアクセス道路、町道3628号線新設工事及び周辺の付け替え工事を中日本高速道路株式会社へ工事委託したものであります。

次に、208、209ページをお開きください。1行目、15節道路改良舗装事業8,532万円は、大御神地先の町道3628号線道路改良舗装工事を町の工事として実施したものであります。

次に、備考欄（4）道路構造物長寿命化事業費のうち、13節東名跨道橋補修工事委託1,640万4,000円は、町道2318号線の向原橋ほか2橋の補修工事を中日本高速道路株式会社に委託し実施したものであります。その下、東名跨道橋補修工事委託（繰越明許）6,252万3,000円は、町道2145号線の古城橋ほか1橋の橋梁補修工事を、同じく中日本高速道路株式会社に委託し実施したものであります。

次に、15節橋梁長寿命化修繕工事4,384万9,000円は、町道2181号線の向田橋ほか2橋の橋梁補修工事を町が実施したものであります。

次に、210、211ページをお開きください。7款2項5目防衛施設道路整備事業費の決算額は4億2,531万1,000円で、執行率は57%であります。主なものは、備考欄(2)防衛施設道路整備事業費のうち、15節道路改良舗装4,052万7,000円と、17節道路敷地2,700万8,000円と、その下、22節立竹木等物件移転補償費2億8,716万3,000円は、大御神地内における町道上野大御神線道路改良工事を実施したものであります。また、備考欄の15節道路改良舗装(繰越明許)6,897万9,000円につきましては、須走地先の町道3866号線、通称1本ケヤキ線道路改良舗装工事を実施したものであります。

次に、7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は1,857万2,000円で、執行率は99%であります。212、213ページをお開きください。主なものとして、備考欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費の15節急傾斜地崩壊防止事業1,849万9,000円は、竹之下地内の竹之下神田急傾斜地の法面対策工事を実施したものであります。

次に、7款3項1目河川費の決算額は367万1,000円で、執行率は18%であります。主なものとして、備考欄(2)普通河川維持管理事業費の15節河川維持事業358万8,000円は、普通河川堀城川ほか3件の河川維持工事を実施したものであります。また、補正予算による追加執行分として翌年度へ繰越しました繰越明許費1,600万円は、平成30年度に実施が叶わなかった8件の河川関係に関する地区要望に対し、河川改修工事を行うものであります。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わりにします。

○議長(池谷洋子君) 次に、未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 未来創造部の一般会計決算の補足説明をいたします。

はじめに、歳入の主な内容について御説明をいたします。

決算書の22、23ページを御覧ください。13款1項2目1節商工費分担金の備考欄2行目、南北幹線道路流末排水路整備事業県分担金504万5,000円は、本町と静岡県とのアロケーションにより整備した流末排水路整備業に関わる県分担金で、協定に基づき工事費の71%相当分を受け入れたものであります。

次に、26、27ページを御覧ください。14款1項4目農林水産業使用料のうち、1節農業使用料収入済額146万2,000円の主な内訳は、パークゴルフ場使用料54万円ほか2件の使用料であります。

続きまして、6目土木使用料のうち、3節住宅使用料5,100万4,000円は、町営住宅12団地の家賃収入と平成29年度以前の家賃収入であります。ちなみに、現年度分の収納率は98%でありました。

次ページを御覧ください。14款2項4目1節計画調査手数料65万9,000円のうち、備考欄、開発行為許可等申請手数料55万1,000円は、民間の開発行為等の許可申請等の手数料であります。

次に、32、33ページを御覧ください。15款2項5目1節道路橋梁費補助金の備考欄6行目、社

会資本整備総合交付金、工業団地アクセス道路等1億170万6,000円は、町道3078号線ほか湯船原地区の工業団地へのアクセス道路整備事業に関わる国庫交付金であります。

その下、2節計画調査費補助金5,000万円の内訳は、都市計画道路大胡田用沢線の用地取得費、物件移転補償費及び工事費に対する社会資本整備総合交付金であります。

その下、3節住宅費補助金1,647万5,000円の内訳は、備考欄1行目、静岡県が進めるTOUKA I-0（トウカイゼロ）の推進で、一般住宅におけるわが家の専門家診断補助事業19件に対する国の補助金収入済額44万円、備考欄2行目、木造住宅補強計画策定事業10件等の補助金78万円、その下3行目は、町営新緑ヶ丘団地2号棟改修工事及び南藤曲団地M1棟改修工事に対する社会資本整備総合交付金1,417万5,000円であります。

その下4行目、住宅相談支援事業補助金108万円は、この事務に携わる臨時職員に対する国からの補助金であります。

次に、40、41ページを御覧ください。16款2項6目2節住宅費補助金461万4,000円の主なものは、木造住宅の耐震化を推進するために実施したわが家の専門家診断19件、木造住宅補強計画策定10件、木造住宅耐震補強工事7件に対する県の補助金であります。

次に、46、47ページを御覧ください。17款1項1目1節土地貸付収入の備考欄下から2行目、太陽光発電事業敷地貸付料284万6,000円は、湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地としての町有地の貸付料であります。

次に、58、59ページを御覧ください。21款5項4目1節商工費受託事業収入のうち、備考欄1行目、足柄SA周辺地区用地事務受託事業661万4,000円は、開発事業用地の取得事務の委託に関わる経費を、協定に基づき開発事業者から受け入れたものであります。

その下、5目1節道路橋梁費受託事業のうち、備考欄、開発道路整備受託事業途次繰越費3,500万円、その下、現年分1億1,130万8,000円は、町道2416号線ほか足柄SA周辺開発道路の整備に関わる工事費を、協定に基づき開発事業者から受け入れたものであります。

次に、62、63ページを御覧ください。6項1目2節雑入のうち、備考欄10行目、災害協力金335万4,000円は、湯船原地区太陽光発電事業に伴い、蓄電池及びハイブリッド公用車のリース料相当額を発電事業者から受け入れたものであります。

以上が歳入であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

決算書は108、109ページを御覧ください。2款7項3目定住移住促進事業費の決算額は1億930万1,000円で、執行率は96%であります。主なものは、次ページ備考欄（2）定住促進事業費13節4行目、女性活躍促進事業696万6,000円は、女性の起業家育成を目的としてセミナー等を実施したものであります。

その下、若者移住促進事業費799万9,000円は、町外に住む若者が本町へ移住定住することを目的にイベント等を開催したものであります。

その下、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業799万7,000円は、本町の魅力を内外に発信し、町を訪れる子育て世代を定住移住へと結びつけることを目的にイベント等を開催したものであります。

次に、19節個人住宅取得資金利子補給金1,139万4,000円は、申請者164人に対して借入金の利子補給分として交付したものであります。

一つ置いて、定住促進事業助成金948万7,000円は、居住用地購入費25件、住宅購入9件、住宅の賃貸34件、北駿材使用住宅6件の計74件に交付したものであります。

その下、出産祝金支給425万円は、第2子に5万円を33人の方に、第3子に10万円を20人の方に、第4子に10万円を6人の方に交付したものであります。

次に、備考欄（3）結婚支援事業費13節結婚支援事業501万1,000円は、結婚を希望する方への出会いや結婚を応援するセミナー等を実施したものであります。

次に、134、135ページを御覧ください。3款3項1目児童福祉総務費のうち、備考欄（3）児童遊園地管理費94万3,000円は、町内31カ所の児童遊園地における遊具の修繕料、点検委託料であります。

次に、156、157ページを御覧ください。4款2項1目環境保全総務費のうち、備考欄（6）浄化槽設置推進事業費1,710万円の主なものは、19節合併処理浄化槽設置奨励事業補助金で、合併処理浄化槽46基の設置に対する補助金であります。

次に、174、175ページを御覧ください。5款1項11目農村公園管理費の決算額は1,010万8,000円で、執行率は98%であります。主なものは、備考欄（2）農村公園管理費13節維持管理委託料599万9,000円と備考欄（3）農村公園整備費15節工事請負費237万6,000円、足柄ふれあい公園バーベキューガーデン敷地内の排水工事を実施したものであります。

次に、182、183ページを御覧ください。6款1項2目企業立地推進費の決算額は1億6,843万4,000円で、執行率は79%であります。主なものは、備考欄（3）未来拠点事業費、185ページを御覧ください。13節下から5行目、小山PA周辺地区調査自然環境調査（繰越明許）810万円と、その下、物件調査、同じく（繰越明許）1,475万1,000円は、小山PA周辺地区の開発区域に関わる自然環境調査及び物件調査等を実施したものであります。

次に、その下、15節工事請負費のうち、流末排水路整備710万6,000円は、先ほど御説明をいたしました、県とのアロケーションにより、実施した湯船原地区の新産業集積エリアと上野工業団地を結ぶ町道3078号線、南北幹線道路の流末排水路整備工事費であります。

その下、調整池移設工事5,819万2,000円は、同じく町道3078号線の道路整備に伴い、支障となる民間事業所の既設調整池を移設したものであります。

その下、17節事業用地（繰越明許）1,680万3,000円は、同じく町道3078号線の道路整備事業の用地取得費であります。

次に、204、205ページを御覧ください。7款2項3目町道整備事業費のうち、備考欄（3）足

柄S A周辺地区開発道路整備事業費の決算額は、現年分が1億1,920万6,000円、逡次繰越費が3,500万円で、内容は先ほど御説明をいたしました、町道2416号線ほか足柄S A周辺開発道路の整備工事を、開発事業者から受託して実施をしたものであります。

次に、その下備考欄（4）湯船原アクセス道路整備事業費の決算額は、繰越明許費1億112万4,000円で、17節道路用地として湯船原地区の上野工業団地アクセス道路であります町道3099号線整備事業の用地買収費であります。

次に、208、209ページを御覧ください。7款2項4目公共道路整備事業費のうち、備考欄（5）東名足柄関連町道整備事業費の決算額は、現年分8,900万9,000円、繰越明許費3,256万8,000円、逡次繰越費3,728万2,000円で、主なものは、その下、13節町道整備工事委託、現年分3,337万1,000円と、逡次繰越費3,728万2,000円で、いずれも中日本高速道路株式会社東京支社に足柄スマートインターチェンジに接続する町道の取り付け工事等を委託したものであります。

次に、その下、15節町道整備、現年分4,709万4,000円と、繰越明許分2,598万円は、町道2414号線のほか足柄S Aやスマートインターチェンジのアクセス道路の改良及び舗装工事や、標識照明灯設置工事等を実施したものであります。

次に、備考欄（6）工業団地アクセス道路整備事業費の決算額は2億5,404万2,000円で、主なものは、211ページを御覧ください。4行目、15節道路改良工事1億8,493万円は、湯船原地区の上野工業団地アクセス道路であります町道3099号線の拡幅改良工事を実施したものであります。

その下、17節道路用地6,710万円は、同じく町道3099号線の拡幅改良に必要な用地買収費であります。

次に、214、215ページを御覧ください。7款4項2目都市計画費の決算額は2億1,281万1,000円で、執行率は95%であります。主なものは、備考欄（2）都市計画費繰越明許で、次ページ備考欄上から4行目、15節落合社宅解体工事費4,100万円であります。

次に、備考欄（3）都市計画道路整備事業費1億2,740万円のうち、15節大胡田用沢線道路整備1,349万7,000円は、都市計画道路大胡田用沢線道路改良ほか1件の工事、その下、17節大胡田用沢線用地費2,613万2,000円は、本事業関連用地6筆の取得費、その下、22節大胡田用沢線物件補償費8,640万9,000円は、2件の物件補償と、静岡県土地開発公社に対する償還金として支出をしたものであります。

次に、備考欄（5）足柄地区拠点整備事業費1,643万7,000円及び繰越明許496万8,000円の主なものは、13節委託料の現年分、（仮称）足柄駅交流センター実施設計費1,493万6,000円及び繰越明許による基本設計費496万8,000円であります。

次に、3目公園等整備費の決算額は1億5,308万3,000円で、執行率は80%であります。主なものは、次ページを御覧ください。備考欄（3）都市公園維持管理費2,006万8,000円のうち、13節施設維持管理委託料442万6,000円は、町内都市公園施設の浄化槽等保守点検、清掃業務及び防犯業務委託費等であります。

その下、実施設計費計499万円は、竹之下地先、誓いの丘公園整備事業の測量及び実施設計委託料であります。

その下、14節土地借上料364万5,000円は、須走なかよし公園ほか1カ所の土地借上料であります。

次に、備考欄（5）豊門公園整備費1億2,961万6,000円は、15節豊門会館改修工事ほか1件の工事請負費であります。

次に、220、221ページを御覧ください。7款5項1目住宅管理費の決算額は、7,092万4,000円で、執行率は84%であります。主なものは、備考欄（2）町営住宅維持管理費のうち、13節町営住宅管理代行1,695万6,000円で、町営住宅12団地の管理を静岡県住宅供給公社に委託したものであります。

その下、14節住宅用地借上料1,057万4,000円は、町営住宅敷地4万3,066.25平方メートルの借上料であります。

その下、15節住宅整備事業3,132万円は、町営住宅新緑ヶ丘団地2号棟の改修工事と、南藤曲団地M1棟改修工事費であります。

最後に、222ページ、223ページを御覧ください。2目建築指導費の決算額は2,669万8,000円で、執行率は94%であります。主なものは、備考欄（2）建築指導費1,036万2,000円のうち、19節木造住宅耐震補強補助金は、7件の耐震補強工事に対して550万円、その下、木造住宅補強計画策定補助金は、10件の木造住宅補強計画策定に対して110万4,000円を支出したものであり、先ほども御説明をいたしました、国庫補助金と県補助金を受けて木造住宅の耐震化を推進するプロジェクトTOUKAI-0（トウカイゼロ）の事業として実施をしたものであります。

以上で、未来創造部の一般会計の決算補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、危機管理監 野木雄次君。

○危機管理監（野木雄次君） 小山消防署と防災課関係について説明いたします。

はじめに歳入の主なものについてであります。

決算書の34、35ページをお開きください。

15款2項6目消防費国庫補助金の備考欄、演習場周辺消防施設設置事業費補助金727万7,000円は消防団第6分団のポンプ車買い替えに係るいわゆる8条補助金であります。

次に、42、43ページをお開きください。

16款2項7目消防費県補助金の備考欄、緊急地震津波対策等交付金961万1,000円は町が策定し

た地震津波対策等の取り組みに関する計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため交付されるものであります。平成30年度は家庭内家具固定等推進事業、消防団操法大会用可搬ポンプ購入などの事業に充当いたしました。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

224、225ページをお開きください。

8款1項2目非常備消防費の決算額は7,257万6,000円で執行率は95%であります。

主なものは消防団の運営管理及び消防施設維持管理のため資機材の整備等に要した費用として備考欄(2)消防団運営費の1節消防団員報酬587万2,000円で消防団員169人分の報酬であります。

その下、9節費用弁償1,244万2,000円は消防団員が火災警戒訓練等に出動した際の経費で、内訳といたしましては、建物火災2件、訓練445回等で年間出動団員数は延べ7,943人であります。

次に、3段下の11節消耗品費342万9,000円は消防団員に係る活動服、防火服及び消防ホース等の購入費用であります。

次に、226、227ページをお開きください。

備考欄下段、(4)消防団福利厚生費のうち8節消防団員退職報償金623万6,000円は消防団員12人の退職報償金であります。

次に、228、229ページをお開きください。

下段8款1項5目災害対策費の決算額は5,275万8,000円で執行率は96%であります。

主なものは、次の230、231ページになりますが、備考欄(2)地震対策費の11節消耗品費845万9,000円で避難所などにおける避難生活維持のための備蓄食料としてアルファ米1,200食などを整備したものであります。

次に、備考欄中段下、18節組み立て式避難所用トイレ269万8,000円は各避難所等に配備するための簡易トイレ10基の購入費用であります。

2段下の災害対策本部映像装置280万8,000円とその下、災害対策本部映像装置199万8,000円は災害時等において被災箇所をデータ化した上で画面に表示するためのシステム購入費とモニター増設費用であります。

次に、下段から232、233ページにかけて備考欄(3)自主防災推進事業費のうち19節、233ページ最上段になりますけれども、自主防災対策事業補助金312万9,000円は各自主防災会が実施しました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、小山町自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき23区の自主防災会へ交付したものであります。

次に、8款1項6目無線設備管理費の決算額は1,827万1,000円で執行率は92%であります。

主なものは備考欄(2)移動系無線設備管理費のうち13節Jアラート受信機更新業務239万2,000円で、国等からの情報を瞬時に町民等に伝達するシステムの更新費用であります。

次に、234、235ページをお開きください。

備考欄上段(4)同報系無線設備デジタル化整備事業費のうち主なものは13節実施設計226万

8,000円で、防衛の補助金を受けて実施する同報無線のデジタル化事業に伴う無線設備更新に係る設計費であります。

以上で小山消防署と防災課関係の説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、教育次長 長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君） 教育委員会関係決算の補足説明を行います。

はじめに、歳入についてであります。

決算書の22、23ページをお願いいたします。

一番下の13款2項1目1節児童福祉費負担金の受託児童保育負担金692万3,000円は他市町の子ども達が町内保育園等に在園していたことに伴う他市町からの負担金であります。実人数は16人、年間延べ140人の保育園児に係るもので、延べ人数では対前年度9人の増となりました。

次に、24、25ページをお願いいたします。

下段の14款1項2目2節児童福祉費使用料の主なものは備考欄の1行目の保育所保育料6,008万6,000円であり、平成30年度末では町内保育所及びこども園長時間利用に346人、町外保育所に8人、計354人が在園しておりました。延べ人数で対前年度66人の減となりました。なお、平成28年4月から第二子半額、第三子以降の無料化の施策を実施しております。

次に、26、27ページをお願いいたします。

中段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料の備考欄の1行目、702万1,000円は幼稚園保育料で月額6,100円、平成30年度末では人数で213人が在園しておりました。延べ人数では対前年度21人の減となりました。また、保育所保育料と同様平成28年4月から第二子以降無料化の施策を実施しております。

次に、同じ教育使用料のうち2節生涯学習施設使用料の備考欄の1行目、パークゴルフ場使用料は301万7,000円で利用者は延べ7,336人となっております。対前年度人数では365人の増、9万1,000円の増額となりました。

次に、28、29ページをお願いいたします。

下段の15款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金1億5,256万9,000円は児童手当に対する国からの負担金です。

その2行下、障害児施設措置費負担金2,578万4,000円は児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、30、31ページをお願いします。

15款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金3,026万円は地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業に対する国からの補助金です。同じくその3行下、子ども・子育て支援整備交付金531万2,000円は北郷小学校放課後児童クラブ施設建設に対する国からの補助金です。

次に、38、39ページをお願いします。

最上段の16款1項1目3節児童福祉費負担金の備考欄の1行目、児童手当負担金3,364万2,000円は児童手当に対する県からの負担金です。その2行下、障害児施設措置費負担金1,289万2,000円は児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する県からの負担金です。

次に、同じページ下段、16款2項2目3節児童福祉費補助金の備考欄の2行目、子ども子育て支援交付金1,533万3,000円は地域子育て支援拠点事業等に対する県からの交付金です。

次の行、放課後児童クラブ補助金908万円は放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金です。その4行下、社会福祉施設等施設整備補助金132万8,000円は北郷小学校放課後児童クラブ施設建設に対する県からの補助金です。

次に、歳出について説明いたします。

134、135ページをお願いします。

はじめに、3款3項1目児童福祉総務費の支出済み額は5,431万4,000円で執行率は94%です。主なものは下段の備考欄(5)児童発達支援事業費で、そのうち20節児童発達支援事業費1,017万8,000円とその下の放課後児童通所支援事業費3,883万5,000円になります。児童発達支援事業費は、幼児障害児施設への通所等に係る扶助として国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ50人が利用しております。延べ人数では対前年度7人の減となりました。

また、放課後児童通所支援事業費は就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対して同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ456人が利用しております。延べ人数で対前年度159人の増となりました。

次に、同じページ一番下の3款3項2目児童手当費の支出済み額は2億2,092万9,000円で執行率は99%です。

次の136、137ページの備考欄(2)児童手当費の20節児童手当2億1,988万円は、年3回延べ1万9,953人への児童手当の支給であります。延べ人数で対前年度369人の減となりました。

次に、同じページ中段、3款3項3目保育園費は4億2,774万5,000円で執行率は90%です。町立の3保育園ときたごうこども園の管理運営に係る経費で備考欄(1)職員人件費と備考欄(2)保育園管理運営費が主なものです。(2)保育園管理運営費の主なものは7節臨時保育士賃金5,974万3,000円、臨時調理員賃金2,033万3,000円、次の139ページ、11節給食の賄い材料費2,009万3,000円が主なものであります。

また、同じページの備考欄下段、20節施設型給付扶助費1,122万8,000円及び地域型給付扶助費476万円は他市町への委託保育18人分の扶助費であります。人数で対前年度15人の減となりました。

また、次の141ページ、備考欄下段(5)民間保育所施設運営費9,897万5,000円は、菜の花こども園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものであります。

次に、同じページ一番下、3款3項4目子育て支援事業費は9,472万9,000円で執行率は99%で

す。

主なものは次の143ページ、備考欄（１）職員人件費のほか備考欄（３）放課後児童クラブ費2,825万4,000円で五つの放課後児童クラブに係る経費です。平成30年度末では合わせて199人の児童が利用しました。

更に次の145ページ、昨年3月から運営しております子育て支援センター金太郎広場に係る経費の備考欄（４）子育て支援センター運営費1,332万6,000円と北郷小学校放課後児童クラブの施設建設に係る経費の備考欄（５）放課後児童クラブ施設整備費1,483万8,000円が主なものであります。

次に、ページ飛びまして234、235ページをお願いいたします。

ここからは9款教育費の説明をいたします。

9款1項1目教育委員会費は113万6,000円で執行率は94%、教育委員会の運営に係る経費です。

次に、下段9款1項2目事務局費は9,667万3,000円で執行率は98%、教育委員会事務局に係る人件費、事務費が主なものとなっております。

次に、238、239ページの最下段をお願いいたします。

9款2項小学校費の1目学校管理費は2億8,308万5,000円で執行率は45%です。なお、執行率が低い理由は支出済み額の横の欄に記載されております予算額3億3,000万円、エアコン設置に係る経費を翌年度平成31年度に繰越明許していることによるものであります。

学校管理費支出済み額の主なものは、次の241ページ備考欄（２）小学校管理運営費1億2,661万4,000円で、その中では学校の庶務及び事務を行う用務員及び事務員や教科の指導と校務事務を支援する町単独講師などの7節賃金と維持管理費であります11節光熱水費が主なものであります。

また、次の243ページの備考欄下段（５）小学校施設整備費1億773万9,000円は成美、明倫、足柄、北郷小学校のトイレ洋式化改修工事や施設等の修繕等に要した費用であります。

次に、244、245ページをお願いします。

9款2項2目教育振興費は2,123万5,000円で執行率は96%、小学校の日常の教育活動に要した経費です。主には備考欄（２）小学校教育振興費のうち13節、各小学校で週2回実施している外国人英語指導員派遣の委託費909万6,000円と学用品費や給食費等援助している備考欄（４）小学校就学援助費458万2,000円であります。

次に、同じページ下段9款3項中学校費の1目学校管理費は1億4,179万3,000円で執行率は53%です。なお、執行率が低い理由は小学校費と同様、支出済み額の横の欄に記載されている予算額1億1,750万円、エアコン設置に係る経費を翌年度平成31年度に繰越明許していることによるものであります。

学校管理費の主なものは次の247ページ備考欄（２）中学校管理費で小学校費と同様、学校の庶務及び事務を行う用務員や事務員、教科の指導と校務事務を支援する町単独講師の7節賃金と11

節光熱費が主なものであります。

次の249ページの備考欄下段（5）中学校施設整備費2,735万2,000円は小山中学校、北郷中学校のトイレ洋式化改修工事や施設等の修繕に要した費用であります。

次に、250、251ページをお願いします。

9款3項2目教育振興費は1,646万3,000円で執行率は97%、中学校の日常の教育活動に要した経費であります。主には小学校費と同様備考欄（2）中学校教育振興費のうち13節各中学校で週3回実施しております外国人英語指導員派遣の委託費505万4,000円と学用品費や給食費等援助している備考欄（4）中学校就学援助費616万円であります。

次に、同じページ、9款4項1目幼稚園費は1億8,247万4,000円で執行率は80%です。幼稚園費も小中学校と同様予算額4,250万円、エアコン設置に係る経費を翌年度平成31年度に繰越明許をしております。

幼稚園費の主なものは備考欄（1）職員人件費と次の253ページ、備考欄（2）幼稚園管理運営費の臨時職員の賃金が主なものであります。

次に、254、255ページをお願いいたします。

9款5項1目社会教育総務費は1億1,210万7,000円で執行率は45%です。なお、執行率が低い理由は支出済み額の横の欄に記載されています予算額1億3,131万8,000円、森村橋修景復元事業に係る経費を平成31年度に逡次繰越をしていることによるものであります。

社会教育総務費の主なものは備考欄（1）職員人件費2,942万円をはじめ、社会教育委員などの委員報酬や臨時職員賃金などの備考欄（2）社会教育総務費1,220万円、次の257ページ、森村橋修景復元事業の工事をしている備考欄（4）文化財費1,933万5,000円と同じく逡次繰越分4,340万円が主なものとなっております。

次に、258、259ページ下段、9款5項2目生涯学習推進費は293万7,000円で執行率は92%です。

主なものは13節生涯学習推進講演会に係る委託費や福知山市と文化団体の交流を行った芸術文化振興事業に係る経費であります。

次に、260、261ページ中段、9款5項3目図書館費は128万8,000円で執行率は98%、指定管理者の実施事業を除き読書推進事業等に要した経費であります。

次に、同じページ最下段、9款5項4目生涯学習センター管理費は1億5,839万7,000円で執行率は99%です。

総合文化会館、総合体育館などの維持管理に係る経費で、主なものは備考欄（2）文化会館等管理運営費のうち次の263ページ、備考欄上段の13節指定管理料1億3,000万円で生涯学習施設10施設の指定管理料であります。

次に、同じページ、9款6項1目保健体育総務費は3,267万7,000円で執行率は84%です。

備考欄（2）社会体育振興費の主なものは19節のNPO法人小山町体育協会の助成金1,000万円であります。また、多目的グラウンド外灯修繕などの（3）体育施設管理費891万6,000円、（4）

パークゴルフ場管理費735万2,000円が主なものであります。

以上で教育委員会関係の補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。なお、補足説明は各部長等の所管の会計順に行います。

それでは、はじめに認定第6号土地取得特別会計の1件について補足説明を求めます。

企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長（湯山博一君） 認定第6号平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

はじめに、歳入の主なものにつきまして御説明をいたします。

決算書の374ページ、375ページを御覧ください。

1款2項1目一般会計繰入金2億7,917万7,000円は菅沼地区に計画をしておりますこども園用地等の先行取得の財源として繰り入れをしたものであります。

次のページにかけまして、4款1項1目の財産貸付収入20万4,000円は土地開発基金所有の菅沼地区内の土地を新東名の工事事業者に駐車場として貸している土地貸付料であります。

続きまして歳出につきまして御説明をいたします。

378ページ、379ページをお開きください。

1款1項1目土地開発基金繰出金の支出済み額23万8,000円は土地貸付料収入と基金から生じた利子を土地開発基金に繰り入れをしたものであります。

次に、2款1項1目財産購入費の支出済み額1億9,198万円は先ほど歳入で説明いたしましたこども園用地合計1万6,650平方メートルの購入費用であります。

続きまして380ページを御覧ください。

土地取得特別会計の実質収支に関する調書です。

歳入総額は2億7,941万5,000円、歳出総額1億9,221万9,000円で差し引き8,719万6,000円が実質収支額となりました。

なお、当会計におきまして多額の不用額が生じております主な原因は土地開発基金保有の土地の売却が延びたこと、それから購入予定の土地売買契約の締結が延びたことなどが主な原因であります。

それでは最後に決算書の最終ページ528ページを御覧ください。

土地取得特別会計により管理をしております土地開発基金の状況であります。

所有している土地の面積は6万1,938平方メートルで、所有している現金は261万6,000円余りとなっております。

以上で土地取得特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、認定第2号国民健康保険特別会計、認定第4号後期高齢者医療特別会計、認定第7号介護保険特別会計の3件について補足説明を求めます。

住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長（小野一彦君） 住民福祉部関係の特別会計決算 3 会計について順次説明をいたします。

はじめに、認定第 2 号平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書280、281ページをお開きください。

最上段、1 款国民健康保険税は 4 億 2, 418 万 9, 000 円で歳入全体の 20. 5% であります。収納率は現年度分で 96. 4% でありました。なお、不納欠損額が 92 万 2, 000 円、収入未済額が 2, 998 万 3, 000 円でありました。

次に、284、285ページをお開きください。

中段の 4 款県支出金は 12 億 8, 307 万 5, 000 円で歳入全体の 62. 2% を占めています。平成 30 年度から静岡県が保険者として財政運営を担うこととなり、1 項 1 目 1 節の普通交付金 12 億 3, 952 万 5, 000 円は町が負担する療養給付費等を全額県が負担するため大幅に増加いたしました。

2 節の特別交付金 4, 354 万 9, 000 円は市町の経営努力の促進のための交付金や特定健診及び特定保健指導に係る定率の県負担と、新設された県特別交付金 2 号分として交付されるもので、県内市町ごとに異なる所得水準、医療水準を調整するものであります。

次に、286、287ページをお開きください。

6 款繰入金は 1 億 2, 129 万 9, 000 円で一般会計からの繰入金であり、保険税軽減に対する国や県からの負担金、国保の持つ構造的問題に対する国保保険者への支援分及び職員人件費等を繰り入れたものであります。

次に、288、289ページをお開きください。

7 款繰越金は 2 億 2, 638 万 1, 000 円を前年度から繰り越しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

296、297ページをお開きください。

1 款の総務費の決算額は 4, 962 万 2, 000 円で執行率は 98% であります。

その主なものは職員人件費や電算処理及びシステム改修費、国保連合会への負担金や国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営費用などであります。

次に、298、299ページをお開きください。

下段の 2 款保険給付費の決算額は 12 億 4, 504 万 3, 000 円で執行率は 94% であり、歳出全体の 66. 8% を占めております。その内訳では次の 300、301 ページの上段、1 項 1 目の備考欄（2）一般被保険者療養給付費 19 節現物給付一般分の 10 億 6, 667 万 4, 000 円と次の 302、303 ページ上段の 2 項 1 目の備考欄（2）一般被保険者高額療養費、19 節現物給付及び現金給付一般分の 1 億 5, 209 万 4, 000 円が主なものであります。

次に、306、307ページをお開きください。

下段の3款国民健康保険事業費納付金の決算額は4億9,890万2,000円で執行率は99%であります。これは、財政運営の責任主体となった静岡県が各市町の医療費の推移等を勘案して算定したものを納付金として負担したものであります。

次に、310、311ページをお開きください。

最下段の6款保健事業費の決算額は2,821万9,000円で執行率は96%であります。

主なものは次の312、313ページの1項1目備考欄(2)特定健康診査等事業費の13節特定健康診査事業1,969万円であり、1,564人が町内の医療機関において健康診査を受け、受診率は49.1%であり、その結果特定保健指導の対象者を152人抽出し、うち52人の方を支援しており、利用率は34.2%となっております。

その下、1目備考欄(2)保健衛生普及費の11節消耗品費109万5,000円は健康づくりカレンダーやジェネリック医薬品希望シールを国保世帯に配布いたしました。12節通信運搬費146万8,000円は医療費通知や健康づくりカレンダーの郵送料であります。

次に、314、315ページの2目備考欄(2)疾病予防費の20節脳ドック健診69万3,000円は30%の自己負担をお願いした上で45の方が脳ドックを受けたものであります。

次に、316、317ページをお開きください。

中段の9款諸支出金の決算額は4,114万円で執行率は97%であります。主なものは次の318、319ページの上段の1項3目償還金の備考欄(2)償還金の23節療養給付費等負担金精算返納金3,920万2,000円であります。

これは、毎月の医療費の支払いに不足が生じないように国が概算により負担していたものを前年度の医療費の確定を受け、精算し、返納したものです。

以上が歳出の主なものであります。

次に、320ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書であります。

歳入総額は20億6,036万6,000円、歳出総額は18億6,293万4,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億9,743万2,000円となりました。なお、単年度収支は2,895万円の赤字となっております。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第4号平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

最初に、歳入の主なものについて御説明いたします。

340、341ページをお開きください。

上段の1款後期高齢者医療保険料は1億8,709万7,000円で収納率は現年度分で99.7%であります。なお、不納欠損額は16万8,000円、収入未済額は67万9,000円でありました。

次に、中段の2款繰入金の3,139万5,000円は低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は

備考欄、保険料軽減分2,912万4,000円及び社保被扶養者軽減分の227万円で一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

344、345ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億2,014万6,000円で執行率は99%であり、歳出全体の99.8%を占め、歳入で受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、348ページをお開きください。

小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書であります。

歳入総額が2億2,127万1,000円、歳出総額は2億2,053万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は73万2,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、認定第7号平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

最初に歳入の主なものについて御説明いたします。

388、389ページをお開きください。

1 款保険料は4億3,642万円で、歳入全体の22.3%で収納率は現年度分で99.5%であります。なお、不納欠損額が159万8,000円、収入未済額は413万5,000円でありました。

保険料の主な内訳であります。1 節特別徴収保険料現年度分4億795万4,000円は年金から保険料徴収をしている第1号被保険者5,293人分で2 節普通徴収保険料現年度分2,726万3,000円は現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者699人分であります。

次に、中段の2 款国庫支出金は4億308万8,000円で歳入全体の20.6%を占めました。内訳であります。1 項1 目介護給付費負担金3億524万3,000円は施設給付分の15%と居宅介護給付分の20%に相当する額であります。

次に、2 項1 目調整交付金6,925万6,000円は給付費の5%相当額であります。

次の2 目地域支援事業交付金2,464万6,000円は歳出4 款の地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に390、391ページをお開きください。

中段の3 款支払基金交付金は4億5,893万3,000円で歳入全体の23.5%を占めました。第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の27%相当分であります。

次に、下段の4 款県支出金は2億6,590万7,000円で歳入全体の13.6%を占めております。保険給付費に対する県の負担分で施設給付分の17.5%、居宅介護給付分の12.5%、地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、392、393ページをお開きください。

下段の6款繰入金は2億8,044万円で歳入全体の14.3%を占めました。主なものは1項1目介護給付費繰入金2億1,795万6,000円で、保険給付費に対し町が負担する12.5%分と地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次の394、395ページ、中段の1項5目その他一般会計繰入金4,820万7,000円は人件費や介護認定審査会などに係る町からの事務費繰入金であります。

最後に、7款繰越金は1億496万5,000円を前年度から繰り越しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

398、399ページをお開きください。

1款総務費の決算額は4,834万8,000円で執行率は97%であります。

その主なものは職員人件費や臨時職員賃金、電算処理及びシステム改修費用、介護認定審査会に要する費用や認定調査に要する費用などあります。

次に、402、403ページをお開きください。

2款保険給付費の決算額は16億5,965万円で執行率は96%であり、前年度より2,591万6,000円増加し、歳出全体の89.4%を占めました。

その主な内訳であります。1項1目居宅介護サービス給付費の19節4億8,009万6,000円で、前年度に比べて1.5%増加し、受給者数は472人あります。主なサービスは要介護認定を受けた方が利用する訪問介護、通所介護サービスなどあります。

次に、最下段の3目地域密着型介護サービス給付費の19節1億9,804万3,000円は前年度に比べ7.5%減少し、受給者は87人あります。主なサービスは利用は原則として町民に限定されている地域に密着した小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや通所介護、認知症対応型共同生活介護サービスであります。

次に、404、405ページをお開きください。

中段の5目施設介護サービス給付費の19節8億240万8,000円は前年度に比べ4.4%増加し、受給者260人あります。主なサービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して受ける施設サービスであります。

次に、406、407ページをお開きください。

中段の9目居宅介護サービス計画給付費の19節5,750万6,000円は居宅介護支援事業所のケアマネが居宅介護サービスを受けている方のケアプランの作成に対する支払いであり、対象者は毎月約350人あります。

最下段、2項1目介護予防サービス給付費、次の409ページの19節2,228万9,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なサービスは自立支援や重症化を防止することを目的に利用する予防訪問看護や予防通所リハビリテーションなどあります。

次に、412、413ページをお開きください。

4項1目高額介護サービス費の19節3,217万1,000円は同じ月に利用した介護保険サービスの利

用者負担が上限を超えたときに支給し、被保険者の負担軽減を図ったものです。対象者は毎月200名を超えております。

次に、414、415ページをお開きください。

下段の7項1目特定入所者介護サービス費の19節5,244万8,000円は、低所得の人の施設利用が困難とならないよう居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものです。

次に、416、417ページをお開きください。

3款基金積立金の決算額は6,000万円で、第7期介護保険事業計画の初年度に介護給付費準備基金に積み立てたものであります。

次に、最下段の4款地域支援事業費の決算額は7,516万6,000円で執行率は91%であります。

主なものは、418、419ページの1項1目介護予防生活支援サービス事業費の19節介護予防生活支援サービス事業2,771万8,000円で要支援認定者等を対象に訪問サービスや通所サービスに介護予防を図る事業であります。

次に、420、421ページをお開きください。

3項1目総合相談事業の13節地域包括支援センター事業2,200万円は、センター業務を社会福祉法人に業務委託し実施したものであり、788件の相談受付を行いました。

次に、424、425ページをお開きください。

中段の3項6目生活支援体制整備事業費の13節生活支援サービス体制整備事業705万6,000円は生活支援コーディネーターの配置及び協議会の設置について、社会福祉協議会に業務委託し、実施したものであります。

次に、426、427ページをお開きください。

5款諸支出金の決算額は1,198万9,000円で、執行率は92%であります。主なものは次の428、429ページの1項2目償還金の備考欄(2)の23節国庫負担金返還金で平成29年度分の介護給付費負担金を精算により返還するものです。

最後に、432ページをお開きください。

介護保険特別会計実質収支に関する調書につきましては、歳入総額は19億5,125万9,000円、歳出総額は18億5,515万4,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は9,610万5,000円となり、単年度収支は886万円の赤字となっております。

住民福祉部関係の三つの特別会計についての決算補足説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第5号下水道事業特別会計、認定第13号温泉供給事業特別会計、議案第91号小山町

水道事業会計利益の処分及び決算の認定の3件について補足説明を求めます。

経済建設部長 高村良文君。

○**経済建設部長（高村良文君）** 経済建設部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算について順次説明をさせていただきます。

はじめに、認定第5号平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、説明を行います。

決算書349ページをお開きください。

小山町下水道事業会計となっております。はじめに、歳入関係の主なものについて御説明いたします。

決算書の356ページ、357ページをお開きください。

1款1項1目下水道使用料1節下水道使用料及び手数料のうち備考欄、下水道使用料6,943万9,000円は1基当たり平均1,567軒の使用者からの下水道使用料であります。収納率は98%となっております。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分73万4,000円は平成25年度から29年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は23%となっております。なお、不納欠損額37万6,000円は平成25年度分の未納額を地方自治法の規定に基づき欠損処分したものであります。

次に、下段3款1項1目下水道事業費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金2,530万円は須走浄化センターの長寿命化対策施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、次ページにかけての説明であります。4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金8,522万円は一般会計からの繰入金であります。

次に中段、6款1項1目下水道事業債1節下水道事業債2,070万円は先ほど御説明いたしました須走浄化センターの長寿命化対策施設整備事業に対する国庫補助金の補助残について借り入れたものであります。

次に、歳出関係について御説明いたします。

決算書360、361ページをお開きください。

1款1項1目下水道総務費の決算額は6,407万1,000円で執行率は97%であります。主なものは備考欄（2）下水道施設維持管理費5,939万4,000円で、内訳では11節光熱水費1,000万3,000円、これは須走浄化センターの電気料、水道料金及びマンホールポンプの14カ所の電気料であります。

その下の修繕料607万5,000円はマンホールポンプ及びマンホールポンプ非常通知装置等の修繕に要したものであります。13節須走浄化センター維持管理費3,240万円は須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

次に、362ページ、363ページをお開きください。

1款2項1目公共下水道費の決算額は4,728万9,000円で執行率は93%であります。主なものと

いたしまして備考欄（２）公共下水道費のうち15節須走浄化センター長寿命化整備事業4,687万5,000円は須走浄化センターの電気設備及び機械設備の工事費であります。

次に、現ページから364、365ページにかけてであります。

２款１項１目元金決算額は7,376万4,000円で執行率は99%であります。

内訳は備考欄（２）公債費（元金）23節償還金元金7,376万4,000円で、須走浄化センターの建設及び管渠工事に係る平成6年度から平成15年度までの借り入れ及び須走浄化センター長寿命化対策事業として平成26年度に借り入れました起債元金の償還計画に基づいて償還したものであります。

次に、２款１項２目利子の決算額は1,673万5,000円で執行率は99%です。内訳は備考欄（２）公債費（利子）23節償還金利子1,673万5,000円で、平成6年度から平成15年度及び須走浄化センター長寿命化対策事業として平成26年度から平成29年度に借り入れました起債に対する利子であります。

次に、366ページをお開きください。

平成30年度小山町下水道事業特別会計の実質収支です。

歳入総額２億374万円、歳出総額２億186万円で歳入歳出差し引き額及び実質収支額は188万円となりました。

以上で、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

次に、認定13号平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算の説明を行います。

決算書503ページから小山町温泉供給事業特別会計となっております。

本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正化を図ることを目的に平成30年度から新たに設置したものであります。

それでは、決算書の510、511ページをお開きください。

はじめに、歳入の主なものについてでございます。

１款１項１目温泉使用料１節温泉使用料の収入済み額14万4,000円は、温泉供給を開始した平成30年11月２日から年度末までに1立方メートルにつき350円を乗じた温泉使用料収入であります。

次に、２款１項１目負担金１節負担金の収入済み額645万円は、1日当たりの許可供給量である15立方メートルに1立方メートルにつき43万円を乗じた額を温泉加入金として収納したものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の512、513ページをお開きください。

１款１項１目事業費の決算額は28万2,000円で執行率は31%であります。

主なものとして、備考欄（２）温泉供給施設維持管理費のうち13節温泉ポンプ点検業務19万4,000円は温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものであります。

次に、1款2項1目建設事業費の決算額は320万9,000円で、執行率は94%であります。内容として、備考欄(2)温泉供給費の15節温泉供給装置設置320万9,000円は、既存の温泉湯ポンプから電動弁へ接続する供給管及びこれらに補足する温泉供給装置の設置工事を実施したものであります。

次に、決算書の516ページをお開きください。

平成30年度小山町温泉供給事業特別会計の実質収支額は歳入総額659万4,000円、歳出総額349万2,000円、歳入歳出差し引き額310万2,000円となり、実質収支額は同額の310万2,000円となりました。

以上で温泉供給事業特別会計決算につきまして説明を終わります。

続きまして、議案第91号平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明をいたします。水道事業会計決算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

決算書4ページ、5ページをお開きください。

水道事業決算報告書については、消費税及び地方消費税を含んだ金額となります。

はじめに、(1)収益的収入及び支出の収入から御説明をいたします。

第1款第1項営業収益の決算額2億6,392万8,000円は水道料金、水道加入分担金が主なものであります。前年度と比べて1,419万2,000円の増額となりましたが、この主な要因は年間総有収水量の増加により水道料金が1,670万6,000円増加したものであります。

次に、第2項営業外収益の決算額6,377万5,000円は、補助金等を充てた固定資産取得価格分の減価償却費にあわせて毎年度収益化するための長期前受金戻入6,218万3,000円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款第1項営業費用の決算額は2億6,093万円で執行率は91%であります。主なものは事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は445万5,000円で執行率は90%であります。主なものは企業債利息であります。

次に、6、7ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出の収入から御説明いたします。

第1款第1項企業債の決算額2,200万円は湯船原工業団地内送・配水管布設工事に対する借入れであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額3,000万円は、滝沢配水区配水管布設替工事に対する防衛省からの補助金であります。

次に、第4項工事負担金の決算額5,673万4,000円は、中日本高速道路株式会社及び御殿場市からの水道施設の移設工事補償契約に基づく補償金であります。

次に、支出でございます。

第1款第1項建設改良費の決算額は2億9,832万1,000円で執行率は76%であります。主なものは、湯船原工業団地配水場建設工事及び滝沢配水区配水管布設替工事等であります。

欄外に記載いたしました資本的収支額が資本的支出額に対して不足している額2億187万5,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたしております。

次に、8ページを御覧ください。

水道事業損益計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。

下から4行目、当年度純利益は4,791万2,000円となりました。

次に、10、11ページをお開きください。

水道事業剰余金計算書であります。金額は消費税等を含まない金額となっております。

利益剰余金のうち建設改良積立金の下から5行目、当年度変動額マイナス1億429万9,000円は先ほど資本的収入及び支出でも御説明いたしました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部に補填したもので、建設改良積立金の当年度末の残高は2,930万4,000円となり、利益剰余金の合計額は2億2,584万5,000円となっております。

次に、12ページをお開きください。

水道事業剰余金処分計算書（案）についてであります。こちらも金額は消費税等を含まない金額となっております。

当年度末の未処理分利益剰余金1億5,221万1,000円について、公営企業法の規定に基づき減債積立金に479万1,000円、建設改良積立金に4,312万円をそれぞれに積み立てて残りの1億429万9,000円につきましては、自己資本金に組み入れ処分することについて議決をお願いするものであります。

次に、13ページの水道事業貸借対照表であります。これは、企業の財政状況をあらわすもので、金額は消費税を含まない金額となっております。

まず、資産の部であります。

1、固定資産ですが、ページ中ほど下側に固定資産の合計は46億2,062万2,000円、2、下から2行目流動資産の合計は2億463万円となり、資産合計は48億2,525万2,000円となりました。

次のページ、14ページをお開きください。

負債の部であります。

3、固定負債、上から5行目固定負債の合計は3億8,060万4,000円。4、流動負債、上から15行目になります。流動負債の合計は9,742万6,000円。中ほど5の繰り延べ収益の合計は18億1,187万2,000円であり、負債合計は22億8,990万2,000円となりました。

次に、資本の部であります。

6、資本金は21億4,859万1,000円。7、剰余金のうち資本剰余金の合計は1億6,091万3,000円。利益剰余金の合計は2億2,584万5,000円となり、剰余金の合計は3億8,675万8,000円、資本合計

は25億3,535万円となりました。

次の15ページから16ページにかけての中期につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により記載したものであります。なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、17ページからの小山町水道事業報告書、また、収入及び支出の詳細につきましては、25ページからの小山町水道事業会計決算附属明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で水道事業会計決算の補足説明を終わります。

経済建設部関係の補足説明を終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、認定第8号宅地造成事業特別会計、認定第9号新産業集積エリア造成事業特別会計、認定第10号上野工業団地造成事業特別会計、認定第11号木質バイオマス発電事業特別会計、認定第12号小山PA周辺開発事業特別会計の5件について、補足説明を求めます。

未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 未来創造部の五つの特別会計の補足説明を順次いたします。

はじめに、認定第8号平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

計算書の440、441ページを御覧ください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1款1項1目分譲収入1節不動産売却収入2億5,107万3,000円は、優良田園住宅わさび平36区画のうち23区画の分譲販売分であります。

次に、3款1項1目宅地造成事業債1節宅地造成事業債8,600万円は、宮ノ台地区宅地造成事業に伴う造成工事費の前払い分と用地費及び物件移転補償費を借り入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

2款1項1目宅地造成費の決算額は9,415万7,000円で、主なものは備考欄（2）宅地造成費のうち15節造成工事2,998万円で本事業に関わる工事前払い金であります。17節用地3,460万5,000円は本事業の用地取得費であります。その下、22節物件移転補償費2,148万円は工作物や立竹木等の補償費であります。

次ページを御覧ください。

3款1項1目元金の決算額は1億7,640万円で、その内訳は本事業の用地費及び工事費の前払い分で借り入れた地方債の繰上償還分であります。その下、2目利子の決算額は79万9,000円で元金で御説明いたしましたとおり前払い分の地方債を繰上償還したことによるものであります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は歳入総額3億7,436万3,000円、歳出総額2億7,498万9,000円、歳入歳出差引額9,937万4,000円となり、繰越明許繰越額1万5,000円を減じた実質収支額は9,935万

9,000円となりました。

以上で宅地造成事業特別会計決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第9号平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は454、455ページを御覧ください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

4款1項1目1節用地取得等事業債6億7,770万円は造成事業の実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

458、459ページを御覧ください。

2款1項1目事業費の決算額は6億7,782万4,000円で執行率は86%であります。

備考欄(2)事業費のうち13節委託料繰越明許費の主な支出は461ページを御覧ください。事業区域内の地下水利用方法を検討するための水文調査業務1,900万8,000円、造成工事の施工管理業務950万4,000円であります。

次に、同節現年分の主な支出は事業区域内に埋設されていた廃棄物混じり土の処理費4億7,078万8,000円であります。

次に、17節事業区域用地1億3,224万3,000円と22節事業用地立木等補償3,852万5,000円は事業区域内の用地取得と補償のために支出したものであります。

その下、3款1項1目利子のうち備考欄(2)公債費(利子)の執行率は99%であり、一時借入金に要した利子等37万1,000円であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は歳入総額6億9,356万9,000円、歳出総額6億9,036万3,000円で差し引き額は320万6,000円となります。そこから繰越明許繰越額9万9,000円を減じた実質収支額は310万7,000円となりました。

以上で、新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第10号平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

470、471ページを御覧ください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

2款1項1目1節用地取得等事業債18億4,820万円は本事業実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

2款1項1目事業費の決算額は18億4,830万3,000円で執行率は90%であります。備考欄(2)事業費のうち13節委託料繰越明許費の主な支出は事業区域周辺の自然環境調査業務1,857万6,000円と次ページ上段の工業団地造成基本設計業務3,240万円であります。

次に、同節の現年分の主なものは473ページにお手数ですがお戻りいただきまして、最下段、地質調査1,501万2,000円と次ページ2行目、土木造成詳細設計567万円等であります。

次に、備考欄17節事業用地、15億1,916万4,000円、繰越明許費の2億2,226万6,000円と22節事業用地物件移転等補償は用地取得と補償のために支出をしたものであります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

決算書の476ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は歳入総額18億5,817万6,000円、歳出総額18億5,754万3,000円で差し引き額は63万3,000円となります。そこから繰越明許費繰越額11万8,000円を減じた実質収支額は51万5,000円となりました。

以上で上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第11号平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

484、485ページを御覧ください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1款1項1目1節売電収入29万6,000円は、発電所の屋根を利用して実施しております太陽光発電の売電収入であります。

次に、3款1項1目1節の施設整備用地取得等事業債7,230万円は、平成29年度から実施しております木質バイオマス発電所の建築工事に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

1款1項1目事業費の決算額は548万5,000円で執行率は93%であります。主なものは備考欄(2)発電事業費のうち13節発電所運営業務511万1,000円で、発電所の維持、運営等の委託料であります。

次に、2項1目事業費の決算額は7,238万6,000円で執行率は99%であります。主なものは備考欄(2)事業費のうち15節施設整備6,666万2,000円で一昨年度から繰り越しております施設整備に関わる工事費であります。

次ページを御覧ください。

2款1項1目利子のうち備考欄(2)公債費利子の執行率は99%であり、起債の償還金に関わる利子等267万7,000円であります。

最後に実質収支について御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は歳入総額7,262万7,000円、歳出総額8,054万9,000円で差し引き額はマイナス792万2,000円となり、実質収支額も同額となります。

決算書の488、489ページにお手数ですが、お戻り願います。

去る6月定例会でも御説明いたしましたが、平成30年度の実質収支額がマイナスとなったことから今年度の歳入から同額を繰上げ充用しております。

以上で木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第12号平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

498、499ページを御覧ください。

はじめに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

2款1項1目1節用地取得等事業債4億6,240万円は本事業実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

1款1項1目事業費の決算額は4億6,243万6,000円で執行率は35%であります。備考欄(2)事業費のうち13節委託料の主なものは事業計画区域の測量用地調査業務2,797万2,000円、土木造成基本設計業務2,160万円を実施したものであります。

次に、17節用地9,371万1,000円は事業用地の取得費であります。

次に、22節物件移転補償3億1,697万3,000円は事業区域の建物等の移転補償費であります。

その下、2款1項1目利子のうち備考欄(2)公債費(利子)の執行率は15%であり、一時借入金に要した利子等27万円であります。

最後に、実質収支について御説明をいたします。

次ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は歳入総額4億6,277万1,000円、歳出総額4億6,270万7,000円で差し引き額は6万4,000円となり、実質収支額も同額であります。

以上で小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

未来創造部の特別会計の補足説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 次に、認定第3号育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。

教育次長 長田忠典君。

○教育次長(長田忠典君) 認定第3号平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

最初に歳入の主なものについて説明いたします。

決算書は328、329ページをお願いいたします。

中段の3款繰越金155万7,000円は前年度からの繰越金であります。

次に、同じページ最下段、4款諸収入1項貸付元金収入586万3,000円は貸付元金償還金16人分であり、収入未済額44万円は生活困窮者など2人に係る収入未済額であります。

次に、歳出であります。

330ページ、331ページをお願いいたします。

最上段の1款貸付事業費の執行率は90%であり、357万円は大学生9人、専門学校生1人の合計10人に貸し付けしたものであります。

次に、同じページ中段の2款財産費は基金利子を基金に積み立てたものであります。

次に、332ページをお開きください。

実質収支に関する調書についてであります。

歳入総額は742万円、負債総額は357万円で、その差し引き額385万円は剰余金として翌年度へ繰り越したものであります。

以上で説明を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。

監査委員、池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） 監査委員の池谷でございます。

ただいまより令和元年8月15日付け小監第28号にて小山町長に提出いたしました平成30年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は藪田監査委員と同意見でございますので、私が代表して報告させていただきます。

審査は7月1日より7月30日まで会計管理者及び関係部課長等関係職員の出席を求め、公平普遍の姿勢で実施いたしました。

審査の方針は例年どおり決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関係法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事務の管理、その他の事務の執行については、監査した範囲内において住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておりました。一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたものもあります。これは口頭で指摘いたしました。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

審査に付された各会計歳入歳出決算書等の様式は関係法令の規定に沿って作成されておりました。

た。決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況、財政運営及び財産の管理について、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

次に、会計経理事務について毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されているものと認められました。

財政運営について、おおむね所期の目的に沿って成果を上げているものと認められました。

町税の収入未済については恒常的な未収もあり、財源確保及び負担の公平から更なる解消に努めていただきたいと思います。

一時借入れは公共事業費用として利用いたしましたけれども、慎重な運用をお願いいたします。

平成30年度の決算収支の内容ですが、お手元の審査意見書4ページの決算収支額を御覧ください。

一般会計の実質収支は5億1,917万円、特別会計1億22万円、合わせて6億1,939万円の黒字でございます。一般会計の一時借入残高はありません。

決算の概要は3ページから11ページに記載してございます。

6ページの平成30年度一般会計の決算収支の状況を御覧ください。

歳入歳出差引額より翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は15億9,835万円の黒字となりました。これに前年度実質収支額、財政調整基金積立額、財政調整基金取り崩し額を調整した結果、実質単年度収支額は1億3,570万円の黒字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

歳入の構成では自主財源は前年度より234億6,766万円増加しております。これは、寄附金の増加223億5,346万円が主なものでございます。

依存財源の減少4億2,421万円は地方交付金、国庫支出金の減少が主なものです。歳出の構成では人件費8,279万円の増、義務的経費は経常収支比率でこのところ上昇しております。投資的経費は普通建設事業費、単独事業費が増加してその経費は寄附金の増加に伴う物件費、積立金等の増加が主な特徴でございます。

次に、財政力指数でございますが、平成30年度は0.919となりました。これは、平成22年度より9期普通交付税の交付団体となっております。

財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10ページの表に記載してございます。

11ページは町債及び債務負担行為額の状況を記載してございます。

平成30年度末地方債残高は141億7,741万円、平成30年度中は償還元金10億8,030万円に対し起債借入金39億5,400万円、28億7,369万円の増加でございます。上野工業団地造成事業及び新産業集積エリア造成事業、内陸フロンティア関係の増加が主なものでございます。

また、5ページに戻りますけれども、収入未済額、不納欠損額について記載いたしました。市民の皆様には負担をお願いしている中で公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。

時効期限までに計画的、継続的な収納措置を会計収納課収納推進室を中心に図られるように要望いたします。特に、町営住宅家賃については、住宅使用料の徴収未済額の対応が大きく改善されました。町営住宅長寿命化計画を推進し、より良好な住環境の実現に向けてより一層の効率的な維持管理、準備を進めていただきたいと思います。そのためにも住宅使用料の滞納の累積を防ぐ措置と新たに滞納を生まない努力が必要でございます。

一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細は45ページから54ページに記載いたしましたので、御参考にしていただきたいと思います。

各会計の実質収支は57ページのとおり木質バイオマス発電事業を除き黒字でございます。

平成26年度より設置された宅地造成事業特別会計は町が優良な宅地を造成し、供給するため平成27年度より新産業集積エリア造成事業特別会計が工業団地を供給するために設置されました。

平成29年度から上野工業団地造成事業、木質バイオマス発電の発電事業の特別会計が新たに設置されました。

財産の状況は58ページに記載してございます。基金の積み立ては82億6,727万円増加であります。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法241条第5項の規定により審査に付されました小山町土地開発基金運用状況です。61ページを御覧ください。

審査の結果、本基金は公用または公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する経費に充てるための基金であります。これらのケースについて誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました小山町水道事業会計決算についての審査でございますが、審査は7月10日関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に慎重に審査を行いました。

決算審査の結果、水道事業の経営は地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。

平成26年度地方公営企業会計制度が大幅に改正されました。新基準、新制度での的確な及び適法な運用をお願いいたします。

改正後の公営企業会計制度は単に適用される会計基準の変更にとどまらず、地方公営企業の経営そのものに大きな変革をもたらすものと考えられます。経営実態がこれまで以上に明らかになりますので、改革の機会と捉え、的確な対応が必要でございます。

大規模災害が全国で発生しております。災害に強い安心安全な水道水の供給に努めていただきたいと思います。そのための計画的な施設改修をお願いいたします。

水道料金が平成26年度より改定されました。例月出納検査で指摘しております水道料金の未収

ですが、引き続き滞納額削減に努力をお願いします。水道料金の見直しも適正をお願いします。

次に、平成30年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について御報告申し上げます。

審査は7月30日、関係部課長と関係職員の出席を求めて各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、歳出結果に客観的妥当性が認められるか等について、平成30年度決算並びに決算統計資料等々照合し、慎重に審査いたしました。

77ページでございます。

審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。しかし、この比率はあくまでも財政の健全な状態を示す目安に過ぎないと思います。従来から財政運営を行う上で用いる経常収支比率などの経営指標を参考として早期健全化基準等に近づかない財政運営を心がけることを要望いたします。

決算審査は小山町の平成30年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計等の決算計数について行いました。

本年度は日本全国の皆様より多大な寄附をいただきました。職員皆様の御協力により収納事務を完了できました。本当に御苦労さまでした。御寄附はしていただいた皆様の意を酌んで、小山町の発展のため役立てていただきたいと思います。

また、特別会計木質バイオマス発電事業において発電が止まってしまった事象が起きました。燃料が合わなかったということでございますが、工事検査でチェックできなかったかと思料いたします。ここで検査体制の再構築を提案させていただきます。組織として見直す必要があるのではないかと思います。

以上、平成30年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点でございます。

報告を終わります。

○議長（池谷洋子君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は9月3日、火曜日、午前10時開議、認定第1号から認定第13号までの平成30年度会計決算13件と議案第91号平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計14件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時08分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和元年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和元年9月3日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君
欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	シニアプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総 務 課 長	後藤 喜昭君	税 務 課 長	渡邊 辰雄君
住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君	介 護 長 寿 課 長	山本 智春君
健 康 増 進 課 長	杉山 則行君	建 設 課 長	山口 幸治君
農 林 課 長	湯山 光司君	商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君
上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
都 市 整 備 課 長	清水 良久君	防 災 課 長	武藤 浩君
会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	池田 馨君	こ ども 育 成 課 長	大庭 和広君
生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君	小 山 消 防 署 長	込山 眞治君
総 務 課 副 参 事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 岩田 芳和君 議 会 事 務 局 書 記 池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員 5 番 遠藤 豪君 6 番 佐藤 省三君

散 会 午後0時27分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 1 号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 2 号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 3 号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 4 号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 5 号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 6 号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 7 号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 8 号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 9 号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第10 認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第11 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第12 認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第14 議案第91号 平成30年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（池谷洋子君） 日程第1 認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8月29日及び8月30日の本会議において、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規定により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしております。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） おはようございます。4番 鈴木 豊です。

それでは、決算書の歳入に関する質疑からさせていただきます。順次一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

はじめに決算書25ページ、14款1項2目2節の保育所保育料で、未納が以前に比べてだいぶ減っていますが、まだ23万1,000円の収入未済額があります。未納者は何名で未納理由と、徴収方法はどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 鈴木議員にお答えをいたします。

未納されている方は3人であり、家計の管理ができない等の理由により滞納することとなっているようであります。また徴収方法は、個々に納付相談を行った上で、納付書により自主納付していただいております。

現在の収納状況であります。本年6月に16万1,000円の納付があり、残り7万円については、10月に全て納付される予定でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 鈴木君。

○4番（鈴木 豊君） 再質問というか、これ繰り越し者というのは何名今おるかどうかお伺いしたいと思います。それともいせんかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

繰り越しにつきましては、3世帯でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次から、決算書の歳出に関する質疑をさせていただきます。

はじめに決算書129ページ、3款2項1目19節の2市1町共通無料券負担金718万7,370円支出しておりますが、何人分配付して、そのうち何名利用して、どのような種別での施設か、施設別の利用人数をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 平成30年度の2市1町共通無料券は、学年齢70歳以上の敬老会対象者4,167人の方にお一人6枚ずつ、計25,002枚を配付いたしました。

利用人数につきましては、延べ人数ではありますが、12,990人に御利用いただき、利用率は約52%になります。

施設別の利用人数につきましては、こちらも延べ人数ではありますが、あしがら温泉が6,784人、須走温泉天恵が2,569人、御殿場市温泉会館が861人、ヘルシーパーク裾野が1,000人、吉久保パークゴルフ場が1,365人、足柄ふれあい公園パークゴルフ場が94人、健康福祉会館のリラクゼーションスタジオが317人となっております。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

次に141ページ、3款3項3目の19、20節の民間保育所施設運営費9,897万5,080円は、菜の花こども園の補助金と扶助費ですが、詳細な内容の説明をお伺いしたいと思います。また、菜の花こども園は人気がありまして、定員数より入所希望者がだいぶ多いと伺っておりますが、その点の把握はしているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 民間保育所施設運営費9,897万5,080円のうち、はじめに菜の花こども園運営費補助金の1,125万円は乳幼児の保育事業に対する補助金です。菜の花こども園における延長保育、病後児保育、地域子育て支援拠点事業に対し、国県町で補助をしているものでございます。

次に、認定こども園施設型給付扶助費8,697万5,080円は、国の定める基準で算定した運営費か

ら保護者が負担する保育料を差し引いた金額を菜の花こども園へ毎月支払うものであります。国の基準額は、認定の区分やその人数などにより金額が異なり毎年改定をされます。扶助費に対する補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

次に、菜の花こども園の入園希望者数の把握ですが、認可施設は私立であっても所在市町村が入退園の決定をすることとなっておりますので、入園の申し込み者数や年度途中の入園希望者数についても把握をしております。昨年度末の入園者数は、定員90人のところ、96人の利用がございました。これは各歳児の面積要件により定員以上の受け入れが可能となっていたものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 再質問したいと思います。

まず受け入れの人数で90名ということで、昨年度は96名ということですけど、今後90名以上ということになりましたら、どのような対応をしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

今後90名以上になった場合でございますが、各歳児の面積要件に合致をすれば受け入れは可能だと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

次に145ページ、3款3項4目備考欄（4）の子育て支援センター運営費ですが、昨年より支援センターを始めておりますが、町内町外の利用者数と運営や利用についての評価や評判はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） きんたろうひろばの平成30年度の利用者数は、1万2,059人でした。その内訳は、町内の利用者が8,612人、町外の利用者が3,447人でした。

平成30年12月には利用者アンケートを実施し、屋内屋外の遊具や玩具、子育て講座などについての要望などを伺い、対応しているところであります。

具体的に数値等で表せる評価や評判等はございませんが、平成30年3月8日にオープンし、1日平均約40人の利用があり、昨年12月8日には、来館者1万人を達成するなど多くの方に御利用いただいていると考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

次に151ページの、4款1項3目備考欄(5)のクアオルト健康ウォーキング推進事業で昨年11月より須走と足柄2コースで実施していますが、現在までそれぞれ何回実施し、延べ何人参加しているのか、また参加されている人の評判はどうかお伺いしたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○健康増進課長(杉山則行君) クアオルト健康ウォーキング事業の実施回数、参加人数、参加者の評判についてです。

昨年11月から開始し、昨年度中の実施回数及び参加人数は、毎月決まった日に実施する定例型ウォーキングでは、5のつく日に実施する、須走富士山眺望コースが16回で75人。ゼロのつく日に実施する、足柄古道銚子ヶ淵コースが15回で153人の参加です。合計31回開催し、228人の参加がありました。

このほか旅行会社等の企画による予約型ウォーキングは、須走コースが2回で19人、足柄コースが2回で36人の参加があり、定例型と合わせると合計で35回、283人の参加がありました。

ちなみに、今年度8月までの状況は、定例型では須走コースが15回で88人、足柄コースが13回で80人の、合計28回で168人の参加があり、予約型の足柄コースの1回で27人を加えますと、今年度の合計は29回、195人の参加であります。

次に参加者の評判ですが、ウォーキングをしながら数カ所で脈拍や血圧等を測るため、無理せずにウォーキングできることや、ガイドが2人つくことにより、安心してウォーキングできるため、継続して参加しているという意見をいただいております。一方、参加料を負担するため、継続しての参加はできないという意見もありました。そのため、8月以降健康マイレージ事業の特典であるハッピーチケットにより、クアオルト健康ウォーキングに2回無料で参加できるよう対象事業として追加しました。また、9月から70歳以上の方に配布しております、2市1町共通利用券の1枚でクアオルト健康ウォーキングを2回無料で参加できるよう対象事業として追加し、より多くの町民の方に参加していただけるよう工夫しております。

今後も、町民の健康寿命を延ばすための事業として進めて参りたいと考えております。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありませんか。

○4番(鈴木 豊君) 再質問ですけど、1回につきの人数が平均すると少ないようでございますので、もっとPRをして、有線でも無線でも言っておりますけど、もっとPR、町内だけでなく、町外の人にも知らせるべきだと私は思いますけど、そこら辺のPRの方法を今後どうしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○健康増進課長(杉山則行君) 議員御指摘のとおり、町内へのPRにつきましては、無線であったり広報紙等でお知らせさせていただいてますが、町外への普及につきましては、まだこれ計画内ではありますが、今後他の市町村において、チラシを掲出いただくとして啓発をしてまいりたいと

思います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

次に225ページ、8款2項3目1節の町の消防団員の定員が188人に対して、平成30年度164人と説明がありましたが、増員に対する募集広報はどのように行っていて、反応はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

消防団員の増員に対してどのような募集、広報活動を行っているかについてまずお答えいたします。

消防団員を増やすために、町内で実施される催し物会場で団員の勧誘を行ったり、成人式においてパンフレットや募集内容を配布しております。また、広報おやまなどに消防団の活動の様子などを掲載し、消防団への理解と募集を行っています。

次に反応についてお答えいたします。

広報活動により、消防団員への理解は深まっているとは思いますが、現状は188人の条例定数に対し、平成31年4月1日現在で160名と団員数は更に減少している状況であります。

新入団員は、現役の消防隊員が知人や友人、職場や学校の後輩などを勧誘し、入団に至るケースがほとんどであります。消防団としても団員を増やすべく、今年度は副団長を委員長として各分団から委員を選出いただき、小山町消防団活性化委員会を開催し、消防団員の確保のため消防団員の処遇改善や機能別消防団員等の検討を進めております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次に241ページ、9款2項と3項の1目7節の町単独講師等賃金が小学校へ3,071万9,566円と、中学校が884万5,746円の支出ですが、教科の指導と校務事務支援という説明がありましたが、もう少し詳細な内容説明をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 町単独講師等賃金は、授業に関わる支援及び出欠席の管理やプリントの印刷等の事務を行う校務支援に小中学校で各校一人ずつ、個別指導が必要な児童への支援を行う特別支援員として小学校で15人、中学校で5人分の賃金であります。

また小学校では、低学年学級での支援を行う低学年支援員として6人分の賃金も含まれております。なお人数につきましては、兼務している方もいることから延べ人数ということで回答させていただきます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは最後になりますが263ページ、9款5項4目13節の指定管理料1億3,000万円決算しておりますが、指定管理者の事業のうちの自主文化事業の収支は、指定管理前とどのように変化しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 指定管理者制度、導入以前であります平成26年度の実績では、収入が545万9,543円、支出が1,181万6,138円でありまして、その差し引きが635万6,000円のマイナス。収支率では、46.2%であります。

指定管理後の平成30年度の実績では、収入が370万2,280円、支出が1,403万9,258円で、差し引き1,033万6,000円のマイナス。収支率は26.4%であります。

比較いたしますと、事業収支は、残念ながら年々低下している状況であります。収支の赤字分の一部につきましては、町からの指定管理料におきまして、負担をしているところであります。

収支とは反対に、入場者は年々増加しており、指定管理者としてもニーズに合わせ、工夫凝らした事業を展開しておりますが、有料公演のチケットを低価格に設定して集客率の向上を図ったり、事業によってはテレビやラジオ、新聞といった宣伝費用に経費がかかるため、その結果収支が悪くなるといった傾向がございます。

今後は、なお一層指定管理者と町が連携を密にしながら効果的な宣伝活動による収支の向上に取り組んで参ります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

以上で終わりにしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 次に、10番 池谷 弘君。

○10番（池谷 弘君） 本日は8件の質問をさせていただきます。

まず1件目についてでございます。

審査意見書38ページ、消防団の項目についてでございます。

消防団の状況は本部をはじめ、全分団定員割れをしておりますが、消防団員の確保方法について伺います。また、協力事業所数を増やすためにどのようなことをしているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 池谷 弘議員の御質問にお答えします。

先ほど鈴木議員への回答と重複しますが、消防団の状況についてですが、平成31年4月1日現在、条例定数188名に対して160人で、充足率は85%であります。

消防団員を増やすために、町内で実施される催し物会場での団員の勧誘を行ったり、成人式にパンフレットや募集案内を配布しております。また、広報おやまなどに消防団の活動の様子などを掲載し、消防団員への理解と募集を行っております。

新入団員は、現役の消防団員が知人や友人、職場や学校などの後輩を勧誘し、入団に至るケースがほとんどであります。消防団としても、団員を増やすために、本年度は副団長を委員長として各分団から委員を選出していただき、小山町消防団活性化委員会を開催し、消防団員の確保のために消防団員の処遇改善や機能別消防団員等の検討を進めています。

次に、消防団協力事業所の数を増やすためにどのような対応をしているかという御質問ですが、現在小山町内では、9事業所を消防団協力事業所として認定をしております。

消防団協力事業所につきましては、認定要件であり、小山町消防団協力事業所表示証交付要綱が定められております。

協力事業所として認められる例としては、従業員が消防団員として相当数入団している。従業員の消防団活動について積極的に配慮している。災害時に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。従業員による機能別消防分団を設置している事業所等のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所として認定を行うものであります。

今後は事業主からの申請を増やすべく、関係機関と調整し、小山町のホームページ等を活用し、認定要件等のメリットを掲示し、事業主の申請が増えるように広報していきたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○10番（池谷 弘君） 再質問させていただきます。

協力事業所は、どのようなメリットがあるのか、それについて伺わせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 池谷 弘議員の再質問にお答えします。

消防団協力事業所のメリットについてお答えします。

消防団協力事業所とは、事業所として消防団活動に協力することがその地域に対する社会的貢献及び社会責任として認められ、当該事業の信頼性の向上、イメージアップにつながるものです。

また、静岡県では消防団員を応援する施策として、県税の特例に関する条例で、県に申請することにより、消防団協力事業所と認定された法人、個人事業税の2分の1に相当する額、100万円を限度額として控除を受けられます。現在本庁では、控除を受けている事業所は1社あります。

以上です。答弁とさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○10番（池谷 弘君） 特にございません。

引き続きまして、2点目といたしまして、審査意見書39ページ、自主文化事業についてでございます。

自主文化事業は、公演回数や入場者数が増加して非常によい傾向となってきておりますが、収支率が毎年減少傾向にあります。収支率向上についての対応を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

自主文化事業の演目選定につきましては、来場者に対し随時アンケート調査を実施し、町民ニーズの把握に努めております。そのニーズを反映し、事業実施していることから、入場者数の増加が認められるものの、先ほども鈴木議員の御質問でお答えいたしましたが、有料公演のチケットをあえて低価格にして、集客率の向上を図ったり、チケット販売が低調な事業においては、宣伝費などに経費がかかるなど残念ながら収支率の上昇にはいたっておりません。そのため、会館ホームページなど現状の広報PRに加えまして、SNSを活用しての効果的な宣伝を行い、更には指定管理者と町が連携を密にしながら、総合文化会館が多くの来場者でにぎわい、集客と事業収入を確保できるよう収納率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） ありません。

それでは3点目の質問をさせていただきます。

決算書129ページ、3款2項1目2市1町共通無料券の点でございます。これの更なる有効活用のために、健康増進のため、シニアクラブ等の意見を聞きながら、利用箇所の拡大を図ることは可能なのか、またそのようなお考えがあるのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○介護長寿課長（山本智春君） 2市1町共通無料券の配布については、共通無料券に記載されている施設が無料で利用できることから、高齢者の皆様の外出を動機づける外出支援といった観点から行っております。

現在共通無料券に記載されている施設等についても、この事業の開始当初から高齢者の外出支援が見込まれる事項について検討し、順次拡大をしており、先ほど健康増進課長からも説明がありました。今年度においても新規にクアオルト健康ウォーキングの利用を追加いたしました。

今後もシニアクラブをはじめ、町民の皆様から御意見を伺いながら、外出支援を促す効果が見込める事業を追加するなど利用拡大は可能と考えております。

説明は以上です。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にありません。

それでは4点目の質問をさせていただきます。

決算書149ページ、4款1項2目予防の個別接種の件についてでございます。

現在、子宮頸がんワクチンの接種状況どのような状況になっているのか、またその接種につい

て考えていること、検討していることがあれば伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） 平成30年度において子宮頸がんワクチンの接種の実績はありませんでした。

平成25年6月14日付厚生労働省健康局長通知により、ワクチン接種の副反応の発生頻度が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではなく、個別通知を求めないとされております。

また同通知によりまして、対象者から希望があった場合、接種の有効性及び安全性等を十分に説明した上で、接種することを周知するとされておりますので、町としましては国の通知に従い、対応しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にありません。

それでは5点目の質問をさせていただきます。

決算書151ページ、4款1項3目クアオルト健康ウォーキングについてでございます。

現在、2ルートが既に実施されておりますが、今後町内でのルートをふやしていく考えがあるのかどうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（杉山則行君） クアオルト健康ウォーキング事業の今後コースをふやす考えについてであります。

現在のクアオルト健康ウォーキングの2コースは、株式会社日本クアオルト研究所に依頼し、各小学校区ごと1コース、全部で五つの候補コースの調査を実施して決定いたしました。

コースの認定基準は、景観、雨宿り場所やトイレの有無、勾配、基本的に未舗装の路面などの条件があり、他の3コースは基準を満たさず、現在の須走富士山眺望コース及び足柄古道銚子ヶ淵コースが認定されました。

日本クアオルト研究所の見解では、各自治体に複数のコースを整備し、順番にウォーキングすることが理想とのことであり、今後新たなコースをふやすことについては、参加者やコースガイドの意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にございません。

次に6点目でございます。

決算書234ページ、8款1項6目同報系無線デジタル化についてでございます。

実施設計の内容と今後について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 実施設計の内容でございますが、親局設備、遠隔制御装置3台、簡易中継局1局、再送信子局2局、屋外拡声子局22局のデジタル化の積算と個別受信機以外の既存無線設備の撤去費の積算が主な内容になります。

また今後の実施につきましては、令和元年度、2年度で、親局等のデジタル化を行い、個別受信機につきましては、令和2年度から令和6年度にかけて6,600台をデジタル化していく計画であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にございません。

次に7点目の質問をさせていただきます。

決算書259ページ、9款5項1目森村橋の復原事業についてでございます。

復原事業後の森村橋の利用方法についてどのように考えているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 森村橋の復原工事は、平成29年度から3カ年にわたる継続事業として実施をしております。

工事完成後は、森村橋の国登録有形文化財としての価値や富士紡績やその創設と経営立て直し時に尽力した森村市左衛門の功労を町内外へ周知し、橋梁専門家はもとより、多くの皆様が訪れる町の新たな観光名所として位置付けたいと考えております。

そのためにも、「橋詰広場」といたしまして解説板やベンチの設置、夜間におきましてはライトアップを行うなど魅力あふれる景観、空間として整備をいたしまして、積極的なPRを行ってまいります。

また、豊門会館や西洋館とも合わせ持った小山町における殖産興業遺産としての町民のシビックプライド、すなわち町の誇り、郷土愛といった気運の醸成と交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にございません。

それでは最後8点目について、質問をさせていただきます。

決算書265ページ、9款6項1目国体等参加出場選手についてでございます。

この小山町の代表でもある選手の出場のPRや町民への広報について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 町では町民の健全なるスポーツの振興を図るため、国体や全国大会など各種スポーツ大会に出場する個人及び団体に対し、スポーツ大会出場奨励金を交付してお

ります。交付の際は、壮行会を兼ねて町長から直接奨励金をお渡しし、その状況を各種マスコミや町の広報紙を通じて周知しています。

また、出場者の成績によっては報告会を開催し、壮行会同様に地方新聞や町の広報におきまして多くの方々にPRを図っているところであります。

先日各戸配付いたしました広報おやま9月号では、まちかどフォトのコーナーで4件もの壮行会や報告会を取り上げて広報しているところであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 1点再質問させていただきます。

個別の方についての広報は確かにされていると思いますが、例えば小山町のホームページ等で、一年間こういう選手が出ましたよと一覧的なものも考えるということはあるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

ホームページ等で一年間ですとか一定の期間、PRを行うといったことにつきましては、非常に嬉しいすべきことかなというふうに感じております。検討いたしまして実施に向け努力してまいります。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○10番（池谷 弘君） 特にございません。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 3点について質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、決算書、歳出の部の135ページ、3款3項1目20節説明欄（5）の20節に、放課後児童通所支援事業費3,883万円については、就学児童の放課後デイサービスの利用に対して国保連合会を通じて年間延べ456人に対する支援という説明がありましたが、対象施設等の更に詳細な説明をお願いします。

また、これらの施設の事業内容報告というのはあるのかもあわせてお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 放課後等デイサービス事業所は、町内に2事業所、御殿場市に12事業所ございます。

利用に当たっては、保護者が指定児童相談支援事業所にどのように利用していくかの計画の作成を依頼します。指定児童相談支援事業所は保護者や児童と面談などを行い、個々の症状や事業所の特性や空き状況を見ながら計画案を町に提出をいたします。

その後、町は必要なサービスや支給量、利用者負担額を決定をします。それに基づき本計画が

作成され、利用者とサービス提供施設が契約を結び利用開始されます。

その後、半年に1度面談等のモニタリングを行い、支援利用計画の進捗管理を行っていきます。

施設の事業内容の報告はございませんが、個々の利用者の支援利用計画やモニタリングにより、変更等が生じた場合には、再度町への変更届の申請が必要となります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 再質問ですけれども、こういう施設は指導に当たっておられる指導員の方々の指導員資格みたいなものは規定があるのでしょうか。それとも特に資格はいらぬというふうなことなののでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

施設の中には、資格を持った職員がいることが条件となっております。その資格名称までちょっと今把握をしておりますが、資格は持っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 結構です。

次に移ります。

243、249ページ、9款2項、3項それぞれ1目（5）の小中学校施設整備費の整備事業費はそれぞれトイレの洋式化改修工事が主なもののようですが、町内小中学校のトイレ洋式化以降の現状についてどの程度の進捗達成ができたのかお聞きいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 小学校の児童が利用するトイレは外トイレを除き、全て洋式化いたしました。

中学校については既に洋式トイレの数が足りていることから、和式トイレの交換を行わない学校や学校の意向により一部和式トイレを残している学校もあります。このことから、中学校においては現段階ではこれ以上の洋式化は必要ないと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 通常の小中学校、健常児の学校ですので、障害者用のトイレというのは特別要らないのかなとは思いますが、その点について現状、小中学校のトイレの洋式化に伴う障害者用のトイレ、そういったものの変更というのはあったのかどうなのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

平成30年度に実施をしたトイレ改修工事の中では、障害者用のトイレの改修についてはございませんでした。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 結構です。

最後の質問です。

261ページ、9款5項4目11節文化会館等管理運営費の11節、修繕費で1,154万2,000円の歳出があります。主な修繕内容の説明をお聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 総合文化会館の修繕ですが6件を実施いたしました。

一つ目が電気設備に係る高圧機器の修繕でございます。こちらに462万円です。

次に、きんたろうホール、舞台のスプリンクラーの不具合の修繕319万6,000円でございます。

次に、会館エントランス部のコンクリート製の床の修繕がありまして129万6,000円です。

それから、会館の浄化槽の修繕に128万5,000円、同じくその浄化槽循環ポンプの修繕も必要となり52万8,000円。

最後に館内の避難口誘導灯の修繕61万5,000円、以上の6件が修繕の内容でございます。

いずれも経年劣化によるものや、機材の消耗によるものでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ございません。以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） それではここで、職員の入退室を許可いたします。

議員の皆様は、しばらくお待ちください。

○議長（池谷洋子君） 次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） 全体に一論を申し上げたいと思います。例年ですと、歳入決算の質問をしたいところでございますが、平成30年度の歳入は、寄附金が252億6,700万円と、突出しております。総額が大きすぎて例年の決算の比較することが大変難しいので、今回は歳出のみ等の質問とさせていただきます。

それでは87ページ、2款1項6目19節の空家対策補助金90万円についてどのようなケースが該当になり対象は何軒で、1軒当たりの金額はいくらになるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 遠藤議員にお答えいたします。

該当になる空き家につきましては、小山町の空家適正管理に関する条例にのっとり、倒壊や保安上著しく危険であったり、衛生上著しく有害となるおそれがあるなどの空き家を小山町空家等対策協議会で特定空家と認定していただき、解体するものであります。

対象につきましては、成美地区で1軒、北郷地区で1軒、須走地区で1軒の合計3軒であり、1軒当たりの金額についてであります。解体事業補助金交付要綱により、補助対象経費の3分の1以内とし、限度額の30万円を支出しております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 次に移ります。

93ページ、2款2項2目23節過年度の町税過誤納付金の還付金でございますが、2,236万3,000円というふうに聞いております。件数は何件で、金額の高額なものはいくらだったでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡邊辰雄君） 過年度町税過誤納金還付金の件数と金額の高額なものであります。還付金の総件数は138件、そのうち固定資産税が17件で103万8,600円、個人町民税が84件で418万1,798円、法人町民税が36件1,714万1,600円、軽自動車税が1件で2,000円でございます。

次に還付した税額の大きなものでございますが、法人町民税の724万400円で、こちらの還付理由は、予定納税に対する確定申告によるものでございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 次に移ります。

111ページ、2款7項3目13節女性活躍促進事業、その下の若者移住促進事業、これについての内容と該当した件数が何件だったのかお教えいただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 女性活躍事業は、国の地方創生推進交付金の対象事業で、女性起業家育成や、女性を発信元とする今後の定住促進施策に反映させることを目指した事業を実施いたしました。

内容としまして、女性活躍ネットワーク構築業務等で町内及び近隣市在住の女性を対象に講座やイベントを行いました。回数ですけれども、講習やイベントで計16回、延べ参加人数は342名の参加でありました。

次に、若者移住促進事業は、同じく国の地方創生推進交付金の対象事業で、起業開業などやりたいことが実現できる町を目指し、将来的に若者の地元定着や移住を促進することを目的に実施しております。

件数につきましては、当庁で実現可能なビジネスプランを募集し、コンテストを行うもので、そこに向け4回のビジネス塾、キャリアセミナー2回を開催いたしました。ビジネスプランコンテストは2月に開催し、6組が参加いたしました。

これらの取り組みを通じ、小山町が起業や経営手段を身に着ける場を提供し、実現に向けて後

押しすることで町の活性化の担い手となる若者の地元定着や、移住促進につなげております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○5番（遠藤 豪君） 大変結構な事業だと思うんですけども、実際面としてこれまでに、特に後半の若者移住促進事業ですか、ビジネスの関係であるとかそういうことではじめられている方はおられるのでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 再質問にお答えさせていただきます。

既にビジネスプランコンテストの方では、不動産業ということで町の方でも開業を行っていただいております。また女性活躍につきましても、2名が明倫地区、北郷地区で起業の方行っているだけでございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○5番（遠藤 豪君） 次移ります。

それでは4点目、117ページの2款8項1目（6）の19節スタジオタウン小山推進事業の映画交付金についてお伺いをいたします。

これ私よく理解してなかったんですけど、映画祭というのは、期間はどのくらいで、例えば上映された本数はどうなのか、また観客数と興行収入はもらってるのかどうかですね。あるとすればいくらいでやられてるのか、この辺のところを御説明いただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 映画祭の詳細であります。この映画祭は町民の地元への愛着を高めることなどを目的に平成31年3月9日に第1回目として開催をいたしました。

上映本数は4本で、午前中に親子を中心とした映画を2本、午後は小山高校吹奏楽部及びダンス部とのコラボレーション映画を1本、著名芸能人によるゲストトークショーを兼ねた一部小山町がロケ地となりました映画を1本上映いたしました。

観客数につきましては、全体で1,003人となり、特に小山高校とのコラボレーション映画は人気で、映画上映と小山高校パフォーマンスで394人の入場がありました。

興行収入である入場料は、18歳以下高校生までを無料とし、チケット売上は1人500円で453枚分、22万6,500円となりました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○5番（遠藤 豪君） 今後、年に1度ということのようなんですけれども、回数をふやしていく気持ちがあるのかどうか。それから、高校生まで無料というのも若干は少しは安く、例えば100円でも

200円でも、私は少しぐらい負担をしてもいいのかなという気は、小中学生は別としましてね、高校生以上くらいは、感じておりますけどもいかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

年間の回数ですけれども、回数については実行委員会をこれは組織しておりますので、実行委員会開催をして、その中で検討してまいりたいと思います。

それから、高校生以下の入場料につきましても、同じく実行委員会等を開催して決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 次に移ります。

5番目の177ページ、5款2項1目19節の森林整備事業補助金についてお伺いいたします。林業機械の導入との説明でございましたか、どのような機械で、町民は使用できるのかどうかお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 森林整備補助金の主なものにつきましては、県が実施しております林業木材産業構造対策事業におきまして、間伐や皆伐など森林整備を推進するため、林業に携わる町内の事業者が導入する林業機械の購入費のうち2分の1を上限として、補助金を県から町を介して交付するものであります。そのため補助金交付者事業者以外の方が利用することはできません。

平成30年度に林業事業者が導入いたしました林業機械につきましては、建設機械のバックホウに伐採木の枝払いや玉切りを自動で行う機能を搭載いたしましたもので、プロセッサと呼ばれている林業機械を1台導入いたしました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 次に移ります。

それでは、最後の質問に行かせていただきます。

ページ191、6款2項1目14節送電線の施設使用料というのがあるということですが、どういうもので、どこに支払いをさせているものなのか、お伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 送電線施設使用料につきましては、平成26年7月から富士山須走口5合目において開始いたしました電化事業に伴うもので、富士山頂に通じる送電線本線を管理するNPO法人富士山測候所を活用する会と町の間で、電力供給を維持するための覚書というのを締結してございます。

須走口への送電につきましては、送電施設の補修点検等に係る維持管理費用として2分の1に当たる金額を当法人に支払っておるものでございます。

以上であります。

- 議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。
- 5番（遠藤 豪君） ありません。以上で終わりにします。
- 議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

- 議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 室伏辰彦君。

- 2番（室伏辰彦君） 3点ほどお伺いいたします。

まず最初に決算書123ページ、3款1項2目13節備考欄2障害者自立支援システム改修121万5,000円を支出しておりますが、改修の実績について伺います。

- 議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

- 住民福祉課長（渡邊啓貢君） 室伏辰彦議員にお答えします。

障害者自立支援システムの改修についてであります。

障害者自立支援システムは、障害者手帳等の台帳管理、日常生活用具、補装具、障害福祉サービス等の給付決定を行うサービスです。

平成30年度のシステム改修は制度改正に伴い自立生活援助、就労定着支援、在宅訪問型児童発達支援の3つのサービスが新設されたこと及び報酬の改定に伴うシステム改修に83万7,000円を要したこと、またマイナンバーの情報連携に伴う改修に37万8,000円を要したものであります。

以上であります。

- 議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

- 2番（室伏辰彦君） ありません。

続きまして決算書143ページ、3款3項4目7節備考欄に、子ども子育て支援事業費利用者支援専門委員賃金227万3,000円を支出しておりますが、何人のスタッフで行っているか伺います。

- 議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

- こども育成課長（大庭和広君） 1人の臨時職員が週5日に対応しております。30年度では延べ869人から1,161件の相談等がございました。

以上であります。

- 議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

- 2番（室伏辰彦君） 1名と聞きましたが、1名で適正な人数なのでしょうか。

- 議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

適正な人数ということで考え実施をしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） ございません。

続きまして決算書231ページ、8款1項5目19節備考欄3の防災士養成講座負担金41万4,000円を支出しておりますが、現在町内に何名いるのか伺います。また各区に1名以上となっておりますが、今どのような状況なのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 現在町内には79人の防災士がおります。

各区の在籍状況ですが、防災士が一人以上在籍する区が、40区のうち32区となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） ございません。

以上です。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで職員の入退室を許可いたします。

議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 決算書の105ページ、2款7項1目14節の地方公共交通活性化事業費の松田町町営駐車場使用料162万円の利用の詳細について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 岩田議員にお答えいたします。

松田町町営駐車場の使用料の詳細についてであります。

松田町町営駐車場は松田町から1区画月5,000円、年6万円で27区画を借用しております。

利用料は、月決め1区画5,000円、月5,000円。日貸しが1区画1日500円となっております。

平成30年度駐車場利用者数の人数につきましては、月決め利用者が1カ月1区画利用を1件とすると、年間204件、日貸しの利用者数は、年間788件となっております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 月当たり5,000円で1日当たり500円というふうな形で27区画あるということなんですけど、現在の需要、先々の見通しも含めてですけど、需要では足りているのか足りていないのか、その点について伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 岩田議員の御質問にお答えいたします。

平成31年度、令和元年度の利用者状況ですが、減少傾向にございます。現在9月1日の広報おやまで広報をしたりして募集を行っているところであります。今後利用状況につきまして、来年の3月時点で申し込み状況を見ながら、今後区画の増やす減らすの方を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○9番(岩田治和君) 以上で終わります。

○議長(池谷洋子君) 次に、3番 小林千江子君。

○3番(小林千江子君) 本日は3件の質問をさせていただきます。全て決算書、歳出に関して伺います。

まず一つ目に、決算書105ページ、2款7項1目19節にあります、自主運行バスの負担金6,285万7,000円が支出されておりますが、それぞれの運行ルートの利用者数をお伺いいたします。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○町長戦略課長(小野正彦君) 小林議員にお答えいたします。

運行ルートの利用者数についてでございますが、コミュニティバスの運行ルートは自主運行路線、実証実験路線があります。また自主運行路線は、すばしりルート、あしがらルート、くわぎルートがあり、実証実験路線は、通学対応の路線、湯船柳島の路線、そして足柄駅、生涯学習センター、小山町役場、駿河小山駅を循環する循環路線となっております。

年間の利用者数につきましては、はじめに自主運行路線のすばしりルートが5,042人の利用、あしがらルートが4,499人の利用、くわぎルートが596人の利用がありました。

次に実証実験路線についてですが、通学対応の路線は、土日、祝日、長期休暇は運休のバスで、8,059人の利用がありました。湯船柳島の路線は、火曜日木曜日のみの運行で434人の利用がありました。循環路線は、1万1,648人の利用がありました。

自主運行路線1万137人の利用、実証実験路線2万141人の利用、合わせると3万278人の利用がございました。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありませんか。

○3番(小林千江子君) 結構です。

では次の質問に移らせていただきます。

決算書111ページ、2款7項3目13節女性活躍促進事業、若者移住促進事業、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業及び結婚支援事業について、それぞれどのような内容のセミナーであったのか、また、効果はそれぞれどのようにあったのかを伺わせていただきます。ただし、女性促進、こちらの事業と若者移住促進事業に関しましては、先ほど遠藤 豪議員の質問に対しお答えをいただいておりますので、こちらの方は結構です。ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業及び結婚支援事業についてお伺いさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業につきましては、県の交付金を活用した事業であり、セミナー内容としましては、町内の自然資源等を活用した自然保育や環境教育の担い手の育成や、町外からの移住希望ファミリーが町内に滞留しやすいよう町内でのホームステイや自然体験イベントを実施いたしました。

回数につきましては、講座やイベントの合計が10回、延べ参加人数は206名であります。

事業の効果といたしましては、平成30年度の本事業における定住移住の促進には結びつくことができませんでしたが、一番には小山町を知っていただいたこと、次にいずれの講座やイベントにおきましても参加者の方々に楽しんでいただき、本町の自然や生活に興味を持っていただいたことで、中長期的な事業として本町への移住定住に結びつくよう努めております。

次に、結婚支援事業につきましては、県の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚促進による出生率向上を目的に実施するもので、支援者向けに地域の協力者をふやすため、小山コンシェルジュ養成講座を4回、16名が参加しました。独身の方への支援では、結婚に向けた意欲を高める講座を3回、男女が自然と交流できるイベントを2回開催し、延べ男性53名、女性43名の合わせて96名の参加がありました。また、御殿場線を貸切る婚活イベントには、男性28名、女性30名の計58名の参加があり、交流イベントによるカップル成立は10組の結果でございました。

その他にも、結婚支援相談員による個別相談、仲介支援等を行い、効果についてでございますが、結婚支援事業をきっかけに平成30年度には2組が結婚へ向けお付き合いを始め、一組が成婚するなど、出会いから結婚へと導くことができたと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

先ほどの結婚支援事業についてカップルが成立されたということですが、その後の例えば小山町に何名ほど住んでいただけたのか、また結婚式等と大きな費用が動くイベント等々でその町内での利用があったのかどうかなどはお分かりになりますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 既にこの結婚支援事業につきましては、6組の成婚がございまして、実質4組が町内に住んでいただいております。しかながらこの町での結婚的そのイベントといいますか、そちらの事業というのは町の方でも把握していない状況でございます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 結構です。

では最後の質問をさせていただきます。

決算書219ページ、7款4項3目15節豊門会館改修で、約1億2,961万6,000円の支出がございま

す。その改修内容と進捗状況、そして改修完了のパーセンテージを伺わせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 豊門会館改修 1 億 2,961 万 6,000 円は、豊門会館改修工事の前払い金として 6,739 万円、平成 30 年度の出来高払い金として 5,897 万円及び豊門会館ふすま等建具改修工事に 325 万 6,000 円と 2 件の工事請負契約に支出したものであります。

豊門会館改修工事は、破損、ひび割れなど老朽化した屋根、外壁、内装の改修復元及び冷暖房やトイレ等の設備工事を平成 30、31 年度の 2 カ年継続事業で実施したものでございます。

進捗率は平成 30 年度 3 月時点で 87%、今年度 5 月の工事完了に伴い 100%でございます。

また、豊門会館ふすま等改修工事は、豊門会館内部のふすま 21 カ所、障子 30 カ所の張りかえを行ったもので、平成 30 年度 3 月に完了しておりまして、進捗率は 100%でございます。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○3 番（小林千江子君） 再質問いたします。

広報おやまでも掲載されておりましたが、既にイベントでの使用がこちらの豊門会館ではあったように思われますが、今後、利用方法、活用方法ですとかそういったところはもう既に決まっているものがありましたら、お知らせください。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 小林議員の再質問にお答えします。

広報おやまで掲載されて、一部豊門会館については供用が開始されているということですが、この施設につきましては、小山町の都市公園条例に基づいて、使用の方をしているところです。

ただし今現在、豊門会館、豊門公園の方とあわせて西洋館の改修工事を行っておりまして、それら全体の有効活用について、今後引き続き関係部署、役場の関係部署で今検討を行っているという状況でございます。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありますか。

○3 番（小林千江子君） ございません。

以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、1 番 室伏 勉君。

○1 番（室伏 勉君） 8 点質問させていただきます。

まず 1 点目、審査意見書の 7 ページ、8 ページでございます。

これは町税が前年度対比 8,296 万 8,000 円減額でございました。それに対しまして 8 ページ、人件費は前年度対比で 8,279 万 6,000 円の増額でございます。町税の絶対額が減少する中で、今後の職員の定数の管理はどのようにお考えでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

今後の職員定数管理についてであります。

職員数については、定員適正化計画に基づき、226名から232名と増員したことにより、人件費が増加しました。町ではこれまで職員数の削減に向けた定員管理計画を策定し、平成7年302人のピークから平成27年218人へと削減を行ってまいりました。しかしながら、未来拠点事業をはじめとする大きな事業への対応を図るための職員が十分に確保されていない状況となり、現在は第6次小山町定員適正化計画に基づき、職員の適正配置を行っております。この計画においては、令和4年5年の職員数をピークに段階的に定年退職数が採用者数を上回り、減少傾向に転じることを想定しております。特に令和10年から5年間で、44人程度の退職者が想定されております。このような中現在令和3年から令和7年までの、次期定員管理計画の策定を控えるところですが、先ほど御説明しましたとおり、より現実に即した適正な管理計画となるよう考えてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 働き方改革はやはり小山町も例外ではないと思います。これから働き方改革を進める上で、職員の、今おっしゃいましたように定員数が適正化に持っていくということですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 再質問にお答えいたします。

働き方改革を含めまして、次期計画に反映させて計画していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

それでは2点目、決算書歳入12ページ、1款2項1目でございます。滞納繰越金194万6,000円がございます。この不能欠損分は何件何人分でありましょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（池田 馨君） 1款2項1目2節の固定資産税滞納繰り越し分の194万6,150円の不能欠損は、137件、25人分を処分したものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次3点目、47ページ、17款1項1目残存財産補償料がございます。この内容についてお伺いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） 残存財産補償料についてであります。これは演習場内の町有地に対

する補償金であります。具体的に申し上げますと、御殿場市中畑地先の土地の一部を演習場として賃借をしておりますが、残存地の損害について東富士演習場を使用協定に伴う土地賃貸借契約により、山林経営が可能な土地にも関わらず、立ち入り可能日が年間105日前後に限られていることなどから円滑な撫育管理に支障をきたしており、土地の利用を阻害されているということから補償をされているものであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次4点目、47ページの17款1項1目宅地山林の貸し付け料について、貸し付け地の場所とか面積についてお伺いいたしたく思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） 宅地山林貸し付け地の場所ですけれども、町内各所にわたっておりまして、主なものは交番や派出所、個人地、病院や医院など、それからあと各地区の山野組合等、合計121件で、面積は合計で473万6,127平方メートルであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次5点目ですけれども、61ページ、21款6項1目道の駅地域振興センターの利用料は売上の5%というふうに聞いております。今後この利率に対しまして見直しをするお考えはありますでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 道の駅地域振興センターの施設利用料につきましては、町と指定管理者である、株式会社ふじおやまとの間で指定管理に関する基本協定を締結しており、施設総販売額の5%相当額または2,300万円のいずれか多い方の額を収めていただいているところでございます。

現在の指定管理期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間となっており、過去3年間の実績を見ますと、いずれも2,300万円より多い5%相当額を施設利用料としてお納めいただいている状況でございます。

次回の指定管理者選定の際には当施設が地域振興施設であることや、これまでの実績等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再質問というよりも確認でございますけれども、この契約更新までは現在の5%維持することで、道の駅の収益の確保、そして小山町の投資した資本の回収は図れるとい

うふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 室伏議員の再質問にお答えいたします。

ただいま申し上げましたが、過去3年間の推移を見ましても増加傾向にございますし、回収につきましても順調に推移していると判断しておりますので、この期間につきましても、5%で進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次6点目、89ページ、2款1項8目人事評価システムですが、その効果をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） 人事評価システム導入についてであります。町では平成28年度から人事評価制度を導入し、職員ごとの評価内容などは紙で管理をしておりましたが、令和元年度からこの人事評価システムでの評価管理をするための導入費用ということになります。

効果といたしましては、今年度以降紙の評価表が削減されることにより、事務の合理化が図られます。また、職員ごとの評価結果が継続的にデータ管理されることにより、人事評価結果がこれまで以上に職員の昇格や人事配置等に反映することができるようになり、今後のよりよい組織づくりや職員の成長につながっていくものと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

7点目、193ページ、6款2項1目富士箱根トレイル・ハイキングコースの維持管理の場所と延べ人員と日数をお伺いいたしたく思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 富士箱根トレイル・ハイキングコースの維持管理業務につきましては、富士箱根トレイル推進協議会に加盟していただいている町内の8団体に委託しているところでございます。

本業務の場所につきましては、富士山須走口5合目と金時山頂を結ぶ全長約43キロメートルの本ルートその他、約24キロメートルに及ぶアクセスルートも対象としております。

延べ人数につきましては133名、日数は22日間で巡視や整備を行っていただきました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

最後の質問、213ページ、7款3項1目河川維持事業のその河川名とその整備内容につきまして

お伺いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 平成30年度の河川維持事業としまして、三つの河川で4件の工事を実施いたしました。

まずはじめに、菅沼地先の堀城川において、堀城橋のすぐ下流で河床が洗掘され危険な状況であることから、工事延長40メートル区間の底張りコンクリート工を実施し、河床の安定を図ったものであります。

次に、桑木地先の金時川において、2件の維持工事を実施いたしました。

1件目は新金時橋付近の金時川河川内の中州にアシが生い茂り、川の流れを阻害している状況であることから、工事延長100メートル区間の河川内除草工を実施したものであります。

もう1件は少し離れた場所で金時向平橋のすぐ下流において、工事延長80メートル区間の河川内除草工を金時川河川維持その2工事として実施をしたものであります。

最後に、須走地先の須走排水路について、工事延長140メートル区間の両岸の伐開除草工を実施し、維持管理に努めました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

以上で終了いたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 3点について質問をいたします。

まず第1点ですが、決算書27ページ、14款1項4目足柄ふれあい公園の使用料146万2,854円の内訳について伺います。バーベキュー場も整備されて非常に認知度が高まっていると思いますが、この使用料の内訳を教えてくださいたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 足柄ふれあい公園使用料146万2,000円の内訳についてであります。

はじめに、パークゴルフ使用料として54万円、足柄ふれあい農園の使用料として26万4,000円、バーベキューガーデンの使用料として54万8,000円になります。その他自動販売機設置などの公園使用料として11万854円が収入の内訳となっております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○6番（佐藤省三君） 結構です。

続きまして2番目、決算書45ページ、16款3項2目ホームレス実態調査委託金1万円という非常にわずかな金額でありますけれども、ホームレスという言葉聞いて、あれ小山町にもこういうのあるのかなと感じも持ちました。どんなこの調査内容なのか教えてください。また、この調

査によって町の中でホームレスについて分かったことがありましたらお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） ホームレス実態調査委託金は県からの委託で、年に1回職員が町内の公園、河川、道路、駅舎、その他施設を巡回し、ホームレスの居住実態を確認するものであります。

町で分かったこととしましては、平成30年度の調査ではホームレスの居住実態が確認されなかったということであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） ありません。

それでは最後に、3番目の質問といたします。

223ページ、7款5項2目我が家の専門家診断ということで88万80円とありますが、これは何件分の金額なんでしょうか。また、対象家屋のこれで何パーセントくらいに当たるのか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 我が家の専門家診断は、専門家を派遣しまして、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を無料で行うために、国県町で助成する事業であります。

1件当たり4万6,320円の定額補助としておりまして、平成30年度は19件実施いたしました。

また、現在の対象家屋軒数でございますが、1,980軒でございます。したがいまして、昨年度におきましては、対象家屋に対する割合といたしましては約1%となります。

説明は以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） この専門家診断は何年間か続いているかと思いますが、これまでずっと合計したトータルでは全体の何%くらいになるかお分かりになりますか、伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 再質問にお答えいたします。

本耐震事業につきましては平成13年度から開始しておりまして、これまで累計で626件の診断を実施しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 結構です。

以上で質問を終わります。

○議長（池谷洋子君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで、職員の入退室を許可いたします。

議員の皆様はしばらくお待ちください。

-
- 日程第2 認定第2号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第3号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第4号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第5号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第6号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第7号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第8号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 認定第9号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第10 認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第11 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第12 認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第13 認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第14 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（池谷洋子君） お諮りします。

日程第2 認定第2号から日程第13 認定第13号までの平成30年度特別会計決算12件及び日程第14 議案第91号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計13件については、一括質疑にすることにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第91号までを一括議題とします。

本議案については、8月29日及び8月30日の本会議において町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会計ごとに順次発言を許します。

国民健康保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、4番 鈴木 豊君。

○4番(鈴木 豊君) それでは、はじめに決算書303ページ、2款2項1、2目19節の高額医療費が平成30年度も増加していますが、対象となる多い病気の種類は何か、また何が要因と考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 鈴木議員にお答えします。

高額療養費の対象となる病気の種類は、循環器系が6,623件、新生物が1,031件で上位を占めております。

これらの要因としましては、塩分の適正摂取や、運動習慣の定着等による生活習慣の改善がまだまだ不十分であることが考えられます。このため、まずは特定健診を受診していただき、その結果により特定保健指導等による生活習慣の改善を推進してまいります。

以上であります。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありませんか。

○4番(鈴木 豊君) 結構です。

次に、313ページの6款1項1目備考欄(2)の13節の特定健康診査事業として1,969万914円の決算ですが、1,564人の受診で、受診率は平成30年度49.1%ということで説明がありまして、昨年より上がっています。担当課も努力されておりますが、医療費の軽減にもなりますので、更なる50%以上へとする特に何か方策を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 特定健診の更なる受診率向上に向けた施策であります。個別の受診勧奨通知、電話及び戸別訪問による受診勧奨、健康フェスタでの受診率上位区の表彰に加え、本年度は特定健診が始まる40歳と2年目の41歳の方を対象に自己負担を無料とし、受診率向上を図っております。

また、毎年11月に追加健診を実施しておりますが、様々な理由により受診ができなくなってしまう方がおられますことから、6月から8月までの間に早期受診をしていただくよう、8月にも受診勧奨通知を発送しております。

その他にも地域で誘い合って受診していただけるような地域づくりを進めていきたいと考えております。

一方、本年度から糖尿病成人症重症化予防事業として糖尿病成人症等に移行する可能性がある初期の方を対象に特定健診の2次健診を実施するなど、医療機関への早期受診につながる取り組みを実施し、特定健診に対する皆さんの関心を高めてまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 再質問しますが、この受診されない方はどのような理由があるのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 再質問にお答えいたします。

受診されない方としましては、既に医療機関にかかっているため特定健診は特に必要ないと考えていらっしゃる方がおられます。ですけど、こちらにつきましても、自分の持病でかかっている医療機関での診療行為と、特定健診で検査する項目は違うことが多々ありますので、そちらのところを理解をしていただくような努力はしております。

主なところはそのケースが多いと思っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 結構です。

以上で終わりにしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 次に、8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 2件質問をさせていただきます。

1件目は、審査意見書47ページ、平成30年度の不能欠損額は大幅に減少、収入未済額も減少、収納率は93.21%までになりました。

これらの要因をどう考えるか教えていただきたいと思います。必要以上の厳しい取り立てはないか知りたいです。

また納税困窮者がふえている状況下で、昨年度の短期証、資格証の発行件数を教えていただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高畑議員にお答えします。

国保税の徴収につきましては、会計収納課と連携し、適正な滞納整理を実施しております。

また、被保険者が生活困窮に陥らないよう、小まめな納付相談等を実施し、計画的に納付していただいておりますので、必要以上の厳しい取り立ては行っていないと考えております。

次に短期証の発行件数ですが、12世帯13人、資格証は19世帯27人です。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 必要以上の厳しい取り立てはないというふうに考えているというお答えですけれども、担当課の方からこういう納税なかなか難しい方、課の方からどういう状況なのか問い合わせるケースと、御本人の方から相談してくるケースとあろうかと思うんですけれども、そ

こら辺の実態についてちょっと知りたいもんですから、お聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 納付におきましては、本人からやはりいろいろな相談はございます。それらにつきましては本当に個別にどんな状況なのか、収入がそういう状況になっているのか、納付がなぜできないのか、どのくらいまでなら納付できるのか、そのようなところを細かく相談をしまして、実際に無理のない納付計画を立てていただき納付をしていただいているという状況になります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） 結構です。

2件目、決算書303ページ、2款2項1目、2目一般被保険者、退職被保険者ともに昨年度と比べ高額医療費の増加傾向にあります。鈴木 豊議員の先ほどの質問とも重複する部分がございますが、高額医療費を要したものに人工透析ですとか、循環器系疾患、がんなどがよく挙げられますが、対象人数そのものがふえているのか伺いたいと思います。また、高額医薬品もこの中に含まれるのでしょうか。含まれるのであるならば、どんな薬か一つ二つ御紹介いただきたいというふうに思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（渡邊啓貢君） 高額医療費の延べ人数ですが2,402人で前年度より43人減少しておりますが、被保険者数も183人減少しておりますので、被保険者数に対する高額療養費の件数の割合は若干ふえていると考えております。

また、80万円以上の高額療養費は5件で前年度より1件減少しております。なお、1件当たり的高額療養費は6万3,895円で、前年度より729円増加しております。

一方、1人当たりの医療費の年間の金額は37万7,220円で、前年度より6,600円増加しております。

これらのことから高額な高額療養費が極端に伸びているというよりは、1人当たりの医療費の伸びとともに高額療養費に該当するケースがふえ、結果として高額療養費も伸びている状況にあると考えております。

また高額医薬品の利用につきましては、利用がございませんでした。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○8番（高畑博行君） ございません。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 次に、介護保険特別会計について質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、4番 鈴木 豊君。

○4番(鈴木 豊君) それでは1件だけお伺いします。

審査意見書の52ページで意見書によりますと、介護給付費が年々増加傾向の数値があります。将来財政的に厳しくなると予想されますが、今後の推移と介護予防にどのような対応策を考えているのかお伺いします。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○介護長寿課長(山本智春君) 今後の推移であります。団塊の世代が要介護リスクが高まる後期高齢者となる2025年以降は高齢化の著しい進展に伴い、医療や介護を必要とする方が急増することに伴い、介護給付費についても増加していくことを見込んでおります。このためできる限り自立した生活を継続し、支援を受ける期間を短くするための介護予防の取り組みは重要であります。

今後も関係部署と連携を図りながら、健康長寿の3要素と言われる運動、栄養、社会参加を意識した各種介護予防事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありますか。

○4番(鈴木 豊君) 以上で終わります。

○議長(池谷洋子君) 次に、8番 高畑博行君。

○8番(高畑博行君) 1件お伺いいたします。

審査意見書52ページ、介護保険の現状の一覧を見ますと、本町の65歳以上の高齢化率は29.66%で、このままいけば来年度の30%超えはほぼ間違いありません。介護認定率は横ばいですが、介護給付費は毎年確実に伸びています。昨年度末の段階で結構ですので、要支援、要介護の段階ごとの人数を教えてください。また、それらの数値の特徴があれば教えてくださいと思います。

○議長(池谷洋子君) 答弁を求めます。

○介護長寿課長(山本智春君) 昨年度の要介護認定の状況について説明しますと、要支援1の方が77人、要支援2の方が109人、要介護1の方が237人、要介護2の方が133人、要介護3の方が134人、要介護4の方は119人、要介護5の方が90人です。その合計が899人になります。

数値の特徴といたしましては、平成29年度末の認定状況と比較をした場合、要支援1から要介護1までの概ね自立した生活ができている軽度な認定者の方が57人増加したことに比べ、それ以上の要介護2から要介護5までの認定者は55人減少しているところであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 再質問はありますか。

○8番(高畑博行君) 結構です。以上です。

○議長(池谷洋子君) 次に、水道事業会計について。1番 室伏 勉君。

○1番(室伏 勉君) 水道会計につきまして、2点ほど御質問させていただきます。

まずは1点目、審査意見書の68ページでございます。

給水収益が前年度対比で6.9%の増加でありました。これに対しまして費用であります、原水及び浄水費は17.9%増加しております。その理由をお伺いいたします。また、配水と給水費が4%の理由もあわせてお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 室伏 勉議員の質問にお答えいたします。

原水及び浄水費が前年度に比べ17.9%の増加となった主な要因については、電気料等の経常経費の増加に加え、湯船原工業団地配水場を築造に伴い自家用電気工作物管理委託業務や原水を滅菌するための塩素代が新たに生じたためであります。

また、配水及び給水費が前年度に比べ4%の増加となった要因については、計量法第16条の規定による検満量水器の取りかえ個数が前年度に比べ多くなり、修繕費が増加したためであります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次に行きます。

2点目、決算書の13ページです。

平成30年度の貸借対照表ですけれども、その中で建設仮勘定9億4,400万円が計上されております。当然未稼働でありますけれども、その理由についてお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（渡辺史武君） 建設仮勘定の9億4,400万円の主な内容については、湯船原工業団地配水及び送・配水管施設が約7億1,000万円、新東名高速道路建設工事に伴い布設した配水管など約5,000万円となっております。

湯船原工業団地配水場関連施設については、今年度より工業団地に進出した企業に給水を開始するため令和元年度決算から有形固定資産に計上いたします。

新東名高速道路建設工事に伴い布設した配水管については、実際に供用開始となった年度以降有形固定資産に計上する予定であります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号、平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号、平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号、平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号、平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号、平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号、平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条

第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号、平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第10号、平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第11号、平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第12号、平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第13号、平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第13号は所管の総務建設委員会に

付託することに決定しました。

次に、議案第91号、平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第39条第1項の規定により所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月5日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

午後0時27分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和元年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和元年9月5日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	シニアプロモーション推進課長	勝又 徳之君
総 務 課 長	後藤 喜昭君	くらし安全課長	鈴木 辰弥君
商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君	未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君
都 市 整 備 課 長	清水 良久君	防 災 課 長	武藤 浩君
こ ども 育 成 課 長	大庭 和広君	総 務 課 副 参 事	米山 仁君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	5番 遠藤 豪君	6番 佐藤 省三君	

散 会 午後3時01分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

6番 佐藤省三君

1. ふるさと納税の平成30年度収支及び現状と今後の展望について
2. 高齢者の自動車運転と小山町の公共交通システムについて
3. 新教育委員会制度における総合教育会議の役割について

4番 鈴木 豊君

1. 線引きの見直しの進捗状況について
2. 市街化区域内土地の開発及び有効活用について

(個人質問)

8番 高畑博行君

1. 豊門公園と西洋館改修の構想について問う
2. 人口減少防止策のひとつとして、「住宅リフォーム助成制度」の立ち上げを

2番 室伏辰彦君

1. 東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技開催に伴う町の取組みについて

12番 渡辺悦郎君

1. 公営塾運営中止について
2. 高齢者の運転に対する町の対応について
3. こども園化推進について

5番 遠藤 豪君

1. 東富士演習場使用協定について (第十一次から第十二次締結について)

9番 岩田治和君

1. 公共交通機関へのアクセスの整備について

1番 室伏 勉君

1. 災害に備えた日頃の体制づくりについて
2. 生土地区と駿河小山駅間の通行について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（池谷洋子君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、6番 佐藤省三君。

○6番（佐藤省三君） 会派令明を代表して、質問をさせていただきます。

池谷町長は、令和元年5月1日に御就任以来、既に4カ月を過ぎ、2回目の定例会に今臨まれておられます。大変多忙な毎日をお過ごしのことと存じます。

さて、5月臨時会での町長の所信表明によりますと、「この人口減少が続く我が故郷小山町ににぎわいを創出し、町政を活性化させ、世界遺産の町・小山町を全国、世界へ発信してまいります。町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、住んで幸せを感じる理想郷・住民幸福度日本一の町の実現に向け一生懸命頑張っていく所存であります」とありました。その後、九つの事柄について目指す施策を述べられ、最後に財政基盤の確立の必要性に言及されておられました。

まだまだ4カ月という短い期間ではありますが、目指す施策についてのお考えはどの程度達成されたでしょうか。または、それぞれの具体策や展望は固まりましたでしょうか。今後の小山町の行き先を、私ども町民は期待を持ち、また、固唾を飲んで見守っておるところでございます。

そこで、私は以下の3点について伺います。

1点目は、ふるさと納税の平成30年度収支及び現状と今後の展望についてであります。

2点目は、高齢者の自動車運転と小山町の公共交通システムについてであります。

3点目は、新教育委員会制度における総合教育会議の役割についてであります。

それでは、1点目の、ふるさと納税の平成30年度収支及び現状と今後の展望について伺います。

最初に、1、小山町のふるさと納税の現状と今後の展望についてであります。

現在、小山町は、全国の他の3市町と同様、令和元年6月1日からのふるさと納税の対象から外されております。早くても来年の9月までは復帰できません。このことについて、町長は総務省に直接出向いて謝罪をされたとのことですが、外された理由について町長はどのようにお考えですか伺います。

また、ふるさと納税の対象から外されたことは、本町のように財政規模の大きくない自治体にとって、大変厳しい状態と考えます。小山町のふるさと納税の今後について、町長はどのように展望されていますか伺います。

次に、2、平成30年度の小山町のふるさと納税における収支についてであります。

町のホームページや平成30年度小山町一般会計決算書によれば、小山町の平成30年度のふるさと納税は、合計件数は29万5,291件、金額は250億4,387万7,850円とのことでした。大変な額の寄附を全国の皆さんからいただき、ありがたいことでした。おかげさまで、以前からの懸案だった各区からの積み残しの要望事項が、町道その他に関し多くの解決を見ました。あわせて、小山町職員の皆様方の受け付け等の御努力に感謝いたすところであります。

また、ホームページには、使途について九つの事例が示されており、企業誘致分を除いて合計したところ、19億7,370万円でした。この金額以外については、既存の3基金へ積み立てているとのことですが、これらの基金の目的と、それぞれの以前からと今回のふるさと納税による金額との区別についてお知らせください。

また、それぞれの今後の使途について、どのようにお考えでしょうか。納税の際に示されている五つの使い道との整合性は担保されているのでしょうか。

また、企業誘致補助金として、町としては1社につき2億円の支出が予定されています。2億円×予定会社数分の金額は保証されていかなければなりません。ふるさと納税寄附金は、あくまで臨時収入であり、他の財源と併せてしまえばその違いが不明確になり、今後の財政運営が心配されるところであります。

ふるさと納税がいつ復活できるか、また、復活できても収入金額が不明だからということを考えています。収入のうち、返礼品やサイトの利用料などの経費は、それぞれどのくらいかかりましたでしょうか伺います。

一方で、小山町の住民で他の自治体にふるさと納税をされた方は何人ぐらいおり、金額は合計でどのくらいになりますか伺います。

続きまして、2点目の、高齢者の自動車運転と小山町の公共交通システムについて伺います。

所信表明の三つ目に「産んで良し、老いて良しのまちづくり」を掲げておられますが、昨今、高齢者にとって余生は必ずしもバラ色ではありません。例えば、高齢者による悲惨な交通事故が頻発し、大きな社会問題となっております。事故の原因は、高齢者自身によるものなのか、自動車の構造によるものなのか、またほかにもあるのか、早急の検討が望まれております。

しかし、この地域では、自動車のない生活は考えられません。通院や買い物、通勤その他に移

動手段として自動車が手放せないのが現実です。家族は大変心配しつつも、軽々に免許証を返納せよとは言えません。中には、この問題で家族間にトラブルが発生している方もあると聞きます。

一方、定時の路線バスは本数が激減し、町の公共バスもなぜか乗客の姿を見ることは稀であります。路線の問題なのか、本数なのか、その原因はしかとはわかりませんが、交通弱者、買い物弱者への対策が喫緊の課題であることは議論を待ちません。

令和元年6月の議会で、町長は、今年の秋を目途にオンデマンド型の公共交通システムへの変更を目指しているとのことでした。これについて、どのような交通システムを考えておられるのか、どこまで具体化されているのか、もっと具体的なお考えを伺いたいと存じます。

3点目の、新教育委員会制度における総合教育会議の役割について伺います。

所信表明の六つ目に「学んで良し、育てて良しのまちづくり」とあり、老朽化した学校施設の計画的な整備、専門スタッフの配置拡充、ICTの活用、教員の働き方改革などを挙げておられます。

一方、学校などでのいじめやいじめによる自殺などが新聞紙面やマスコミにしばしば取り上げられるようになって随分たちました。必ずしも学校起因の事例ばかりではないにせよ、その対応に学校の不備を指摘され、責任を追及される場合があります。この中でいじめられた本人や家族の納得する対応ができない学校や教育委員会の在り方を問う議論が起こり、制度の変更への一つの大きな原因となりましたことは、皆さん御承知のことと存じます。

これまでの教育委員会は、戦前の学校等への周囲からの不当な介入が学校教育の健全な発展を阻害したのではないかという反省から、市町村や県、国から独立した組織として戦後出発しております。しかし、教育長以外は地域の有識者であっても必ずしも教育の専門家ではなく、教育委員長といえども対応が全て完璧とは言えなかったということでもあります。

このため、新制度では、教育委員会と首長が教育行政のトップを対等に務めるようになりました。ここでは、教育に関する総合的な施策などを協議・調整する場が総合教育会議となり、ここで各自治体の首長の教育への考え方、関わり方も披露され、教育行政が進められるようになりました。

小山町でも、平成27年度より近隣市町より先んじて導入され、平成27年度には3回、平成28、29年度にはそれぞれ2回、平成30年度には1回、総合教育会議が開催されました。その都度、町長の教育への考え方も披露されております。

一方、今年度、小山町の各幼稚園、こども園、小中学校には大きな変化がありました。給食費の無償化、エアコンの設置、タブレットの導入、また上位法により今年度10月からの幼児教育・保育の一部の無償化、更には今年度からの幼稚園教育要領の改訂、来年度の小学校、再来年度の中学校それぞれの学習指導要領の改訂など、学校を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中で、小山町の教育の現状、あるいは将来への展望について、町長の5月臨時会で表明されたお考えを具体的に示される場が総合教育会議と考えますが、これまで開かれておりま

せん。今後数年間、大きな変化が見込まれる小山町の教育の現状や将来への展望について、町長のお考えはいかがでしょうか伺います。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えをします。

はじめに、ふるさと納税の平成30年度収支及び現状と今後の展望についてのうち、ふるさと納税の現状と今後の展望についてであります。

議員御案内のとおり、ふるさと納税制度につきましては、平成20年に始まり、小山町では平成27年9月から寄附受け付けを開始いたしました。このころから、全国的に返礼品競争が激化し、全国の寄附額も大幅に伸び始め、町のふるさと寄附金もこの時期と重なり、平成27年度は約8億円、平成28年度は約18億円、平成29年度は約27億4,000万円、平成30年度は約250億円と右肩上がり増加をいたしました。この御寄附のおかげで、様々な事業を実施することができ、更に、総合計画推進基金、教育振興基金、文化財保護基金への積み立てをすることができました。

しかし、地方税法改正による本年6月1日からの新たな制度では、小山町は指定されることになりませんでした。

この理由ですが、町がふるさと納税の適正な実施に係る基準に反して、平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間に、著しく多額の寄附金を受領したことによるものでございます。新たな制度において指定されなかったことにつきましては、時期を見て、総務省へ問い合わせたいと考えております。なお、現段階では、最短でも来年の9月までは対象外とされていますので、来年7月の申出書提出に向け、返礼品が地場産品として認めてもらえるように整理し、申し出ができるよう準備をしております。

また、国地方係争処理委員会が、総務省に対しまして、泉佐野市の新制度除外に対する勧告がなされた旨報道がございました。町といたしましては、総務省の対応を注視し、適切に対応してまいります。

次に、小山町の平成30年度のふるさと納税における収支についてであります。

平成30年度のふるさと納税の収支につきましては、ふるさと寄附金の収入済み額250億4,648万6,000円に対し、ふるさと振興事業費の支出済み額146億7,239万3,000円で、差し引き103億7,409万3,000円となり、このうち、総合計画推進基金に61億円、教育振興基金に26億円、文化財保護基金に4億円積み立てました。

平成30年度末のそれぞれの基金残高は、総合計画推進基金が約64億円、教育振興基金が約22億円、文化財保護基金が約7億5,000万円となっております。

次に、五つの使い途との整合性についてでございますが、それぞれ寄附者が選択した使い途を尊重し、町の様々な事業の展開を見ながら、適切に対応していきたいと考えております。

また、経費につきましては、先ほど、ふるさと振興事業費全体の額をお伝えいたしましたが、

主なものとして、返礼品購入等の費用が約123億円で8割を占め、これ以外にポータルサイトの利用料が約20億3,000万円となっております。

次に、小山町在住者の他市町への寄附の状況であります。336件、2,401万3,500円の寄附金額で、町県民税の寄附金控除額は1,871万256円となっております。

次に、高齢者の自動車運転と小山町の公共交通システムについてであります。

新しい公共交通システムにつきましては、6月議会でもお答えをいたしましたとおり、基本的には、朝夕の通学利用を主とした定時定路線運行と、日中の予約制デマンド交通の導入を考えております。

朝夕の定時定路線は、各学校と協議を行い、登下校に合わせた運行時間やルートの設定など、より利用しやすい形となるよう検討を進めております。

日中のデマンド交通は、利用者が電話もしくはスマートフォンなどで、乗車場所や時間、行き先を伝え、指定した乗車場所にワゴン車が迎えに来て、目的地まで運行するというシステムであります。乗り合いワゴン車でありますので、途中で別の予約が入りますと、他の利用者も乗せながら目的地に向かいます。

乗降場所としましては、既存のバス停のほか、公共施設や商業施設、ごみステーションなど、利用者の皆さんにとって分かりやすく、あまり遠くならない位置にも新たな乗降場所を設置する方向で検討しております。

次に、新教育委員会制度における総合教育会議の役割についてであります。

議員御指摘のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成26年に改正され、平成27年4月に施行されました。

この改正は、教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築や首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的としており、その一つとして全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することが定められました。

教育に関しまして教育長及び町長の権限についてであります。教育長は教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどると同法に定められております。

一方、予算の編成や執行につきましては、地方自治法に明記されていますように、教育委員会にその権限はなく、町長に属しております。また、条例案の提出につきましても、町長だけにその権限が属しております。

したがって、例えば、教育に関する予算の編成などについては、総合教育会議において、町長部局と教育委員会が協議するものと理解をしております。

議員御指摘のとおり、本年度はまだ総合教育会議を開催しておりませんが、10月までに開催する方向で調整を行っているところであります。

総合教育会議では、教育委員会と首長が教育政策の方向性等について協議・調整することによ

り課題を共有し、一致して執行していくことになります。

最後に、小山町の教育の現状、将来への展望についてであります。先日、私もふるさと給食の日に、学校で子ども達と一緒に給食を食べ、子ども達や学校の様子について伺いました。また、スポーツなど様々な分野で児童生徒が活躍されている報告も受けております。

本町の子ども達は、生き生きとした学校生活を送り、卒業後には、大学駅伝やバレーボール、プロ野球などで活躍する選手も多数おり、すばらしい町であるというふうに感じております。

今後更に小山町から世界に羽ばたくグローバルな人材の育成、トップアスリートの創出・支援などの施策を構築・推進し、子ども達のすばらしい未来を築き上げていきたいと考えております。

総合教育会議では、小山町の未来を担う子ども達の育成について、教育委員会としっかりと協議していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） 以上、質問いたしました3点につきまして、1点に一つずつ再質問させていただきます。

まず、ふるさと納税の件であります。来年9月のふるさと納税の復活を期待しつつ、ふるさと納税寄附金の収支や今後の用途について、町民の皆さんは大変期待しておるところでございます。これらがもっと分かりやすくなるよう、ふるさと納税寄附金の収支や用途、小山町民の他市町へのふるさと納税寄附の現状などを一覧表にして町のホームページ等へ掲載することはできませんか伺います。

次に、2番目、高齢者の自動車運転と小山町の公共交通システムについて、再質問をさせていただきます。

平成30年度の一般会計決算書では、公共交通システムに6,000万円余りかかっておりました。今後の方向として、朝夕の定時定路線運行と日中のデマンド交通の併用ということを伺いましたが、この併用にはどの程度の金額が必要になりますか伺います。

最後に、新教育委員会制度における総合教育会議についてであります。10月までに総合教育会議を予定されているとのこと、大変期待するものであります。そこで提案されるものの腹案がございましたら御披露願えませんか伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○シティプロモーション推進課長（勝又徳之君） ふるさと納税の1点目の再質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の収支や今後の用途について、分かりやすいよう一覧表にして掲載できないかという質問でございますけれども、現在、ふるさと納税の使い道の主な内容をホームページや広報紙に掲載しております。今後もふるさと納税の広報は考えておまして、10月1日号の広報

紙でふるさと納税の紹介をいたします。

なお、年度ごとの収支等の掲載につきましては、見る人が分かりやすい内容で精査をして、ホームページや広報紙でこの紹介をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

デマンド交通併用の費用はどのぐらいかかるかとのことですが、現在、事業者と運行や金額について調整を行っているところであります。新しい公共交通は、利用者にとって使いやすいものと認識され、より多くの人に利用される公共交通となるよう計画をしております。

金額につきましては、現在、就行バスの負担金より上がることとなりますが、多くの利用をしていただき、利用料がふえ、町の負担が少しでも軽減できてはと考えております。

3点目の御質問です。

今後、教育委員会と協議して議論する内容を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○6番（佐藤省三君） ありません。結構です。

以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） 小山町議会会派新生会を代表いたしまして、通告により2件の代表質問をさせていただきます。池谷新町長の考えをお伺いできればと思います。

まず、はじめに、1件目の質問に入ります。

線引きの見直しの進捗状況についてであります。

私は、平成29年第2回3月定例会において、昭和51年10月に決定された線引きの見直しについて質問しました。

市街化区域内において、生土や谷戸山などほかにもありますが、道路も入らないところで土地も売りたいけれども売れないなどの不満や、市街化区域と調整区域との不公平感があるなどの問題点があると指摘し、線引きの見直しの見解をお伺いいたしました。

町当局は、都市的活用が難しい土地の市街化区域から市街化調整区域への編入、反対に、市街化調整区域において開発が進み既成市街地となった区域の市街化区域への編入について、静岡県や御殿場市などの関係機関と協議調整しながら区域区分の見直しを検討したいとの回答がありました。

しかし、2年半過ぎますが、いまだに進捗状況の報告が議会にもありません。

また、線引きの見直しは、今後の小山町のまちづくりにとって、非常に重要な課題であります。

そこで、3点ほど質問をいたします。

一つ目としまして、現在において、線引きの見直しの進捗状況はどこまで進んでいるのか、お伺いします。

二つ目としまして、線引きの見直しに向け、現状町では都市計画についてどのような考え方を
持って進めているのか、お伺いします。

三つ目としまして、今後どのような過程で進めていくのか、また、いつまでに完了する考えな
のか、お伺いしたいと思います。

それでは、続きまして、2件目の市街化区域内土地の開発及び有効活用についてであります。

これから、人口減少、少子高齢化が進みますと、地域産業経済への衰退や生活サービスに影響
が出てきます。

町は三来拠点事業により企業進出が生まれ、町内に多様な雇用機会が創出されようとしていま
す。

人口ビジョンによりますと、三来拠点事業に伴う転入数を2,084人と設定していますので、この
推計が達成されますことを期待するところであります。

また、御殿場市や近隣の市町からの通勤者では困ります。やはり住んでいただくには、住宅施
策や小山町に魅力を持っていただくまちづくりの施策が大切になります。

公共交通ネットワークや子育て、教育環境、更に商業施設の充実などが必要となってくると思
われます。

小山町の市街化区域は、およそ535ヘクタール余りと言われますが、現在、町内の市街化区域内
には、指定された用途として利用されない土地が相当存在すると思われま

す。池谷町長は、マニフェストで、企業誘致をし、働く人の住宅誘致をし、人口増を図る旨申され
ております。

今後の市街化区域内土地の開発や有効利用についての展望を、町長の考えを以下お聞きします。

一つ目としまして、市街化区域内土地でまだ利用されていない土地の開発や有効利用について、
どのような展望があるのか。

二つ目としまして、市街化区域内で町が予定している菅沼地区土地区画整理事業や駿河小山駅
再開発事業などの都市計画事業をどのように進めていくのか、お伺いします。

三つ目としまして、人口増を図っていくには、市街化区域や市街化調整区域など、町全体にお
いて思い切った居住環境の整備やU J I ターンの促進施策などが必要となってくると思います。

国の推計で小山町の人口が2060年度に1万500人と予定されていますが、池谷町長は、小山町の
人口増へのビジョンをどう考えているのか、お伺いします。

以上、2件について質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをします。

はじめに、線引きの見直しの進捗状況についてのうち、現在どこまで進んでいるかについてで

あります。

線引きの見直しにつきましては、平成30年度から区域区分界妥当性検討調査業務を実施しているところであります。

平成30年度調査業務の主な内容は、市街化区域から市街化調整区域への除外、いわゆる逆線引きの候補箇所として、数カ所を抽出し、現地踏査を行うとともに、都市計画決定者である静岡県と事前協議を開始しております。

今年度は、反対に、市街化調整区域から市街化区域へ編入の可能性が考えられる候補箇所を新たに抽出するための調査委託業務を実施し、現地踏査も含めて、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、線引きの見直しに向けて、都市計画について、どのような考え方を進めているかについてであります。

線引きの見直しに当たり、本町の市街化区域縁辺部約41キロメートルにおいて、急傾斜地崩壊危険区域内に擁壁などの構造物が設置された箇所や、地形・地物等により宅地化を見込むことが困難な地域について、市街化区域から除外する一方で、市街化調整区域内で既成市街地が形成されている地域については、市街化区域へ新たに編入する方向で、線引きの見直しを検討しております。

また、都市計画道路10路線につきましては、決定後、未着手の路線もあることや、新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアスマートインターチェンジと、東名高速道路足柄スマートインターチェンジへのアクセスを考慮しながら、存続、変更、廃止等の再検証作業を進めてまいります。

次に、今後の進め方及び完了についてであります。

作業予定といたしましては、昨年度及び本年度に実施した調査業務委託成果をもとに、関係機関と事前協議を行いながら、線引き見直し原案を作成後、地元説明会や公聴会を開催して、原案の確定をいたします。

その後の法手続といたしまして、案の公告及び縦覧を経て、静岡県都市計画審議会へ諮問し、国土交通大臣の同意を得た後、都市計画決定と告示を行う予定としております。

完了予定時期につきましては、令和3年度末までの完了を予定しているところであります。

次に、市街化区域内土地の開発及び有効活用についてのうち、市街化区域内のまだ利用されていない土地の開発や有効活用についてであります。

本町の市街化区域の面積は、約536ヘクタールであり、平成28年度都市計画基礎調査では、そのうち長期間にわたり農地や山林など指定された用途として利用されていない土地は、約91ヘクタールであります。

本町の都市計画に関する基本方針である、都市計画マスタープランには、既成市街地における、未利用地の宅地化、空き家等の集約・再宅地化により、住宅地としての環境を向上するとともに、

各地域で魅力の創出を図ることとなっております。

議員御指摘のとおり、まずは、三来拠点事業により、主として、市街化調整区域に工業団地等の働く場所を創出し、近接する市街化区域内において住む場所を確保してまいります。

その手法につきましては、これまで住宅地整備のため行ってまいりました足柄駅周辺地区や一色、用沢地区などの土地区画整理事業及びヒルズ用沢、南藤曲クルドサック16などの宅地分譲開発等により、良好な住宅地と環境を整備してまいります。

また、市街化区域の軸となる、都市計画道路につきましても、新たな主要路線となる大胡田用沢線は本年度末の完成を予定しているところであり、完成後は新たな家々が建ち並ぶことを期待しております。

次に、菅沼土地区画整理事業や駿河小山駅再開発事業について、どのように進めていくかであります。

菅沼土地区画整理事業は、昨年度に、土地区画整理事業調査等委託業務を発注し、関係地権者を交えて複数回の事業勉強会を実施し、昨年度末に地権者全体会を開催したところ、出席者が非常に少なかったことから、本年度中に再度、全員の地権者に対して、土地区画整理事業に係る手法変更を含めて、今後の事業方針等について説明を行うことを検討しております。

駿河小山駅周辺再開発事業につきましては、都市計画事業単独の整備手法によらず、周辺地区一体となった複合的な整備手法を検討するために、未来創造部公民連携室が事務局となり、プロジェクトチームを立ち上げて、商業・観光施設の整備や駅舎改修及び駅前広場の整備等について検討を行い、駿河小山駅前周辺の一体的な活性化策を講じてまいります。

次に、人口増へのビジョンについてであります。

議員御指摘のとおり、国の推計によりますと、小山町の人口は、2060年に約1万500人になると予測をされております。

そこで、本町では、平成27年10月に小山町人口ビジョンと小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、三来拠点事業を中心とした企業誘致や宅地分譲の推進、定住・移住の促進を図るほか、本9月定例会に補正予算案として上程しています投資ファンド設立による町内での創業支援といった新たな取り組みなど、様々な施策を実施することで、2060年に人口約1万7,000人を維持することを目標に掲げております。

今後、これら施策の検証・改善を繰り返しながら、目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○4番（鈴木 豊君） 議長にお願いします。再質問を2項目についてしますが、1項目ずつ別々で回答をしていただくようお願いします。

○議長（池谷洋子君） ただいまの件、許可いたします。

○4番（鈴木 豊君） それでは、1件目の、線引きの見直しの進捗状況についてですが、再質問させていただきます。

ただいま、進捗状況と今後の進め方について回答で分かりましたが、もう少し詳細な回答がいただければなと思います、2点ほど再質問します。

私は見直しについて、生土や谷戸山などを例に挙げていますが、そのような土地も線引きの見直しの対象としていくのか。また、逆に、市街化調整の見直しは、どこが重点にしていくのかをお伺いします。

2点目として、完了予定を令和3年度末と回答がありましたが、今後線引き見直しを進めていくのにどのような課題があるのか、お伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、生土地区や谷戸山なども見直しの対象にしていくのかについてであります。

先ほど町長答弁にありましたように、市街化区域の縁辺部で、現実的に土地利用が困難な土地を逆線引きの見直し対象箇所とする中で、生土地区や菅沼谷戸地区の斜面地も見直し調査の検討対象としております。

また、市街化調整区域から市街化区域への編入につきましては、既に市街地を形成している区域において、都市計画法令の規定により、編入する区域の人口、面積や形状及び既存建築物の敷地面積割合等の基準がありますので、今年度実施いたします区域区分界妥当性検討調査の中で、該当箇所の抽出及び検討を行ってまいります。

次に、線引き見直しを進めていくことについての課題でございます。

線引きの見直し原案を確定させるためには、法令に基づき、地権者や町民の皆様を対象とした説明会や公聴会など、段階を踏みながら進めていく必要があります。

今回の見直し対象箇所は、広範囲にわたり、かつ関係地権者も多数であることから、住民の合意形成に時間を要することが予想されておりますが、今後も、地権者、住民説明会等を通じて、線引きの見直しをはじめ本町の都市計画に対して御理解が得られるよう、丁寧な説明対応をしてまいります。

また、市街化編入につきましては、編入区域からの雨水流出係数の見直し等に伴い、雨水流出先の河川管理者であります静岡県及び神奈川県との協議が必要となれば、長期間にわたることが想定され、それも大きな課題として考えております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 再々質問は後でしますので、次に2件目の質問をさせていただきます。

それでは、次に、2件目の市街化区域内土地の開発及び有効活用について再質問します。

1点目としまして、市街化区域内の菅沼土地区画整理事業について、回答で、手法変更を含め

て地権者に説明するとありましたが、どのような手法変更にするのか、町長に伺います。

二つ目としまして、町長は、駿河小山駅舎の改修について、どのような構想やJR東海との協議をどのように進めていくのか、お伺いします。

3点目としまして、企業誘致、雇用してもやはり人が住んでいただくには、居住環境が重要であり、住民アンケートでも上位にある飲食店や商店、商業施設の充実との意見があります。町長は今後、小山町の商店街をどのようにしていくのか、お伺いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。自席でお願いします。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをします。

はじめに、菅沼地区土地区画整理事業の手法変更についてであります。土地区画整理事業に代わる事業手法として、町道整備事業を考えております。

現在、鮎沢川にかかる花戸橋から小山消防署東側まで拡幅改良されている町道足柄三保線に接続する背骨となる主要道路を整備し、順次、生活に必要な区画道路の整備を進めながら、民間事業者等による宅地開発事業の誘発を図り、市街化区域内の土地の有効な利活用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

ただし、現時点におきましては構想段階ですので、今後は町道整備事業計画につきまして、菅沼地区関係者の方々との話し合いを進めながら、具体的な計画作成に向けて取り組んでまいります。

次に、駿河小山駅舎の改修について、その構想とJR東海との協議についてであります。

駿河小山駅周辺の活性化を進める上で、駅を中心としたまちづくりのビジョン策定が必要であることから、先ほど答弁しましたとおり、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、町民の皆様が当エリアに求める機能や役割を把握しながら、将来構想の検討をすることといたしました。

その構想の実現に向けて、駅舎改修などJR東海の協力を得る必要が生じたならば、私が先頭に立って協議を行い、駅を中心とした活性化策を進めてまいりたいと考えております。

次に、居住環境整備のための飲食店や商店など商店街をどうするのかについてであります。

町内では、やむを得ず閉店した飲食店や商店が多く見受けられるほか、地域内に空き家や空き地が発生しており、これら空き家等の利活用は大きな課題であると認識をしております。

そのため、平成28年度に策定した小山町空き家等対策計画においても、空き家等の利活用促進を図ることとしておりますが、不動産所有者に利活用の意向がない潜在的空き家の存在や、居宅が一体化した旧店舗が多いことなど、空き家再生に向けたハードルの高さがあることも事実であります。

今後、居住環境の整備においては、空き家等の利活用に対する不動産所有者への啓発を行うとともに、空き家等を飲食店や商店に再生する民間主体の取り組みを誘導し、民間参入を促す創業支援策の活用により、若者や女性など担い手の誘導を図り、新たなにぎわいを生む地域へと結び

つけていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） 2件目の市街化区域内土地の開発について、1点だけ再々質問させていただきます。

市街化区域内の土地の開発については、都市計画マスタープランで小山町各地区の市街化区域等の魅力づくりを想定されていますので、今後このマスタープランによる将来を見据えて小山町のまちづくりを考えてほしいと思いますが、その考えをもう一度、町長、お聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 鈴木議員の再々質問にお答えします。

今後の市街化区域内のまちづくりにおきましては、当然のことながら、小山町のまちづくりに関する基本的な方針を小山町マスタープランで挙げておりますので、それを踏まえて都市計画事業、まちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上であります。

○4番（鈴木 豊君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（池谷洋子君） 次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） まず、私は、豊門公園と西洋館改修の構想について問うと、人口減少防止策のひとつとして「住宅リフォーム助成制度」の立ち上げを、の二つの質問を、一問一答方式でさせていただきます。

まず、豊門公園と西洋館改修の構想について問うの質問です。

ここまで、平成29年に豊門公園、平成30、31年に豊門会館の改修工事が行われてきました。さらに、ここで西洋館の改修工事が始まりました。

工事開始に当たり、地元落合・藤曲の関係者に対する説明会が7月4日木曜日に行われ、その議事録が地元住民には回覧されました。

既に改修が終わった公園部分などについては、様々な意見を耳にします。具体的には、植栽が多過ぎるのではないかと、もっと芝生部分をふやした方が広さを感じる、散歩しづらくなった、豊門公園の裏は改修しないのかなどという声です。

また、西洋館の改修については、2億8,556万円の請負契約の締結案が6月議会で可決されました。その際、議会に示された案によれば、1階はレストランと厨房が大部分を占める構想です。提示された案は、あくまでも提案時の構想なので、今後変更する可能性もあるのですが、提

示された案では、座席数が61席の極めて大きなレストランです。果たして、西洋館にこの規模のレストランを開設して成功する見込みがあるのか、私は大変疑問です。

フジボウの殖産遺産としての豊門公園・豊門会館・西洋館を改修して後世に残すという基本構想と、レストラン開設による人のにぎわいの創設の両立を狙った考えだと思いますが、果たして狙いどおりいくのかどうか心配です。

そこで、これらの構想について質問いたします。

まず、町長に伺います。

豊門公園、豊門会館、西洋館の一連の改修工事には、莫大な経費が投入されています。今回改修する西洋館2階の展示ギャラリーは工夫した展示物や展示方法によっては意義深いスペースになることが期待できますが、1階でこれだけの大規模なレストランを開設する構想について、果たして妥当なのかどうか町長のお考えをお聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをします。

本年6月定例会で、工事請負契約締結の議決をいただきました西洋館改修工事の中で計画しております1階レストランスペースにつきましては、現在、西洋館及び豊門会館全体の利活用とあわせて検討を行っております。

このスペースでは、地域住民の皆様をはじめ、学生やお年寄りまでの幅広い世代の方々が、音楽などを身近に楽しめる機会を設ける計画です。

さらに、来館される全ての方が、相互に交流を深め、地元特産品を使った特色ある飲食物も楽しめる場として、サロンのような上質でゆったりとした時間を過ごすことのできる空間の提供を考えております。

あわせて、本町の殖産興業遺産として国の登録文化財であります西洋館では、2階の展示ギャラリーにおいて、明治29年の富士紡績操業とともに経済的發展を遂げた本町の歴史と歩みに思いをはせる展示とともに、町内外の子ども達の絵画など様々な作品の展示コーナーを設けて、誰もが楽しめる空間の創出も考えてまいります。

いずれにいたしましても、レストランスペースに関しましては、町民憲章にもあります「のびゆく力を育て、文化の薫り高いまちをつくります」の実現に寄与するものとなるよう、今後も多方面から寄せられる様々な御意見を伺いながら検討してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、6月議会に提示した図面では、座席数がテラス席まで含めると61席の極めて大規模なレストランです。この図面は、あくまでも6月時点での案なのでしょうが、6月議会の質疑では市場調査はしていないという回答でした。市場調査もしないで、これだけの案を実行するのは冒険だなというのが私の第一の印象です。

さらに、イベント開催時限定ならともかく、日常からこれだけの大きなキャパに対して多くの誘客ができ、にぎわう場のできる見通しを持っているのか伺います。

また、毎日開設の予定なのか、限定的な開設なのかという点についても伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 先ほど町長が答弁いたしました構想に基づきまして、レストランスペースにつきましては、利用される方が十分に満足していただけるよう、開設日を含め、費用対効果を踏まえながら、整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して4点お聞きします。

1点目ですが、ただいまの答弁ですと、61席のレストラン構想は白紙とし、改めてレストランスペースについては練り直しということに理解しているのでしょうか。

2点目、週に何日開設するのかということも今後の検討ということでしょうか。

3点目、うわさでは、レストランはフレンチを考えているといううわさも聞いたことがあります。実際そんな構想もあったのでしょうか。

4点目、最後に、なぜ市場調査をしなかったのか、その理由をお聞きします。

以上、4点再質問でお聞きしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

1点目の1階レストランスペース構想につきましては、61席のレストラン構想ありきに縛るわけではなく、有効な利活用に向けて柔軟な検討を行うという意味でも、練り直す必要があると考えております。

2点目の開設日でございます。議員がおっしゃるとおり、開設日につきましても今後の検討課題としております。

3点目のフレンチレストランの件でございます。担当課といたしましては、フレンチレストランの開設構想に向けて具体的に取り組んだということはありませんので、あくまでうわさの範疇ではないかと考えております。

4点目です。市場調査をしなかったその理由でございます。

平成29年度に実施いたしました設計プロポーザルに基づきまして、豊門公園修景工事や豊門会館、西洋館改修工事などのハード整備に重点を置いて推進してきました。そのことによりまして、結果としては、市場調査等の実施について後回しになってしまったということが理由ではないかと考えております。

説明は以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

このレストランの運営はどう考えているのでしょうか。指定管理なのか、特定業者に入ってもらえるのか、ほかの方法を考えているのか、その点を伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） レストランスペースの有効活用を目的といたしまして、指定管理も含めた民間活力の利用について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

今の段階ではどういう方法で運営していくかも決まっていないということですね。では、今後、指定管理や官民協働、民間委託などを模索していくために、説明会開催や実地見学会など、どのような方策をとっていくのでしょうか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

指定管理や民間活用の実現に向けましては、民間ノウハウを取り入れた施設の有効活用を図ることが可能なのか、その市場性を把握する必要があると考えております。

そのために、幅広く民間事業者等を対象といたしまして、現地見学会や説明会を開催するとともに、民間との対話を行うことで、その可能性を検討し、民間活力を最大限発揮できる手法を取り入れてまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 再々質問させていただきます。

なぜ設計時に運営構想まで同時並行で考えないのか疑問を感じます。本来なら、厨房などの設計構想は、運営予定者との連携した話し合いのもとに、使い勝手がいい設計にしていくのが本来の手順ではないのでしょうか。まずはレストランスペースありき。そこを任せる運営者募集は後から、これではお互いが納得した設計にならない可能性があるのではないのでしょうか。

この点をお聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の再々質問にお答えいたします。

今回は、国の登録文化財であります建築物本体の改修工事を先行し、設計プロポーザルに基づきましてレストランスペースありきで整備を進めてきたところもございしますが、レストランスペース設備の内容につきましては、今後固めていきます活用方針を踏まえながら、運営に手戻りが生じることのないように、内容を精査、検討してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

町の活性化を考えたとき、小山駅前通り・音湊・落合地区に飲食できる店の開設をぜひしてほしいと希望する声は多いです。

この西洋館でのレストラン開設が、それらの飲食店出店へのブレーキになりはしないかという心配はないのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

西洋館にふさわしい特色のあるレストランスペースを整備することにより、豊門公園施設全体の魅力を高め、来訪者や利用者の拡大を図ることにより、周辺地区の飲食店出店など、地域全体の活性化に波及させていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

私は、西洋館のレストランスペースは、カフェを基本とし、簡単な軽食も提供できる程度のものでいいのではないかと考えています。

そうすれば、小山駅前通り・音淵・落合地区への飲食店出店誘致とバッティングすることはあり得ません。ぜひこのレストランスペース開設を契機に、地域の課題でもある周辺地区の飲食店出店も各課横断的に考えていく出発点にさせていただきたいわけです。

このレストランスペースに、町内観光案内パンフ、クアオルト健康ウォーキングコース紹介、金太郎伝説名所めぐり案内、地元飲食店紹介などのコーナーも置き、地域全体が盛り上がる方策も同時に模索してほしいと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、周辺地区のみならず、本町の活性化に寄与するためにも、情報発信及び交流拠点としてこの施設が有効な施設となるように、建物内部にパンフレットや案内チラシ等の展示コーナーを配置するという点については検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

駐車場も問題だと以前から私は指摘してきました。今のままでレストラン開設となると、成美小学校への訪問客や学童のお迎えの保護者の駐車スペースがなくなる心配があります。奥に駐車場を増設するという話も耳にしているわけですが、どの程度の駐車台数を考えているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

駐車場につきましては、今回、発注しております西洋館改修工事の中で、西洋館の裏手、成美小学校側に15台程度、新たに確保することを計画しております。

あわせて、現在使用しております駐車場につきましても、区画線を新たに引き直すことにより、駐車枠の増設を計画しております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 分かりました。

それでは、次の最後の質問です。

7月4日に行われた地元説明会では、池や噴水や排水についても質問が出ていました。噴水の場所は常時水を張っておくと子どもが危険ではないかという意見もありましたが、当局としてはどうお考えなのかをはじめ、池や噴水や排水問題についてのお考えを伺います。

また、豊門公園の周りの外構工事の計画についても、あわせてお聞きいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（清水良久君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

西洋館前の噴水は、引き続き、常時水を張った状態としますが、豊門会館裏の庭園に本年度新たに整備いたします池の水につきましても、イベント時などに限定して満水に水を張るなど、水量の調節を予定しております。

また、豊門会館周辺の外構工事につきましても、既存の樹木を活かしつつ、芝生や樹木の植栽を行うとともに、老朽化した排水施設の改修を実施してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 一連のフジボウの遺産遺産の活用は、課題が多くあると私は考えています。

豊門公園、豊門会館、西洋館、さらに森村橋を関連づけてその改修に本町は大金をつぎ込んでいるわけですが、遺産の継承も確かに大事ですが、費用対効果を考えた上での活用方法や誘客方法こそ、今後当局が多角的に考えていかななくてはならない課題だと思います。でなければ、何のために大金を投入して改修したのか根本が問われるからです。

その意味で、これらの建造物を活用した実効性のある誘客計画を今後しっかり打ち出していただきたいことを期待して1問目の質問を終わりにいたします。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 高畑君。

○8番（高畑博行君） それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、人口減少防止策のひとつとして「住宅リフォーム助成制度」の立ち上げをの質問です。

今年、小山町商工会が、税抜きで10万円以上のリフォーム工事に、工事金額の10%を全額、最高5万円まで出す助成金を、おやま地域振興券で発行するリフォーム助成事業を7月1日から開始しました。金額としては少額ですが、取り組み自体は大変意義ある取り組みだと私は考えています。商工会の住宅リフォーム助成制度は、毎年基準日やその内容は少しずつ異なるものの、長年継続して取り組んできた事業です。

町は、人口減少防止対策として、様々な取り組みをしています。総合計画でもその点を町の根幹に据えています。具体的には、町営住宅を含めて新たな住宅建設を南藤曲、わさび平、落合地区で実施し、人口流入を図る施策を進めていますが、それだけでなく、人口流出防止の観点から、現在住んでいる住宅をリフォームし、長くこの町に住んでいただくという施策も重要な考えだと思います。

そこで、再度、町として住宅リフォーム助成制度を立ち上げ、商工会とコラボして取り組んだらどうかと考え質問いたします。

まず、町長にお聞きします。

人口減少防止策の一つとして、住宅リフォーム助成制度の立ち上げは意義ある政策だと考えるので、商工会の取り組みを前向きに捉え、町としても住宅リフォーム助成制度の立ち上げを検討してみたらどうかと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをします。

町では、平成23年度において、町民の生活環境の向上と町内経済の活性化を目的として、小山町緊急経済対策住宅建設等助成事業を小山町商工会と連携して実施いたしました。

また、これまで定住促進への取り組みとして、本町へ移住される方や、引き続き町内へ定住される方の住宅建設や借家の利用に関する支援等を行っております。

今年度につきましては、小山町商工会が独自の取り組みとして、住宅・店舗・事業所などを対象としたリフォーム助成事業を実施しているところであります。

人口減少防止対策は、全国的にも課題となっており、議員御指摘のとおり、移住・定住といった人口流入を図る施策だけではなく、社会の変化や多様化するライフスタイルに対応した良好な住まいを確保することで、町民の皆様が将来にわたって住み続けていただくための流出防止策も大変重要であると認識をしております。

町が実施しました町民アンケートによりますと、定住意向がある人の割合は78%となっており、リフォーム助成事業等の取り組みにより、町外への流出を防止することも施策の一つとして必要であると考えます。

そして、助成対象とする工事は、町内施工業者に限定することにより、地域経済の活性化が図られ、利用者と施工業者双方にとってメリットがあるものとなります。

こうしたことから、私の公約にもありますとおり、「住んでよし小山町」を推進するため、これまでの事業の実績や課題を踏まえつつ、商工会と連携して住環境の整備に係る支援制度の創設や拡充等について検討し、人口減少防止策を講じてまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をいたします。

私は、かつて平成23年12月議会の一般質問で、住宅リフォーム助成制度を取り上げましたが、

平成23年1年間だけ、本町は小山町緊急経済対策住宅助成制度を実施しました。これは2,000万円の町単事業でしたが、86件の申し込みが殺到し、最終的に85件の実施がなされました。制度開始以来わずか2カ月というあっという間に予算額に達し、終了してしまいました。

そこで、この年の助成内容、工事総額、経済効果などを改めてお聞きしたいのと、そんなに需要が多くあったにも関わらず、補正予算を組んで継続するとか、翌年再度実施するなどをせずに、わずか2カ月でやめてしまった理由をお聞きいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） はじめに、当時の助成内容といたしましては、町民が町内施工業者を利用し、町内に新たに建築、または現に所有する専用住宅や店舗併用住宅の自己の居住する部分を、新築またはリフォーム等を行う場合、30万円以上の工事について、その費用の一部を町内限定の商品券で助成するものでございました。

助成金額1,925万円に対し、工事総額は2億6,084万3,000円となりました。また、総務省の計算表に基づく試算によりますと、これらの工事が関連産業に対して創出する効果は約2億6,000万円となり、合計で5億円を超える経済波及効果があったものと認識しております。

約2カ月の期間で終了した理由でございますが、当時の議事録によりますと、本事業は地域経済の活性化の一翼を担い、緊急経済対策としての所期の目的は達成できたとの判断のもと終了いたしました。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

緊急経済対策としての所期の目的は、どういう目的だったのかを改めて説明していただきたいと思えます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

本助成事業につきましては、当時の景気低迷に伴い、住宅の新築やリフォーム等を控える経済動向の中、経済的な刺激を与え、町民の住環境の向上と町内商工業者への受注機会の拡大による経済効果を目的として実施したため、緊急経済対策としては所期の目的を果たしたものと認識しております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 次の質問です。

耐震補強工事などは別のこの種の住宅リフォーム助成制度に関して、国や県の補助金の制度はないのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 国及び県の関係部署に確認しましたところ、行政や商工会等が実施する住宅リフォーム助成制度に対する補助金の制度は、現在のところございませんでした。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 分かりました。

では、次の質問です。

私は一度に大金をつぎ込む打ち上げ花火的事業ではなく、数百万円程度の限られた金額でも、毎年継続することが重要だと考えます。その理由は、行政には施策の継続性が重要だと考えるからです。

過去には、補正予算まで組んで、1年で億に上る高額な取り組みをした近隣自治体もあります。

私が考えるのは、そういう一度に大金をつぎ込む打ち上げ花火的取り組みではなく、毎年継続し、その年の枠が埋まったらその年は終わりでも、翌年4月からまた再開するという取り組みです。そうすれば、町民も検討しやすいですし、リフォームに踏み出す町民もきっと多くなるはずです。そういう考えはできないのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 住宅助成制度の需要が高いことは、これまでの利用実績からも実証され、町民がリフォームに踏み切る一つのきっかけとなり得るなど、将来的なニーズは高まっていくものと想定されます。

小山町商工会のリフォーム助成事業は、平成29年度から継続して行われており、徐々に町民への周知も図られているところであります。

町といたしましても、より多くの皆様にこのような制度を活用していただきたいと考えておりますので、事業の継続、拡充等について、商工会とともに検討してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に関してお聞きします。

商工会から町に毎年出されている要望書の中にも、金太郎すまい強靱化推進事業として補助金申請がされています。もし町としても商工会の事業の継続・拡充を商工会とともに前向きに検討してくれるとすると、商工会のこの補助金に応える形になるのでしょうか。それとも、独自枠で住宅リフォーム助成を考えるようになるのか、その点をお聞きします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

現時点におきましては、事業の枠組みや実施方法につきましては、これまでの取り組みの実績や既存制度の検証を行うとともに、町内における需要動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） それでは、最後の質問です。

今回、商工会の助成対象が、住宅に限らず店舗や事業所も対象としている点も大変意味がある点です。

平成23年に小山町が実施した助成事業は、個人住宅が対象で、店舗併用の場合は住宅に供する部分に限定されておりました。今回のように助成対象の幅を広くし、町内施工業者を利用するという条件で行えば、町民も町内業者も助かるウイン・ウインの関係が醸成できると考えますが、どうでしょうか。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 小山町商工会では、今年度から予算を増額し、対象工事も拡大してリフォーム助成事業を実施しているところでございます。

町といたしましても、これらの事業を通じて利用者と施工業者がウイン・ウインの関係を築くことは、望ましい形であると考えます。今後も商工会と連携しながら、地域全体の活性化につながるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） ただいまの答弁に関してお聞きします。

確かに、住宅に限らず店舗や事業所等まで対象の工事を拡大すれば、助成制度を活用しようという需要も拡大すると思います。

また、自治体によっては、商店のリフォームに特化した助成制度を設け、商店街の活性化に乗り出している自治体もあります。今回の助成制度検討の際、商店のリフォーム特別枠のような制度設計はできないのか伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、商店のリフォーム助成事業は、商店街の活性化策の一つとして、有効な取り組みであると考えます。

小山町商工会のリフォーム助成事業では、昨年度から店舗も助成対象としておりますが、利用実績を見ますと、昨年度は21件全てが住宅のリフォームとなっております。今年度の申請状況につきましては、8月23日現在でございますが、住宅が55件、店舗が3件であり、徐々に制度が広がってきたものと理解しているところでございます。

しかし、本町の商店街としての整備となりますと、各店舗ごとの対応ではなく、まちづくりの要素も入った考え方も必要となると考えるため、現状では、広く町民が利用しやすい制度設計について検討してまいります。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 何軒もの新築住宅を建設する事業とは異なり、住宅リフォームを進める取り組みは地味で目立ちにくい面があります。

しかし、人口流出を防ぎ、長くこの町に住んでいただくという考え方は、人口減少防止策に通じる大事な考え方です。その意味で、長年続けてきた商工会の取り組みを尊重し、町としても商工会と連携しながら住宅リフォーム助成制度の創設をし、さほど大金ではなくても毎年継続する

方向で次年度の予算立てに合わせて前向きに検討していただきたいことを希望して、私の質問を終了させていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） それでは、1点の質問をさせていただきます。

件名は、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技開催に伴う町の取り組みについてであります。

いよいよ来年7月24日にはオリンピックが、8月25日からはパラリンピックが開催され、小山町ではそれぞれ自転車競技（ロード）が行われることとなっております。

そこで、町の取り組みについてお尋ねいたします。

基本的には、全てオリンピック組織委員会の指揮のもとに町は対応していることと思います。

まず、来年の本番を前に、今年7月21日にテストイベントが開催されました。

①長時間にわたる交通規制（須走・北郷地区）については、町民に向けてあらかじめ回覧板や無線放送、ホームページやコース沿道等への予告看板により周知していましたが、当日の状況はどうであったのでしょうか。

②町内3カ所に観戦スポットを設けたが、それぞれどのような状況であったのか。それぞれの観戦スポットに対応して駐車場が設けられておりましたが、十分なキャパはあったのでしょうか。富士霊園入り口では、観戦者数が約100名、駐車場はわさび平です。富士霊園入り口まで約2.2キロあります。駐車場はほぼ満車で、観戦スポットまで徒歩または自転車で移動されました。須走では、駐車場は須走総合グラウンド駐車場でありました。北郷地区では、駐車場は北郷中学校駐車場で、ほぼ満車。富士小山病院前交差点付近では、観戦者が200名ありました。

本番においても、観戦スポットは3カ所なののでしょうか。

駐車中から観戦スポットまでの送迎サービスはできないのか。

観戦者は、選手が通過するまでの長時間待っていて、レースの状況が全く分からないでおりました。先頭集団が今どこなのか、情報を伝えるようなサービスはできませんでしょうか。

当日テレビ中継等があるか分かりませんが、例えば大画面のモニターやWi-Fiの設置はできないのでしょうか。

炎天下での観戦に対する注意喚起は当然必要なことでありますが、救護体制はどのように考えているのでしょうか。

いろいろな規制や制約がある中で、観戦スポットや沿道での飲食や物販、観光PRは可能なのでしょうか。基本的には、富士スピードウェイ内での飲食、物品の販売、観光PRはできないものと聞いております。

③として、今回のテストイベントには1,000人余りのコースサポーターが競技運営を支援し、アンケートをとったと聞いていますが、どのような意見や要望があったのでしょうか。

また、サポーターからの反省点・問題点等はあったのでしょうか。テストイベントの結果を受

けてどのような対応を考えているのでしょうか。

④本番でのコースは決定されているのでしょうか。

⑤オリンピックが終わった後、小山町のイベントとして形を変えて続けていくことを考えているのでしょうか。

⑥今回のテストイベントを見て、町民の関心、盛り上がりがいま一つだと感じております。コース以外の地区は盛り上がりには欠けておりました。国際イベントとして最大のオリンピックが再び日本でされることは今後いつになるか分かりません。これから本番に向けて、もっと町民の関心を醸成する工夫が必要と考えるが、例えば、以前小山町が国民体育祭の柔剣道の会場になった際には、各区が出場する各県の選手を応援する取り組みをして、試合当日に会場で各区民が担当する県の選手を応援し、交流したことがありました。どの国がエントリーするかは分かりませんが、このような取り組みはできないのでしょうか。

⑦沿道に花等の加植によるおもてなしを考えているのでしょうか。

⑧夏休みの大会になりますが、小中幼保育園の子ども達にはじめて見せるオリンピック・パラリンピックをどのように体験させるのかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 室伏辰彦議員にお答えします。

はじめに、7月21日に開催されたテストイベントにおける、長時間にわたる交通規制についてであります。

テストイベントに関しましては、本年3月にコース沿道地区と町全体を対象とする事前説明会を実施しました。この中で、テストイベント及び本大会の概要や交通規制情報及び対策についてお知らせするとともに、様々な媒体や予告看板等を用いて事前に告知を行い、特に規制時間が4時間を超える須走地区には臨時駐車場を設置し、区長会を通じて利用周知を行いました。当日及びその後のアンケート等においても、交通規制に伴う大きな混乱や苦情などの報告はされておらず、今回の対策には一定の効果があったものと考えております。

なお、本大会では更に規制時間が拡大されることとなりますので、住民生活への影響を考慮し、よりきめ細やかな対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、観戦スポットについてであります。

テストイベントでは、富士霊園、富士浅間神社前、富士小山病院前交差点付近の3カ所に観戦スポットを設けました。富士霊園には神奈川県からの来場者が最も多く、選手が3回通過することがメリットとなったようです。休憩用テント・仮設トイレ・飲食販売ブースも設置し利用者には好評でしたが、駐車場から距離があったため、自転車での来場者も多くありました。

また、富士浅間神社前は県内の来場者が多数でしたが、東京や神奈川からの来場者も一定数見受けられました。来場の動機としては、選手が2回通過することや近くに駐車場があることがメ

リットとなったようです。

富士小山病院前交差点付近は地元の方が多く、駐車場や自宅から近い点がメリットとなり、本大会でも同じ場所から観戦したいとの声が多数寄せられました。

これらのことから、今回設定した3カ所の観戦スポットは、それぞれ来場者のニーズには応えられたものと考えております。

一方で、今回は観戦スポットに位置づけなかった山岳コースでの観戦を希望するファンも多く、特に明神峠に関する御要望を多数いただいております。現在、本大会における観戦スポットについては検討中ではありますが、ただいま述べたテストイベントの結果や来場者の要望、各スポットの安全性や移動動線等を考慮し、駐車場や送迎サービスなどを含めてベストな形で御案内できるよう、組織委員会及び関係各所との調整を図ってまいります。

次に、観戦者へのレース情報の提供についてであります。

現時点でテレビ中継やネット配信等については未定であります。町では放送権者でありますジャパンコンソーシアムとの映像使用契約を締結し、大型ビジョンカーを用いてレースの全貌を観戦できるコミュニティライブサイトの開設を須走地区において計画をしております。ライブサイトでは、このほかにもステージイベントやPRブースの出店も可能であるため、町のおもてなしイベントと位置づけ、積極的に告知し来場を呼びかけていく計画です。また、一般に視聴できるレースのライブ中継・配信状況などについても情報収集を行い、お知らせできるよう努めてまいります。

次に、炎天下での救護体制についてであります。

基本的には、コースを含む競技会場内に関する体制整備は組織委員会の責務においてなされるものであります。静岡県が組織しましたオリンピック・パラリンピック自転車競技（ロード）医療救護体制等調整会議においても、県内のコース全体を網羅しつつ、コースサポーターや沿道観戦者に関する救護体制づくりに取り組んでおります。町もこの組織の中で緊密な連携を図り、本大会に向けて万全を期するとともに、日差しを避けられる休憩場所の設置など、熱中症予防対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、観戦スポット等での物販や観光PRについてであります。

議員も御承知のとおり、販売やPRに関しては様々な制約がありますが、各自治体や会場ごとに環境や事情が異なることもあり、組織委員会においても現在調整をしていると伺っております。町では、先ほど述べたコミュニティライブサイトや観戦スポットにおいて、制約に反しない範囲でどのような販売やPRが可能なのかを明確にした上で、商工業者や観光関係者に御案内し、小山町のPR等を実施したいと考えております。

次に、テストイベントでのコースサポーターからの意見や要望についてであります。

テストイベントでは、約1,100人のコースサポーターの皆様へ、沿道の資器材設置や観戦者の誘導・案内を担当していただきました。終了後のアンケートでは、約1,000人の方から回答が得られ、

およそ80%の方が「本大会でもコースサポーターとして活動したい」と回答されており、参加者の意欲の高さに深く感謝をしております。また、役割分担や指示の徹底、迅速な情報伝達等についての御意見とともに、トイレや休憩所の充実、レース情報の提供に関する御意見、御要望等もいただいております。この内容については組織委員会や県へ既に報告しております。これらの御意見を活かし、より安全で魅力ある本大会となるよう、対応を図りたいと考えております。

次に、本大会のコースについては、既に発表されているコースで決定されておりますが、大会運営上の事由等により変更される場合もありますので、常に最新の情報を提供できるよう努めてまいります。

次に、大会終了後に小山町のイベントとして実施していくかについてであります。

町では、静岡県が設置したレガシー検討委員会に参画して検討を行っており、広域的な取り組みとして、ロード競技のレガシー大会の新規創設及び定期的な開催、トレーニングキャンプ地としての整備の推進、国際的サイクルツーリズムに応える環境整備という三つの目標を定め、御殿場市、裾野市、富士スピードウェイや競技団体等との連携において取り組んでいくこととしております。また、町独自のレガシーについては、小山町推進本部や小山町開催支援協議会の中で検討していきますが、コース沿道へのモニュメントの整備や案内標識等の設置などを考えております。

次に、町民の関心や機運醸成についてであります。

本大会1年前を契機として、町では東京2020オリンピック競技大会カウントダウンリレーをスタートしました。様々な方が本大会開催までのカウントダウンボードを掲げてほほ笑む画像を、町のホームページに掲載しております。また、300日前となる9月末には、「ロード体感！バスツアー」として、東京武蔵野の森公園から富士スピードウェイに至る男子ロードコースをバスで走行し、競技の苛酷さや見どころ、沿線各市町の取り組みなどを視察するツアーを開催いたします。今後も、200日・100日前や様々な機会を捉え、機運醸成事業を実施してまいります。

また、日本チームに関する情報をできるだけ周知し、自国の選手をより身近に感じていただくとともに、ホストタウンとして協定を締結した台湾チームとの交流も視野に入れ検討してまいります。今後、出場国の決定に合わせて学校の協力を仰ぎ、各国の応援フラッグの制作等も企画したいと考えております。

次に、沿道上の花植によるおもてなしについてであります。

自然に恵まれた小山町をアピールし、選手や観戦者へのおもてなしとして、美しい花による沿道装飾は大切な取り組みであることから、町内走行距離約70キロメートルのうち、最も効果的なスポットとして、棚頭地先の富士小山工業団地信号交差点付近を選定し、沿道約2,000平方メートルにわたる花の植栽を計画しております。この事業は、広く参加者を募り、土壌の改良や花苗の植栽等を実施する予定であります。自らの手で、最大の国際イベントであるオリンピック・パラリンピックを美しく彩る機会となりますので、多くの町民の参画を得て実現したいと考えており

ます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 小中学校、幼稚園、保育園、こども園の子ども達に、オリンピック・パラリンピックをどのように体験させるのかについてであります。

小中学校の児童生徒の観戦には、東京2020大会組織委員会が発行する学校連携観戦チケットを活用することで、現在、県の担当部署を通して調整中であります。

学校連携観戦チケットは、組織委員会が、児童生徒に対して、会場での観戦を通してスポーツのすばらしさや世界中の人々と交流することの楽しさを体験し、一生の財産として心に残る機会を提供するプログラムとして、会場の所在する関係自治体向けに企画したものであります。

静岡県では、本町と伊豆市で行われる自転車競技と、新国立競技場で行われるパラリンピックの陸上競技が申し込み可能競技となっています。

小学生には、本町で行われる自転車ロードレースの観戦を予定しています。ただし、夏の炎天下での競技であること、また、競技が長時間にわたることなどから、児童の体力等を考慮し、4年生以上の全児童を対象として、富士スピードウェイメインスタンドでの観戦を考えております。

また、中学生は、1年生から3年生の全生徒を対象としており、本町で開催される自転車ロードレースのほかに、パラリンピックの自転車トラック競技や新国立競技場で行われる陸上競技を観戦したいとの希望もありますが、現在、調整中であります。

なお、観戦チケット代等については、町が負担し、多くの子ども達に貴重な体験をしてもらおうと考えております。

小学3年生以下の児童や幼児等については、炎天下での長時間の観戦は体力的にも無理があることから、保護者付き添いのもと、町内の観戦スポットなどでそれぞれ応援してもらいたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○2番（室伏辰彦君） コース以外の地区の盛り上がりは欠けていると言いました。小山町全体で盛り上げなければなりません。駿河小山駅や足柄駅にハイキングで来られた方や、富士霊園に行くために来られた方、また町民に周知していただくために、駅周辺や各商店街にフラッグやのぼり旗等が必要と考えております。商店街等にぜひ配布をしていただきたいと思います。その考えがあるのでしょうか。

また、せっかく小山町で開催されるのでありますから、小山町の見どころ、飲食店、土産物等を載せたパンフレットを新たに作成し、オリンピックの案内とともに来客者に渡すことを考えていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 再質問にお答えいたします。

はじめに、駿河小山駅周辺や各商店街に設置するフラッグやのぼり旗の配布についてであります。

東京2020大会では、大会開催への機運を高め、大会期間中の祝祭感の演出を図るために、組織委員会や県と連携して、おおむね開催100日前から都市装飾を行う予定です。現在、想定している箇所としては、大会会場であります富士スピードウェイ及びその周辺のコース沿道、会場への観客輸送の拠点となる利用想定駅周辺、また町が実施するコミュニティライブサイトの会場等があります。加えて、町内での開催が決定しています聖火リレーのルートにも装飾を行う予定であります。

したがいまして、現時点では、利用想定駅として位置づけされていない駿河小山駅やコースとされていない商店街への都市装飾は計画をしておりません。

しかし、商工振興や町全体の機運醸成といった考え方から、地域の特性や町内のバランスにも配慮しつつ、どのようなことができるのか、関係課や商工会とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、町内の見どころや飲食店、土産物等を掲載したパンフレットの作成についてであります。

東京2020大会に関する印刷物に、特定の商業施設や商品等を掲載することは、大会に便乗した行為としてみなされてしまうため、厳しい制約があります。

しかし、現在使用している観光案内パンフレットをコミュニティライブサイトや観戦スポット等で町の紹介としてお配りすることは認められておりますので、今後、新たにパンフレットを作成していくのか、既存のものを充実させていくのかなど、担当課や関係者と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） ございません。ありがとうございました。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで午後1時10分まで休憩します。

午後0時08分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 本日は、一括質問一括答弁にて、3件の質問を行います。

まず、公営塾運営中止についてであります。

町は、本年度までに全小学校区に開設している放課後児童教室を、平成26年度に須走小学校に開設し、有効性が認められ、次年度から北郷小学校、成美小学校、明倫小学校、本年度は足柄小

学校と全ての小学校に開設された経緯がございます。

平成31年度予算において、教育環境の充実による移住・定住を促進し、人口減少に歯どめをかけるごとく公営塾の運営を須走に開設予定であり、本年度予算に1,500万円を計上し議会も承認している事業でもあり、当初6月から開始予定であったが、先日の新聞報道により中止と聞き驚いているところであります。

この間、議会に一切の説明もなく現在に至っております。予算化された事業を議会に対し説明も協議もないままに取りやめようとすることに疑問を感じているところであります。

以下、3点について説明を求めます。

まず、取りやめようとする理由について説明を求めます。

次に、議会と協議を行わなかった理由について説明を求めます。

3番目に、保護者、地域への説明は実施したのか伺います。

次の2番目の質問でございます。

高齢者の運転に対する町の対応についてであります。

連日の報道で、高齢者の運転する自動車事故がクローズアップされています。最近に始まったことではなく、昔からあったと推察しているところであります。国や県、町は、高齢者に免許証の返納を促しております。

令和元年7月31日現在、御殿場警察署管内での高齢者の事故は、65歳以上の事故当事者は114件、車両事故73件、89人、人身事故7件、死亡者1名、負傷者6名と聞いております。

事故の大半は、国道・県道で37件、市道・町道で28件、その他で8件と報告されております。

事故の要因としては、安全確認の怠慢、わき見運転となっておりますが、運転操作の誤りがふえていると聞いております。

公共交通が整備されている都市部と異なり、小山町はまだまだ高齢者が運転する機会が考えられます。家屋が点在している集落もあり、また農作業等においても運転が必要となる場合も多くあります。

東京都では、高齢者が運転する車両にペダルの踏み間違いや急発進を抑制する装置取り付け等について補助を行うと聞いております。また、各地でも、東京都と同様に、高齢者の運転操作の誤り、アクセルとブレーキの踏み間違いを抑制する装置の取り付けに補助を考えているようであります。参考までに、装置は3万円ぐらいから9万円ぐらいと聞いております。

小山町では、高齢者の運転は労働力としてまだまだ必要と考えます。

町としての対応を伺います。

町として、免許証返納に対する現状の対応について伺います。

まず、現在の状況について伺います。

次に、免許返納した場合の支援制度について伺います。

次に、地域特性により、車両を運転しなければならない状況において、車両の安全装置つき車

両の購入や、後づけ安全装置の取り付けのための補助についての考え方を伺います。

次に、こども園化の推進についてであります。

町は、総合計画後期基本計画の重点施策として、「子ども・子育て支援の充実を図る」ことを掲げ、その主要事業の一つとして、町内全域のこども園化を推進して幼児施設の環境整備を図るとして、7月2日に須走幼稚園で、7月30日健康福祉会館で、保護者を対象とした説明会が開催されました。

私もその説明会に参加していましたが、保護者からは一方的な説明でなく、保護者の代表の意見に対する説明が欲しかった。また、きたごうこども園を事例にした説明が欲しかったとの声も聞かれました。

(仮称)するがおよまこども園、(仮称)すばしりこども園について、8月15日の文教厚生委員会協議会、8月16日の全員協議会でも説明を受け、現有の建物を利用するため分離型との説明がございました。

また、8月29日の本定例会において、提案説明に対し議員から質疑があり、7月中に開催した保護者説明会と異なる内容が示されております。本来ならば、議決後に保護者説明会、募集となるべきものが逆になっている状況であります。募集をかけているから議会に認めろというふうにも受け取られます。長年にわたる計画であるからこそ、工程が大事だと考えます。

そこで、次の質問をいたします。

(仮称)するがおよまこども園の移動時においてマイクロバスを使用すると聞いているが、マイクロバスでの移動は様々な面でリスクが生じると考えられます。この点についての考え方を伺います。

次に、現すばしり保育園の耐震診断と今後の対応について伺います。

三つ目として、公立こども園運営に関する中・長期展望と計画について伺います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、公営塾運営中止についてのうち、取りやめる理由についてであります。

公営塾運営事業は、町内の子ども達の学力向上と子育て環境の充実を目的としたもので、町が主導で町内に学習塾を設ける事業として、平成31年度予算に計上されました。

新年度に入り、運営方法等について改めて協議をした結果、須走地区に公営の塾を設けるという形ではなく、小山町の子ども達の学力向上のために、教育委員会と連携し、形を変えて、例えば、中学校区ごとに民間の講師などを外部講師として委託し、受験対策や定期テストの補習講座を実施するなど、新たな方法を模索しているところであります。

次に、保護者、地域への説明は実施したかについてであります。

昨年9月に教育委員会の協力を得て、町内の全小学校、中学校の保護者を対象に、学習状況に

関するアンケートを実施いたしました。

アンケートの結果からは、「自宅の近くに塾がない」、「送迎の対応ができない」といった意見が多く挙げられたことから、町内への学習塾開設のため予算計上したものでありますが、具体的な公営塾の開設について、保護者、地域への説明会等は実施しておりません。

その他の御質問につきましては、教育長及び担当部課長からお答えをいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（湯山博一君） 私からは、2番目の議会と協議を行わなかった理由につきまして、お答えをいたします。

渡辺議員の御指摘は、予算化された事業を議会との協議なく取りやめることに疑問を感じているとのことでしたが、具体的な経緯につきましてはただいま町長が答弁したとおりでありますので、一般的な事柄として答弁をいたします。

町が予算を執行するまでには、予算の提案、決定、執行と大きく3つのステップがあるわけですが、このうち提案と執行の二つは町長に権限があり、決定は議会に権限があることが、地方自治法に明確に定められております。

具体的に申し上げますと、例年3月定例会に次の年度の当初予算案の提出をいたします。これが提案で、この権限は町長のみが持つものです。その後、議会におかれましては、本会議、委員会等での審議を経て、予算案についてその可否を判断していただきます。その判断は、具体的には議決という形をとり、これが地方自治法に書かれております「予算を定めること」、つまり決定ということになります。その後、新年度に入り、認められた予算に基づきまして事務事業を実施、つまり予算を執行することとなります。

以上が、予算に関する基本的な流れでありまして、仮に予算に計上された事業を様々な理由により実施をしなかったとしても、それは町長の予算執行権の範疇にあると判断をすることができます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 高齢者の運転に対する町の対応についてのうち、はじめに現在の状況についてであります。

平成30年中の静岡県下で高齢者が関係する交通事故は、件数、死者数ともに減少傾向にありますが、死亡者全体に占める高齢者の割合は過半数と高い状況にあります。

また、御殿場警察署管内における高齢者の関係する交通事故件数は、209件であり、平成29年より16件減少しているものの、そのうち高齢運転者による交通事故は135件、約65%と高く、その原因は出会い頭事故が約3割を占めているのが現状であります。

そのため、町では、高齢者向けの交通安全教室を開催することや、高齢運転者に対し交通安全協会の交通安全指導員による講話などを行い、事故防止の啓発に努めています。

その他に、本年度から高齢運転者に起因する交通事故防止対策として、運転免許証の自主返納を促進する高齢者運転免許証返納支援事業を実施しています。

具体的には、満年齢65歳以上の町民が運転免許証を自主返納した際、公安委員会が交付する運転経歴証明書の交付手数料1,100円を全額助成するものであります。

事業の実施状況は、8月末日現在で31人の方に助成しており、高齢者の年代別で見ますと、60代が1人、70代が15人、80代が15人です。

今後、町といたしましても、御殿場警察署や交通安全協会と連携し、高齢運転者の安全運転の意識高揚を図るとともに、交通安全対策の充実を進めてまいりたいと考えます。

次に、免許返納した場合の支援制度についてであります。

運転免許証返納後の支援制度につきましては、先ほど答弁いたしました、運転経歴証明書の交付手数料の全額助成に加え、静岡県警察における運転免許証自主返納者に対するサポート事業があります。これは、静岡県警察が承認した交通機関、団体、商店等のサポート店を利用する場合、運転経歴証明書を提示することで、サポート店から割引やサービスを受けられるものであります。

一例を挙げますと、小山町社会福祉協議会では、カフェポム及び町民食堂「ごちそうさん」の共通利用券の贈呈を9月から開始いたします。また、富士急行バスでは、シルバー定期券を60歳以上の免許返納者に拡大して発行しています。タクシーでは、運賃の1割引きなどの様々な特典があります。

町といたしましても、これらの静岡県警察が実施するサポート事業の周知を図ることに加え、来年4月からの予約制デマンド交通導入等の新たな公共交通システムの開始に向け準備を進めるなど、自動車の運転に不安を持つ高齢者に対し安心して運転免許証を返納しやすい環境を整備し、高齢運転者の交通事故防止に努めてまいりたいと考えます。

次に、安全装置つき車両の購入や後づけ安全装置取り付けのための補助についての考えについてであります。

安全装置つき車両の購入や後づけ安全装置取り付けのための補助につきましては、本年4月に起きた東京池袋の高齢運転者による死亡事故など、高齢運転者による交通事故が相次ぎ、大きな社会問題となっていることを受け、東京都では緊急対策として高齢者安全運転支援装置補助制度を本年7月から開始しております。

また、各自動車メーカー等においては、安全運転サポート車及び後づけの安全運転支援装置の技術開発に力を注いでおり、新たな技術の進展も見込まれる状況であります。

一方、国では、本年6月、関係閣僚会議で、75歳以上の高齢運転者を対象に、ペダル踏み間違い加速抑制装置などの安全運転支援機能を有する自動車を前提として、高齢者が運転できる免許制度の創設について関係省庁が連携して検討を始めることを決定いたしました。

これらのことを踏まえ、安全運転支援装置の補助制度につきましては、他市町の補助事業の実

施状況、各自動車メーカー等の技術開発状況及び国の新運転免許制度の創設状況を注視しながら、調査研究を進めてまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） こども園化推進についてのうち、はじめに、公立こども園運営に関する中期・長期展望と計画についてであります。

本町では、子ども・子育て支援の充実を図るために、各小学校区ごとにこども園を配置し、地域とともに子ども達を育てていきたいと考えております。

また、3歳から5歳までが、短時間利用児、長時間利用児に関わらず、同じ保育・教育を受けることができ、預かり保育や一時的保育など多種多様な保育ニーズに対応できるこども園のメリットを活かし、本町の保育・教育の質の向上にも努めていきたいと考え、令和2年度からこども園での運営を計画しております。

その中で、恵まれた環境の中で、伸び伸びと子ども達が活動できるように、新たな場所に、すがぬまこども園園舎の建設を進めていきます。また、来年度には、民間の（仮称）みらいこども園が上野地先に開園することが予定されています。

施設分離となるするがおよまこども園、すばしりこども園につきましても、今後の入園希望者の推移や町の施策等を勘案しながら、一体的施設へと計画的に移行していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） こども園化推進についてのうち、するがおよまこども園のマイクロバスでの移動リスクについてであります。

本定例会初日の、小山町こども園条例の全部を改正する条例についての議案でも御説明させていただいたとおり、マイクロバスの移動については、様々なリスクが伴うことが考えられるため、原則として園舎間の移動がないように見直しをいたします。

保護者等には、再度説明会を開催し、変更の趣旨を御理解いただくように努めてまいります。

次に、すばしり保育園の耐震判断についてであります。

現時点において、耐震診断を実施していないことから、耐震性については確認できておりません。今後、園舎一体型のすばしりこども園の整備計画を検討するに当たり、すばしり保育園の耐震診断を実施し、建物の状況を把握した上で、適切に対応していきたいと考えております。

なお、当面は、園児の安全を確保するために、普段から実施している避難訓練を励行し、非常時には対応してまいります。

以上であります。

○12番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

まず、公営塾についてでございます。

ただいまの町長答弁により、昨年の9月に教育委員会の協力を得てアンケート調査を実施し、保護者からの意見として塾が必要だと判断したからこそ、平成31年度事業に計上されたと私もこのように考えております。

具体的には、地域や保護者に説明会を開催していないと答弁がございましたが、アンケート調査結果をフィードバックしているか、フィードバックしていないのか伺います。

また、地域において、場所を確保するために調整を行ったとも聞いておりますが、その真意についても伺います。

次に、高齢者の運転に対する町の取り組みでございます。

先ほども述べましたが、免許証返納が進んでいる地域というのは、公共交通システムが整っている都市部が多いようです。

小山町では、例えば秋の米の収穫期における農作業支援等や、また公共交通が整備されていないエリアにおいては、免許証を返したくても返せない現状がございます。国の動向や近隣の状況を見ているのではなく、積極的に支援する必要があると考えます。

調査研究を進めると答弁がございました。事故の抑制、交通事故による負傷者を出さないためにも、安全運転支援装置に対する補助が必要だと考えます。次年度からでも検討する余地はないのか伺います。

次に、こども園に関する再質問でございます。

まず、マイクロバスの移動についてであります。保護者説明会、文教厚生委員会協議会から今回の説明のように変化しております。協議会で検討されたものでなければならぬのに、委員会協議会での意見を受けて変更していることに疑問を感じます。

次に、現すばしり保育園舎の耐震性が確認できていないと答弁がございました。園舎にいるのは、ゼロ歳児から2歳児です。園児や職員も避難するのが大変だと思われます。

耐震診断を実施し、建物の状況を把握した上で適切に対応すると答弁がございました。適切な対応とはどのようなことでしょうか伺います。

次に、こども園の中・長期計画について伺います。

するがおやまこども園は分離型でスタートですが、分離型はいつまでの計画でしょうか。

次に、委員会協議会での説明で、すがぬまこども園の収容人数の算定の根拠が見えません。算定根拠をお示しくください。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 再質問にお答えします。

1点目の、アンケート結果をフィードバックしているかについてですが、フィードバックはしておりません。

2点目の、場所につきましては、当初、須走彰徳山林会が所有する須走災害対策センターの2階を利用して実施する予定でしたが、実施しないことになりましたので、須走彰徳山林会さんの方にはその旨お話をしております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（鈴木辰弥君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

渡辺議員の御提案であります、車両の安全装置取り付け等の設置費補助につきましては、現時点におきましては、県内市町では、掛川市が来年度開始に向け検討を始めていると聞いております。近隣市町では、現時点では設置の予定はないとの回答であります。

いずれにいたしましても、いつからとは約束できませんが、町として何ができるかを検討させていただきたいと考えます。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の再質問にお答えいたします。

まず、はじめに、すばしり保育園の耐震診断につきまして、適切な対応というのはどのような対応かということでございますけれども、こちらにつきましては、耐震診断の結果、耐震がないとしましたならば、速やかにゼロ歳児から2歳児のいる場所につきまして、場所の選定でありましたりとか、早急なる建設の計画を進めるようなことを考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、分離型の計画につきまして、分離型のこども園につきましていつまで運営していくのかということでもありますけれども、こちらにつきましても、やはり財政的な問題もあると思いますので、次の次期総合計画も含めまして、町の施策とあわせまして計画を組んでいきたいと思っております。

その中で、教育委員会といたしましては、分離型となっている中では、先ほど言いました、すばしりこども園につきまして第一に一体型の方を作っていくというふうに考えております。

続きまして、最後の委員会協議会の算定根拠ということでございますが、それについて、済みません、どのような算定根拠か、もう一度質問のことについて教えてもらいたいんですけれども。

○12番（渡辺悦郎君） 立場が逆になったようではございますけれども。委員会協議会において、すがぬまこども園が100人というふうに算定されております。その根拠を示していただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

すがぬまこども園につきましては、現在、令和3年度の開園を目指して計画を進行しているところであります。その計画の中では、定員を今200人ということ考えているところであります。

この根拠につきましては、今後、湯船原工業団地により、そこに通勤する方のお子様を預かる

可能性もございますし、落合に新しい町営住宅、優良賃貸住宅を建設しているということもありますので、200人ということで現在考えているところでもあります。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 再々質問でございます。

まず。公営塾についてでございます。

これは町長に伺います。

私は、当局と議会是对話の関係による、町民の皆さんに理解しやすい関係というのを求めています。本案件を再考してみますと、対立の関係を求められているようにも感じられます。

町長として、今回のように予算を通せば議会との協議や説明がないままに執行するというスタンスで遂行されるという考えでよろしいか伺います。

次に、こども園の再々質問でございます。

子どもの数が減少する中で、ただ単に縮小していくのではなく、ニーズに合った保育が必要となってきます。現在どのようなニーズを想定され、考慮されて計画を進めているのか伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをさせていただきます。

公営塾の関係でございますけれども、対立の関係なのかという御指摘でございますが、執行者、町長と議決をされる議員の皆様とは、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすということが大変重要だというふうには思っておりますし、制度上の話につきましては、先ほど企画総務部長が申し上げたとおりでございますが、私といたしましては、今回の件につきましては、庁議・調整会議において、予算上は須走の公営塾ということでとりましたけれども、それよりもやはり全域に及ぶ費用対効果、それと子ども達の全域に及ぶ学力向上という点では、再考した方がいいんじゃないかということに至りました。

したがって、費用対効果が上がるというふうな判断で方向転換ということになったわけでございますが、基本的には、やはり一度議決をされて、皆さんに御理解をいただいたという案件でございますので、今後やはり議長、副議長と相談をさせていただきながら、議員の皆さんにどのような説明をするか。例えば、全員協議会で説明をした方がいいというような話を伺えば、そのような方向で対応していきたいというふうに考えますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 質問にお答えをいたします。

保育のニーズの把握ということでございますが、こちらにつきましては、子ども・子育て支援計画を作成するに当たり、ニーズ調査を実施しております。その中で把握をしているというもの

でございます。

また、その中では、預かり保育、一時的保育、現在土曜日半日の保育でございますが、それを1日の保育に変えるなど保育の内容を充実し、こども園化とするような内容となっております。

以上であります。

○12番（渡辺悦郎君） 以上で終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） 私は今回、来年3月末で期間満了となります第十一次東富士演習場使用協定に対する評価と、第十二次協定についての取り組みについて質問をいたします。

御存じのように、東富士演習場は明治時代の末から我が国における大変重要な演習場として、その使命を負ってきました。

過去幾多の変遷を経て、太平洋戦争の終結を迎え、連合国の接收により、戦後は主に米軍による演習が行われてきました。

ところが、突然に自衛隊の演習に使用されたことから、地元権利者は演習中止の差しとめ請求の訴訟を国に対して起こし、その結果、国と和解し、それ以来、国と権利者との権利協定が、また地元2市1町の行政と国との行政協定が締結され、当初は10年の契約で、その後は5年ごとの契約となって、現在に至っているところでございます。

そして、今回、第十一次の使用協定が終了を控えていることから、次の質問をいたします。

まず、1点目、この5年間に国から交付された補助金や交付金はどれくらいで、どのような事業を対象としたか、お伺いします。

次に、2点目、東富士演習場使用協定の基本となっている東富士4原則について、この5年間で特筆すべき事項はあったのか、お伺いいたします。

まず、この2点についてお伺いいたします。

次に、第十二次使用協定についてお伺いいたします。

3点目ですけれども、第十二次協定に向けて、どのような取り組みをしていくのか、お伺いいたします。

次に、4点目、第十二次使用協定の中で、補助金、交付金などの対象事業はどんなものを予定しているのか、お伺いをいたします。

次に、市民・町民の安全対策についてお伺いをいたします。

東富士演習場では、昨年以降、演習場外への落下事故が相次いで起きております。昨年12月と今年1月には米軍のパラシュートが場外へ落下し、また4月には自衛隊空挺団の隊員3人がパラシュート降下訓練中に演習場外に落下しました。さらに、6月18日には演習場上空から迫撃砲の一部が場外に落下するなど、住民が安心できない状況下にあります。

これらのことから質問をいたします。

5点目でございますが、これらの事案に対する地元住民への安全確保について、どのように考

えているか、お伺いいたします。

次に、最後の質問に移ります。

先日、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施訓練、これは御案内のように、沖縄の基地負担を軽減するために全国の大きな演習場で代替を行っているわけですが、そちらの自治体で作っている関係市町村連絡会議で、防衛庁を訪ね、特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金に関する要望を行ったと承知していますが、御案内のように、104訓練関連交付金は訓練が始まったころに比べだいぶ減額をされているようでございます。

そこで質問いたします。

訓練内容などが以前と変わっていないのに、減額について地元としてどのように対応していくか、お伺いをいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 遠藤議員にお答えをいたします。

はじめに、演習場外への落下事故が幾つか発生しましたが、町民への安全確保についてであります。

演習場使用については、周辺住民の安全確保が大前提であり、周辺住民の安全・安心を脅かす事故が続いたことは大変遺憾であると考えております。

平成30年12月19日の米軍のパラシュート落下事案については、本年1月9日に、御殿場市、裾野市、地元権利者とともに、防衛省地方協力局長及び南関東防衛局長に口頭申し入れを行いました。

また、本年6月18日の物料投下訓練中における、梱包した物料が演習場外に落下した事案については、6月21日に、防衛大臣及び陸上自衛隊第1空挺団長に対し、御殿場市、裾野市、小山町、地元権利者及び静岡県と連名で文書申し入れを行いました。

また、8月21日に開催された、東富士演習場安全対策委員会拡大会議及び使用協定運用委員会併催会議において、国側より事故の概要、原因及び再発防止策について説明を受け、御殿場市、裾野市、地元権利者及び静岡県と一緒に安全対策の徹底を要請したところであります。

いずれにいたしましても、住民の皆様の安全・安心が確保されることが最も重要であり、引き続き、町としても御殿場市、裾野市等と連携して、国側に対し迅速かつ正確な情報提供と、このような事故が二度と起きることがないように安全対策の徹底を強く要請してまいります。

その他の質問につきましては、町長戦略課長からお答えをさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） はじめに、5年間に国から交付された補助金や交付金はどれくらいの額で、どのような事業を実施したかでございます。

第十一次協定期間中の5年間に国から交付された補助金及び交付金は、東富士演習場周辺障害防止事業補助金、いわゆる3条補助金の総額は、5年間で1,456万円で、須走中学校の防音事業に

関する空調電気料であります。

東富士演習場周辺整備に係る補助金、いわゆる8条補助金の総額は、5年間で9億9,890万3,000円で、主なものは、町道上野大御神線改良舗装、コミュニティセンター改修工事、金時公園整備事業、町内上水道拡張工事などであります。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金、いわゆる9条交付金の総額は、5年間で15億9,846万円で、主なものは、特定事業基金積立金、町道整備等の交通施策整備事業、農業用排水路整備事業、水道配水管布設替工事などあります。

次に、東富士演習場使用協定の基本となっている東富士4原則について、この5年間特筆すべき点はあったのかについては、東富士4原則である、米軍東富士演習場の全面返還、東富士演習場地域の民有諸権利の保全、演習場関係住民の生活安定、東富士演習場使用協定体制の維持強化について、5年間で特筆すべき点はありませんでしたが、東富士演習場使用協定運用委員会や土地契約問題協議会など、演習場関係の会議が開催されるたびに、国側に対し東富士4原則に関わる事項について申し入れを行っているところであります。

また、米軍東富士演習場の全面返還に関し、平成29年6月8日に開催された東富士演習場使用協定運用委員会、米軍営舎地区返還問題専門委員会併催会議において、米軍東富士営舎地区における提供施設に関して、既存施設の老朽化に伴い、消防施設及び保安施設の整備について、平成30年度以降に予算要求する可能性がある旨、国側から提議がありました。

このことについて、地元側は、富士営舎地区の返還にいささかも逆行するものでないこと、整備された施設については、米軍から返還された後は自衛隊に使用転換されるものであることを確認いたしました。

次に、第十二次協定に向けてどのような取り組みをするかについてであります。

第十二次協定の締結については、その前段階として、現行の第十一次協定の終結に係る課題事項に関し協議を行っていきます。町としては、地元権利者の皆様からの要望事項について整理し、第十一次協定終結に係る課題事項に反映させていきたいと考えております。

次に、第十二次協定の中で、補助金、交付金などの対象事業は何かについてであります。

現時点で、第十二次使用協定期間の補助金、交付金の事業として予定している事業は、町道上野大御神線道路改良工事、防災行政無線デジタル化事業、すがぬまこども園建設工事、須走低区配水場設置工事、農業施設などございます。

次に、104訓練関連特別交付金が当初と比べ減額されているが、どのように対応していくかについてであります。

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施については、議員御指摘のとおり、当初、大隊規模で実施する年度には1億4,500万円の交付を受けており、平成30年度では1億1,691万円に減額されています。訓練は、平成9年度の訓練受け入れ時から現在まで、東富士演習場を含む五つの演習場において継続して実施されており、演習場周辺住民及び受け入れ自治体の負担は受け入

れ当初から何ら変わっておりません。

このことから、訓練が同様に実施されている以上、104訓練関連特別交付金については、当初と同様の条件で交付されるべきと考えております。関係自治体と連携し、国に対して訓練受け入れ当初と同様の予算額を基準として措置することを、今後も引き続き強く要望していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 1点だけ質問します。

先ほどの5点目でございますけれども、町長の方から回答をいただきましたけれども、5点目の住民への安全確保について再質問いたしたいと思っております。

先ほどの6月の事案について、先日、東富士演習場安全対策委員会拡大会議及び使用協定運用委員会の会議が開かれたと回答がございましたが、その再発防止策について、具体的に国の方からどのような回答があったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野正彦君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、国への抗議、要望及び国からの回答についてお答えをいたします。

まず、8月21日の東富士演習場安全対策委員会拡大会議及び使用協定運用委員会併催会議で、会議の冒頭に、国側から、「陸上自衛隊第1空挺団が空挺降下訓練の一環で実施した物料投下訓練中に、物料を演習場外に落下させたこと及び駒門駐屯地自由降下訓練において、降下員が駐屯地外に降着したことにより、御殿場市民、裾野市民、小山町民、地域住民及び静岡県民の皆様にご心配をおかけしたことについて、心からおわび申し上げます」との謝罪がありました。

その後、国側から、本事案の概要について、物料投下訓練を実施中に、梱包した81ミリ迫撃砲が落下傘において演習場外の裾野市山中に落下したこと、人的被害はなかったこと、暫定措置として物料投下訓練を即日中止したことの説明がありました。

事案発生の背景として、訓練を指揮する降下長は、危険防止のため投下準備には十分な時間が必要と認識しており、この認識が投下準備を急がせたこととの説明がありました。

今回の原因については、降下長が、空中輸送員の確認動作を投下1分前の手信号と誤認し、準備を急ぐ余り、本来行うべき自分の位置の確認を行わずに投下準備に入り、降下員に物料の一部機外露出を指示し、降下員が持ち上げた物料の一部機外露出部分が風速等の影響を受け、保持しきれず物料が機外に放出され、落下傘が開いた状態で演習場外の山中に落下したとの説明がありました。

以上の事故原因に関する分析結果を踏まえ、再発防止策として、降下長課程修了者に対し再教育を実施し、危険と判断した場合は速やかに投下訓練を中止することを徹底する。

航空機の演習場上空への進入状況を、機長から空中輸送員を通じ降下長に対し、口頭と統一さ

れた手信号により伝達する。

物料の機外の露出は、演習場進入後に開始する。

物料が機外に放出されないよう、機内において物料を固定するとの説明がありました。

国側の説明の後、地元側から、今回の物料投下訓練における梱包物の場外落下事故については、幸いにも人家への被害等はなかったが、落下した付近には、民間企業の研究所、JR御殿場線、東名高速道路等があり、一步間違えれば大惨事は免れない。今後、二度とこのような事故が起きないように、演習場周辺市町民に危険を感じしめ、迷惑を及ぼさないよう強く要望いたしました。

これに対し、国側から、「今後は二度と同種案件を発生させないように、関係する部隊・隊員に対して再発防止策をしっかりと指導・徹底し、自治体及び住民の皆様の信頼を回復していきたい」と回答がありました。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○5番（遠藤 豪君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時08分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 通告に基づき、公共交通機関へのアクセスの整備について質問いたします。

近年、晩婚化、未婚化などの影響により出生率の低下が生じ、急速に少子化が進み深刻な社会問題となっています。

本町においても人口減少は顕著であり、昭和35年の2万9,000人をピークに、令和元年7月現在1万9,000人を下回るまでに減少し、さらに40年後には1万500人程度まで減少すると推計されています。

今後、まちづくりの大きな課題としては、若者が定住しやすい環境を作り、人口増加を図ることが不可欠です。そこで大きな課題としては、通勤・通学の利便性を高めるための公共交通機関の整備が必要と考えます。

現在、主要な公共交通としては、JR御殿場線、東名高速バスが運行していますが、駅、バス停までの距離が遠いことや、近年、路線バスの利用者も減少し、それに合わせて運行本数も減っている状況にあります。ますます利用しにくい傾向にあります。

東名バスについては、民間バス3社が運行していることから、昼間であれば1時間に3～6便走行しているため、都市部と変わらない利便性が得られています。しかし、バス停までのアクセスや駐車場が未整備なことから、利用しにくいのが現状です。

また、J R御殿場線については、新駅の開設、駅周辺の無料駐車場の設置等、時代に即応した利用しやすい交通アクセスの整備が必要と考えます。

小山町は地理的に首都圏に近いことから、通勤・通学・買い物に利用性は高い。そのため、増便だけではなく、駅、バス停までのアクセスの整備が不可欠です。現在、町で運行しているコミュニティバスの運行経路や駐車場の見直しなど、利用しやすい配慮も必要と考えます。

さらに、今後、定住人口の増加を図るために、公共交通機関の利用者には定期券の購入補助などの施策も重要と思われます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

若者が定住しやすい環境を作る上から、本町の駅、バス停などの町の玄関口の整備と首都圏を主体に公共交通機関へのアクセスの整備が重要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、町の公共交通施策の今後については、私も大きな課題であるというふうと考えております。それゆえ、私の選挙公約にも「J R御殿場線の利便性向上、オンデマンドバスの運行等公共交通施策の推進」を掲げております。

御質問の中にありました新駅の開設については、今のところ町の構想にはありませんが、鉄道の駅は町の顔だと言えます。毎日駅を利用する町民にとっても、また、この町を訪れる外国人を含む来訪者にとっても、この町にどんな印象を持つか、駅のあり方一つで大きく変わると思います。その意味では、現在実施しておりますJ R足柄駅のリニューアル工事は、イメージと利便性の両側面から、本町に大きな効果をもたらしてくれるものと考えております。

また、御質問の本町の玄関口の整備につきましては、静岡県東の玄関口とも言えるJ R駿河小山駅を、本年度、駿河小山駅前修景及び町の駅活性化事業を実施することで、イメージアップと利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、J R駿河小山駅は、町民の皆様から「トイレが暗い」「怖い」といった意見が多数寄せられておりましたので、現在、職員に指示を出し、その改修に向けて調査研究を開始したところがあります。

さらに、現在、公民連携推進事業の一環として、駿河小山駅前再開発まちづくりにつきまして、プロジェクトチームを立ち上げ、検討に入ったところであります。

さて、駅及び駅周辺については、前述いたしましたとおり進めておりますが、一方、議員御指摘のとおり、アクセスも非常に重要であると考えます。

そこで、現在、コミュニティバスや実証実験バスのあり方、ルート、バス停等について徹底的に見直しをかけ、次年度より新しい公共交通の仕組みをスタートさせるべく、準備を進めているところであります。

これまでコミュニティバス・実証実験バスに関しましては、議員の皆様をはじめ、多くの町民

の方々から厳しい意見をいただいていたりましたが、町の魅力向上、公共交通の利便性向上を図る上からも、改善を図ってまいります。

このようなことから、JR御殿場線のあり方と小田急線につきまして、非常に重要であると考え、今月、小田急電鉄の本社を訪れることとしております。

今後もJR御殿場線を含む公共交通施策全般について、これまで以上に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再質問いたします。

今の答弁の中で、東名高速バスについての回答がなかったのは大変残念だと思っています。町長が県議の時代から、御殿場線の増強活動の会長もされておりましたし、大変JR御殿場線についてはいろんな面で考えられているとは思っておりますけど。やはり御殿場線の一つ見てみても、例えば本数の大幅な減少、また無人化されたことや、少量の雨でも御殿場線はすぐ止まってしまう。こういうことを考えますと、やはりただ御殿場線をJR東海さんの方に増強してくれというような考えだけは、私は、これだけ町の方でも活動してきた中で逆に乗降客が少なくなるのが余計負のスパイラルで悪くなるばかりだというような感じがしています。そのために、私は東名高速バスの利用をもっと行政の方からも進めていただきたいと思っているわけです。

東名バスの利用は、私もちょくちょく東京に行ったりするときには利用しているわけなんですけど、例えば小田急線を利用するにしても、厚木のバス停まで行って、そこから愛甲石田駅の小田急線に乗りかえれば、あそこは10分程度で行けます。さらに、大和駅はちょっと距離があり20分近くなりますけど、相鉄線の大和駅で乗りかえて横浜に出ることもできます。

もう一つ、東京の江田バス停から東急田園都市線のあざみ野駅まで歩いて行けることもできます。

ですから、ただ御殿場線というふうな考え方じゃなくて、私はこの東名バスを、比較的雨が降っても運休するようなこともないものですから、この東名バスを利用することを行政の方からもっと進めていただければと思っております。

既に近隣の自治体では、観光パンフレットの中にも東名バスの時刻表をつけ加えたパンフレットも発行しておりますし、利用する方にはやはり東名バスを利用することがすごく便利だということを知っております。

そのためには、やはり駐車場の整備とか東名バスのバス停までのアクセスの充実が私は必要だと思っております。

町長の選挙公約で言われているオンデマンドバスの運行ということも今後期待したい課題だと思っておりますけど、現状ではなかなか東名バスを利用して通勤・通学に使っている若い方がいらっしやらない。それで、また小山町から出て行って、小山町に帰って、また首都圏の方に通勤・

通学ということをしたがらない方が多いようです。

ですから、行政として、ぜひこの小山町の玄関口、J R御殿場線も大事ですが、東名バスの有効利用というか、やはりバス停の整備とかそういった点についても重要と考えて私はおりますので、再度、町長にこの点について所見を伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

東名高速バスでございますが、私も学生時代にだいぶ使いまして、非常に渋滞さえなければ早く着きますし、ゆったりと行けるということで、だいぶ利用をさせていただきました。

ただ、運行本数につきましては、格段にJ Rよりもいい状況にあるというふうに思います。そういう状況下で、東名バスのバス停についてのお話でございますけれども、実際、足柄に駐車場を設置いたしまして、あそこの利用者も大変多くなっているというふうに聞いております。当面、足柄のバス停まで車で行って止めていただいて、利便性のいい東名高速バスを利用させていただくというようなことを進めるというふうに考えております。

新東名高速道路ができますと、また新たなパーキングエリアにスマートインターができるわけでございますが、そちらの方もバス停というような形で何とか設置できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

J R東海だけの要望では無理ということでございますが、全くそのとおりでございますが、御殿場線利活用推進協議会で、これは長が御殿場市長、副が山北町長でございますが、こちらの方に呼びかけまして、J R東海に要望することはもちろんでございますけれども、J R東日本に対しても積極的な働きかけをしていただけるように、これからもやってまいりたいというふうに思います。

小田急につきましては、先ほど申し上げましたとおり、直接私の方でお伺いをして話をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 今回の回答で私は満足しているわけなんですけど、ただ町長に一つ、町長だけじゃなくて役場の職員にもぜひ見ていただきたいんですが、私は今回のこの質問をすることに当たって、東名バスの運行、須走には富士急のバスが1時間に1本ぐらい通っていますし、足柄のバス停にはかなり特急、急行が止まりますから、かなり本数が多いわけです。ただ小山のバス停は、やはり利用者が少なくて特急が止まらない状況なんですね。

それで、ぜひとも町長には一度見ていただきたいのが、小山のバス停は、上りは一番上の林の中にあるようなところにバス停があります。上り線はそうなんですけど、どうしても上りで東京に行っても、帰ってくる時は今度は下り線に来るものですから、中間あたりのところにあるバス停になるんですけど、バス停にある駐車場は全然離れた位置になっています。それで、この時期、

例えば7時ぐらいに行ったら、一番上にある駐車場は真っ暗です。周りの樹木も整備してないもんですから、樹木の伐採をしてもらわないと本当に足元も見えない状態です。

ここにいらっしゃる部課長の皆さんも、娘さんとか息子さんが東京に行かれて、それで里帰りして、その後送っていくか、または歩いていくというようなことを考えますと、大変あそこは不安な場所です。せめて街灯と、また防犯カメラの設置ぐらいはつけていただけるような対策が早急に必要じゃないかと思います。

ぜひこの点も、町長、一度現場を、本当に昼間行っても余り意味がないんですけど、暗くなって現場を見ていただいて、東名の上下線がどういうふうな状態になっているか、バス停の周辺をよく見ていただけるかどうか、もう一度伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

現場を見て、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○9番（岩田治和君） 終わります。

○議長（池谷洋子君） 次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 2件質問をさせていただきます。

まず、災害に備えた日頃の体制づくりでございます。

この6月1日より大雨警報や土砂災害警戒情報の発表を受け、町が避難情報を発表する際、5段階の警戒レベルを示し住民の方々のとるべき行動を発表することとなりました。この中で、警戒レベル3以上は、町が発表し、段階的に避難を開始することとなります。こうした中、高齢者や避難行動要支援者の避難につきましては、各地区の自主防災会を中心として避難所へと誘導することとなり、その組織の重要性はますます高くなっています。

この自主防災につきましては、小山町地域防災計画により、各地区に防災担当役員を設け、防災活動が効果的に実施できる組織を目指すこととなっております。この組織のリーダーたる自主防災会の会長は区長様が兼務している区がほとんどであり、人材の確保の問題もありますが、定期的な研修を受け地域の事情に精通している、複数の防災リーダーの養成が急務と考えます。

また、各避難所の備蓄についてであります。6月定例会の一般質問において、避難所へは毛布、簡易トイレ、非常食、保存水の備蓄を進めている旨の御回答をいただきました。高齢者、女性、幼児を対象とした備蓄品の確保も必要とされているところでございます。

次に、万が一の場合の町の業務継続に関してですが、小山町業務継続計画の中で、その継続性と実効性確保のため、資源の確保、教育・訓練・点検を実施し、変化に応じた体制の見直しを進め改定を行うとされています。

私は、3.11東日本大震災の年の5月、縁がありまして被災地の石巻市を訪ねております。まだまだ瓦れきの山の中で皆さん生活をしておりました。しかし、そのような環境においても、住民

の方々には不便ではありますが、何か落ちついた避難生活を送っているように感じました。これは、今考えますと、日頃より地域の方々のコミュニケーションがとれており、近所の様子をお互いが熟知していたからだと思っております。

自らの命は自分で守る自助とお互いが助け合う共助が、そのまま活かされていたように思います。

警戒レベルが発令されても、確実な実行がなければ絵に描いた餅であります。確実な実行には、日頃のコミュニケーションが不可欠と考えます。

この点を踏まえまして、当局の考えをお聞きします。

最初に、各地区の自主防災会の整備状況について。

次に、各避難所の食料等資材の備蓄状況について。

最後に、町の業務継続体制についてであります。

次に、もう1件続けていきます。

次の質問をさせていただきます。

生土地区と駿河小山駅間の通行についてであります。

旧来、生土地区と駿河小山駅間は、富士紡ホールディングス様の所有する鮎沢橋を使用して、徒歩による通行が可能でありました。近年、その鮎沢橋の老朽化が進み通行に危険が伴うため、生土区と駿河小山駅間の通行は富士見橋経由となっております。

現在、小山地区側の土地は、富士紡ホールディングス様より信濃高原食品様の所有地となり、その造成計画の中で生土地区側へ新たに橋梁を設置する計画と聞いております。

生土地区等で災害が発生した場合、現在は小山中学校に避難しますが、途中の野沢川に万が一のことがあった場合、生土は孤立してしまいます。また、そのような天候時、富士見橋を渡ることは大変危険であります。

しかし、今後、設置が予定される最新の橋梁に付随する歩道を設置することにより、健康福祉会館への避難も可能となります。

また、昨今の交通量の増加により、駿河小山駅近郊の踏切、小山交番前の信号には警備の方々がつき歩行者の安全を図っておりますが、この橋を利用することでより安全な通勤・通学が可能となります。

これらの点を踏まえまして、当局のお考えをお聞きします。

最初に、新橋梁は信濃高原食品様の設置となりますが、生土区住民のみならず、駅への通勤、学校への通学、トレイルロードを利用するハイカーなど、一般の方々も通行できる歩道を小山町の負担で設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、橋梁の設置場所は、現在、富士紡ホールディングス様所有の鮎沢橋付近が、過去の災害事例から見ても最適と考えますが、いかがでしょうか。

この2点につきまして御質問いたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをします。

はじめに、生土地区と駿河小山駅間の通行についてのうち、橋梁への歩道の設置についてであります。

設置が計画されている橋梁については、丸善食品工業株式会社のグループ企業である、信濃高原食品株式会社が、駿河小山駅北側に工場を新設するに当たり、平成27年9月29日に、事業の円滑な実施と地域の秩序ある発展を図るため、本町と丸善食品工業株式会社の間で締結した開発協定書の中で、企業側の事業計画として記載されているものであります。

設置の目的は、トラック通行量の増加に伴う周辺町道への交通負荷を軽減するため、工場関係車両の専用橋として、工場敷地から生土側の県道に接続する橋梁を設けるもので、一般住民の皆様が利用することは想定されておりません。

したがいまして、町負担による歩道の設置について具体的な考えはございませんが、開発協定により本町が事業の実施に必要な調整に協力することとしておりますので、今後、この橋梁の計画が具体的に進んでいく過程において、周辺住民の皆様の利便性向上や緊急時の通行に関する要望があることを企業側に伝え、調整を図っていきたいと考えております。

次に、橋梁の設置場所についてであります。

設置場所については、県道との接続や河川の条件、企業の土地利用計画などの要因から、道路及び河川の管理者である県との協議を経て、企業側で決定することとなりますが、過去の災害等を踏まえ、安全上考慮すべき点があれば、あわせて企業側に伝えてまいります。

その他の御質問につきましては、防災課長からお答えをさせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 災害に備えた日頃の体制づくりのうち、はじめに、各地区の自主防災会の整備状況についてであります。

現在、町内各区において自主防災会は整備されており、消火・水防班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班、安全点検班、清掃班、補修班の役割分担をし、リーダーである会長を中心に日頃から訓練等を通じて各区の防災活動に取り組んでいただいております。

特に昨年度は、各部ごと地区防災計画を策定し、避難所への誘導や避難所の運営方法を確認いたしました。

自主防災会会長については、現在、生土区、吉久保区、大胡田区、一色区は専任の会長で、ほかの区は区長が自主防災会会長を兼任しておりますが、専任、兼任を問わず、防災講演会や自主防災リーダー研修会等を通して、防災リーダーとしての知識や技能を深めていただいております。

区長という立場上、多忙とは存じますが、最も地域の実情に精通されている方でありますので、専任会長を置けない自主防災会は、区長に兼任の会長を引き続きお願いしたいと考えております。

次に、各避難所の食料等資材の備蓄状況についてであります。

避難所の食料等の備蓄の確保については、静岡県が作成した第4次地震被害想定に基づき、備蓄目標を定めております。

具体的には、南海トラフ地震と比較して発生確率が低いものの被害が大きい相模トラフ地震の被害想定において、最も避難者数が多くなる発生1週間後の避難者数9,601人を基準に、非常食や保存水、簡易トイレ等のほか、乳幼児や高齢者、女性用の衛生用品などについても備蓄を進めています。

しかし、防災倉庫の保管スペースにも限度があることから、避難所である学校等の協力を得るとともに、防災倉庫の整備についても計画的に進めてまいります。

また、災害時に物資等必要な支援を得られるよう、今後も町内企業と災害時の支援協力等に関する協定の締結を進めてまいります。さらに、国や県では、日頃の御自宅の備えとして、少なくとも3日分、できれば1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しておりますので、町としても日頃の非常食等の備蓄について啓発を進めているところであります。

次に、町の業務継続体制についてであります。

町では、業務継続体制について明記した業務継続計画を平成28年3月に策定し、毎年見直しを行っております。

この計画は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下においても、被害対応等の業務を適切に行うため、首長不在時の職務代理順位と職員参集体制、本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の指定、電気・水・食料等の確保、災害時につながる通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理についてあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画であります。

特に、非常時優先業務の整理では、発災当日から1カ月以内の期間を5段階に区分し、小山町事務分掌規則及び災害対策本部事務分掌に基づき、それぞれの段階ごとに実施する業務を整理しております。

毎年行われている総合防災訓練では、非常時優先業務に基づいて本部運営訓練を実施し、職員の能力向上を図るとともに、必要に応じて優先業務の見直しを行い、業務継続計画の実効性を高め、体制を整備していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 再質問をさせていただきます。

順序がちょっと逆になりますけれども、まず駿河小山駅関係でございます。

前回の6月の定例議会におきまして、町長におかれましては、室伏辰彦議員の質問に、三来拠点事業の駿河小山駅周辺活性化事業は、防災機能を備えた工業用地整備及び観光交流施設の機能強化を図るエリアとして、工場誘致など一定の成果を得た。しかし、まちづくりの中心である駿

河小山駅周辺には、更なる活性化に向けた取り組みが必要であり、その候補地として、現在井上運送様が使用している富士紡ホールディングス様所有の旧5、6工場敷地の取得目途が立った際には、町民と相談しながら、用地の有効活用を含めたビジョンの策定を行い、地域の魅力的向上につながるまちづくりを公民が連携して進めたい旨の答弁をされております。

この候補地であります富士紡ホールディングス様所有の旧5、6工場敷地に生土地区への動線の確保をすることにより、更なるシナジー効果による、駿河小山駅を中心とした鮎沢川両岸一帯の整備が大きく進展すると確信しています。

また、現在、鮎沢川左岸の地域は、駿河小山駅方面に行く際は、富士見橋、落合橋を渡ることでありますが、両橋梁とも設計が古く、昨今のゲリラ豪雨を考えたとき、大きな不安を感じ得ません。最新の設計による橋梁であれば町民も安心して利用することができます。

この信濃高原食品様が設置する橋梁に町負担による歩道の設置は、駿河小山駅周辺活性化事業の更なる拡大と、町民の安心・安全の確保を推進する事業として、公民が連携して積極的に検討すべき事業であると考えます。

改めまして、町長の考えをお伺いしたく思います。

もう1点でございます。

防災の方の関係ですけれども、今まで防災というと男性が中心でありました。しかし、昨今においては、避難所における避難生活が非常に注目を集めており、きめの細かい運営に対して期待が高まっております。

そして、この運営に当たっては、女性ならではの目線が大事であり、女性の役割は非常に大きいものがあります。

女性の防災リーダーの育成につきまして、どのようにお考えでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在、木橋でございますけれども、木橋の設置ということについては、特に生土の皆様のような利便性向上という点で重要であるというふうに認識をしております。

1回目のお答えで、お答えをさせた内容は、現在生きております信濃高原食品様と町との協定のの中身をお話しさせていただきました。

これによりますと、全て会社側の、何といいますか、負担で、会社のための橋というような位置づけになっております。

ただ、私がやはり生土の皆様のことを考えますと、必要だなというふうに感じております。現在、この駅周辺を一体的にどのようにしていくかというようなことを計画するプロジェクトチームを立ち上げておりますので、その中で検討をしていくというつもりでおります。

現状、いろいろな企業、今の信濃さんもそうですけれども、フジボウ、そしてまた井上運送、

駅の話ですけどJR東海、こういう皆さんと話を円滑に進めていくということがなければ、この事業は進められないわけでございますので、その点を含めますと、プロジェクトチームの中で対応していくと、実現できるよう努力してまいりますので御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 室伏 勉議員の再質問にお答えします。

女性の防災リーダーの育成についてであります。

現在、町内には79人の防災士がおり、そのうち女性の防災士は13人になります。また、各区の自主防災会には、女性の役員の登用を強くお願いしているところであります。

議員御指摘のとおり、避難所においての女性の防災リーダーの役割は、大変大きくなってきております。9月2日に実施しました町の総合防災訓練におきましては、避難所開設・運営訓練を須走上本町区、下本町区の住民を対象に実施し、避難所である須走小学校の体育館にて、各区の女性の自主防災会のリーダーの皆様には、女性の目線で避難所運営訓練に携わっていただきました。

今後も町が行う各種防災訓練、研修会等に多くの女性防災士、女性自主防災会リーダーに参加をお願いし、女性防災リーダーの育成に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

○議長（池谷洋子君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月20日金曜日 午前10時開議

議案第67号から議案第91号までの議案38件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日は、これで散会します。

午後3時01分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	池 谷 洋 子
署 名 議 員	遠 藤 豪
署 名 議 員	佐 藤 省 三

令和元年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和元年9月20日(第5日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時01分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
税 務 課 長	渡邊 辰雄君	住 民 福 祉 課 長	渡邊 啓貢君
建 設 課 長	山口 幸治君	上 下 水 道 課 長	渡辺 史武君
未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
こ ども 育 成 課 長	大庭 和広君	生 涯 学 習 課 長	平野 正紀君
総 務 課 副 参 事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	5番 遠藤 豪君	6番 佐藤 省三君	

閉 会 午後2時58分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第67号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 議案第68号 町道路線の認定について
- 日程第 3 議案第69号 町道路線の変更について
- 日程第 4 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第14 議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第15 議案第81号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第16 議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第17 議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第18 議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第19 議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第20 議案第86号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第21 議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第22 議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第23 議案第89号 令和元年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第24 議案第90号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第25 認定第 1 号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第 2 号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第 3 号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第 4 号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第 5 号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第30 認定第 6 号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第31 認定第 7 号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第32 認定第 8 号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

- 日程第33 認定第9号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第34 認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第35 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
日程第36 認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
日程第37 認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
日程第38 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
日程第39 議員の派遣について

(追加日程)

- 追加日程第1 町長提案説明
追加日程第2 議案第95号 土地の処分について
追加日程第3 議案第96号 土地の取得について
追加日程第4 議案第97号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第3号)
追加日程第5 発議第6号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

議

事

午前10時01分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。本日は、傍聴席での報道カメラによる撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第67号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第2 | 議案第68号 | 町道路線の認定について |
| 日程第3 | 議案第69号 | 町道路線の変更について |
| 日程第4 | 議案第70号 | 小山町都市計画税条例を廃止する条例について |
| 日程第5 | 議案第71号 | 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第72号 | 小山町こども園条例の全部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第73号 | 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第74号 | 小山町保育料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第75号 | 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 小山町給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第80号 | 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第81号 | 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第82号 | 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第83号 | 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第84号 | 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第85号 | 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第86号 | 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第87号 | 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第88号 | 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 議案第89号 | 令和元年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第24 | 議案第90号 | 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号） |

○議長（池谷洋子君） 日程第1 議案第67号から日程第24 議案第90号までの議案24件を一括議題とします。

それでは、8月29日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから8月29日、総務建設委員会に付託された17議案について、審議の経過と結果を御報告します。

9月9日、午前10時から、会議室において、当局から杉本副町長、関係部局長、関係課長及び副参事、議会から委員全員が出席し審査を行いました。

それでは、順次、議案番号に沿って報告します。

はじめに、議案第67号 町道路線の廃止について、議案第68号 町道路線の認定について、議案第69号 町道路線の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について報告します。

委員から、線引きの見直し、都市計画事業の県の認可を取る、このことを条件としているが、3年経過して条件整備が整わない場合、さらに実施時期の引き延ばしはやむを得ないと考えていたのか。との質疑に。

3年経過した時点で条件整備が整わなければ条例の一部改正等を含めて、提案をしていかなければならないと思っており、その責務は当局にあると思います。との答弁がありました。

委員から、課税していない条例を不都合があって廃止するのであれば分かるが、現在課税をしておらず、何も問題がおきていない。課税は付則で3年後としており令和3年までには、現在線引きの見直しも作業を進めている。また、追加の都市計画事業の認定もできると考えている。このまま廃止をして、市街化区域においての小山町のまちづくりを停滞してよいのか。との質疑に。

町長の考え方としましては、都市計画税そのものの必要性は否定をしていませんが、現時点では都市計画事業の全体の見直しが必要だとのことで、順番として都市計画税の導入は時期尚早との考え方をしていきます。との答弁がありました。

委員から、都市計画税は時期尚早だと考えている。道路幅が狭くて建設できないような場所、急傾斜地が多いから、そこは適用除外など、ただ一律に都市計画税を制定するのではなく、適用除外の部分と一緒に見直してやるべきだが。との質疑に。

都市計画税条例につきましては、一般的には都市計画税の基本的なことを決めることでありまして、おのおの土地の評価、条件については、土地の評価、課税標準額を決める際にいろいろな係数を使って計算をしていきますので、これは固定資産税も全て同様の形でやっております。

都市計画税条例にその役割まで課すということは、全国的に見ても例がないし、事務的にも難しいと思います。との答弁がありました。

委員から、本町のように都市計画事業が決まっていけないのに、税を取る条例だけが先にでき、それを残しておくのがおかしい。手続論、ものの順番、それは重要視すべきだと考える。今回の廃止の提案については、一旦廃止をし、永久廃止ではないとのことを町長が言っていますので、それを尊重すべきだと考えるが。との質疑に。

町長の考え方は都市計画税の必要性そのものを否定しているわけではなく、現状を考えたときに一旦廃止させていただくのが町長の真意かと思います。今回の廃止の条例案の結果を受けとめて、結果に基づいて、当局としても適切に対応していきたいと考えております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第70号は、委員賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定について、議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例について報告します。

委員からは、給水装置工事事業者指定手数料1万5,000円を1万円に、給水装置工事事業者指定再交付手数料3,000円を1,000円に値下げをした理由は。との質疑に。

水道法の一部改正によりまして、この指定制度が更新制度に変わったことで5年ごとの更新になります。そのことで1万5,000円を1万円にしました。再交付手数料につきましては、過去再交付の手数料をもらった実績がないことと、東部4市2町の水道事務研究会で申し合わせにより1,000円にしてあります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第78号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、総合計画推進基金繰入金で3億円の計上があるが、充当先と基金残高はどれぐらいあるのか。との質疑に。

投資事業有限責任組合出資金に1億円、町道3975号線道路改良舗装工事に2億円充てるもので、充当後の基金残高は49億300万円余となります。との答弁がありました。

委員から、急傾斜地崩壊防止事業債の1,230万円の減額は、事業箇所と理由は。との質疑に。

次年度以降の急傾斜地崩壊防止事業の候補地として測量調査の実施を予定していました、菅沼地区、藤曲地区の急傾斜地の測量業務に対して、補助金内示が減額となったことによるものです。との答弁がありました。

委員から、音淵地区リノベーションまちづくり検討支援825万円の内容は。との質疑に。

民間が担い手となって持続可能なまちづくりを実現するため、音湊地区を主軸に事業を行うものであり、外部有識者による講演会や住民や担い手となるプレーヤーの意識を高めるようなワークショップを開催し、また、空き家や空き地などを利活用するための再生ワークショップなどが主に実施する内容であります。との答弁がありました。

委員から、創業支援投資事業有限責任組合出資金について、1億円の歳出が組まれている。組合設立について、条例制定は必要ないと言うが、さらに1億5,000万円追加して、2億5,000万円出資するが、当然リスクを伴う。細かいことが決まっていない中、ここで補正で1億円支出することから、ファンド設立そのものの議論を議会でするように保証すべきだと考えるが。との質疑に。

出資先となる組合の設立目的については議会全員協議会で説明をさせていただきました。本定例会において、予算を承認していただければ、最大の効果を生み出せるよう内部で議論を重ね、適切な手続を以て組合の設立に向けて進みたいと考えています。また、設立については、町だけでなく組合員となる金融機関とも協議の上、設立をすることになりますので、ここでも民間のノウハウを活かす議論が行われることとなります。との答弁がありました。

委員から、投資事業有限責任組合の設立について、条例で定めない理由は。との質疑に。

法律に基づく組合契約の締結により設立が可能です。なお、組合員の一人として、町が参画して賛同していただける金融機関、運営をする事業者による全組合員の合意、総意に基づいて組合の契約を行うことになり、町の機関としての組合ではないため条例の制定は不要だと考えております。との答弁がありました。

委員から、御殿場市議会で広域行政組合の負担割合について決議があり、町はどのように考えているのか。との質疑に。

御殿場市議会が決議をしたとのことは聞いているが、それに対して具体的なことは御殿場市当局からアクションは来ていませんので、それが来たならば、町としても対応を考えていくことになると思います。との答弁がありました。

委員から、県営中山間地域総合整備事業負担金の630万円の減額について、もう需要がなくなったと考えてよいのか。との質疑に。

県で実施していますほ場整備の足柄金時地区及び北郷南西部地区の本年度の事業費の確定し、減額となったため負担金についても減額するものであり、この事業は数カ年かかりますので、負担金は今後も発生します。また、棚頭地区、阿多野地区、桑木地区等のほ場整備の要望もありますので、引き続き対応していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第79号は、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）、議案第86号 令和元年度小山町宅地造成事

業特別会計補正予算（第1号）、議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について報告します。

委員から、埋設物調査費用はボーリングを中心とした調査であると思うが、新産業集積エリアの経験をもとにボーリング調査で配慮すべき点はどんなところにあるのか。との質疑に。

30メートル四方のマス目を切って、そのマス目内に1カ所、且つ1筆に1カ所のボーリングを全域で実施します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第88号は、委員賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、瑕疵担保責任はとっているが、上野工業団地との違いは何か。との質疑に。

地歴調査の中で土地の改変の可能性があることを踏まえて、瑕疵担保責任を付しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、17議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、須走第1、第2、第3配水池、湯船原工業団地配水場、町道路線の認定箇所、町道1686号線から町道1688号線の3路線の現地確認と視察を実施しましたこともあわせて御報告します。

以上で、総務建設委員長の報告とします。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから8月29日、文教厚生委員会に付託された8議案について、審議の経過と結果について御報告します。

9月12日、午前10時から、4階会議室において、当局から副町長、教育次長、関係部課長、危機管理監、副参事等。議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、順次、議案番号順に報告します。

はじめに、議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例について、報告します。

委員から、町村で分離型にしているこども園はあるのか、分離型の現地視察などは行ったか。との質疑に。

近隣では山北町にあります。平成29年12月に教育長、全園長、事務局で視察をしました。との答弁がありました。

委員から、いきど保育園の園舎横にあるプレハブをこども園改正後も引き続き子どもの保育場所として使用される予定でいるのか。との質疑に。

こども園化後、使用する考えはありません。部屋の配置につきましては、0、1歳児はいきど保育園の園舎の1階を、2歳児につきましては2階を使用する予定であります。との答弁がありました。

委員から、きたごうこども園には養護教諭が1名います。こども園とした場合、全てのこども園に配置する予定があるか。との質疑に。

養護教諭については、きたごうこども園に1人配置していますが、全てこども園化した際には、兼務の形で配置したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、兼務とはどのようなことか。との質疑に。

全ての園に配置することは、職員の採用上難しいため、例を挙げますと2園に1人というような考え方で現在はいます。との答弁がありました。

委員から、分離型こども園は兄弟や異なった年齢の交流が分離されることが懸念されますが、どのように対応されるか。との質疑に。

異年齢の交流については、実施をしていきたいと考えております。頻度については、今後検討していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第72号は、委員賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）について報告します。

委員から、防犯カメラの設置場所は。との質疑に。

10カ所を予定しており、既に平成27年度に設置されている須走地区以外の各小中学校の付近に6カ所。昨年度、各小学校区で実施した通学路点検により、防犯カメラが必要となった新柴区と須走下原区の2カ所。残り2カ所は事件等が起きた経歴になる場所として、小山3区と一色区の2カ所を予定しています。との答弁がありました。

委員から、防犯カメラは何に基づいて維持管理をするのか。との質疑に。

防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を検討しており、その要綱に基づき設置場所やカメラの点検についての維持管理を考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第79号は、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第81号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）、議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された8議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、(仮称)すがぬまこども園予定地、小山消防署庁舎の視察を実施したことについてあわせて御報告します。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第67号 町道路線の廃止について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第68号 町道路線の認定について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号 町道路線の変更について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

5番 遠藤 豪君。

○5番(遠藤 豪君) 私は、議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について、反対討論をいたします。

この条例については、先の3月定例会において、当時の小山町議会議員の総意に基づき、当時の町長に申し入れを行い、3年間の先送りを決定しているものであります。

それと同時に議会として附帯決議をしております。

それは今後、町民に対する十分な理解を得ることと、都市計画税の根本となる都市計画区域の見直しを行うとの2点でございました。

あれから半年間経過しましたが、議会には何の説明もなく、ここで唐突に税条例の廃止を上程するのは、かなり乱暴と言わざるを得ません。実際に課税されていないことから、3年後の経過を踏まえ、判断を待つべきものと考えます。

さらに池谷町長自身、先の記者会見で述べているように、将来的には都市計画税の課税は必要

になるとの認識を示し、また、市街化区域での都市計画事業は必要だが、地域バランスを考慮しながら都市計画を決めることが必要との思いだとのことでもございました。

私も現時点での都市計画税の課税については、地域バランス等、問題も多く、見送るべきとの考えを持っておりますが、今ここで都市計画税を廃止することは、しばらく本町においては都市計画事業を行わないものと考えられます。

都市計画税は言うまでもなく目的税です。都市計画事業がないのに、課税の必要がないというのも一つの理由になります。しかし、町当局として果たして都市計画事業は必要ないということでしょうか。私は今後、小山町の進展を図るには、バランスのとれた都市計画事業が必ずや必要になると確信しております。

以上のことから、議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例に反対をいたします。

以上を反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。9番 岩田治和君。

○9番（岩田治和君） 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について賛成討論をいたします。

多くの町民の皆様からは、本条例では矛盾点も多く、不公平な税体系のため是正が必要なことや、年金受給者には負担が大きいなどを問題点を多く指摘されています。

この都市計画税条例について、不満の声としてまず市街化区域内に農地を所有する方々からの意見では、宅地化したくとも接続する道路要件が建築基準法に規定する道路幅がなかったり、旧小山地区では急傾斜地等が多く、市街化区域内であっても宅地造成が困難な場所も多く、さらに土地を手放すこともできないなど、一律に課税されるのでは理解できる税制ではないとしています。

また、条例制定過程の事務上の問題があると数多く指摘もされています。このようなことから、現状では長年の不動産価格の低迷や、市街化区域内のインフラの未整備地域も多いことや、さらに今後大幅な人口増が見込めない現状では、重税感のみが負担となり町民の皆様には理解が得られる条例制定ではないと考えます。

将来的には都市計画税の制定は、必要かもしれませんが今の本町の町民の理解が得られず時期尚早と考え、廃止することが喫緊の課題と考えます。

今回、本条例を廃止する議案は、町民の民意であり、議員もこの民意を素直に受けとめ廃止することが必要と思います。

以上のことにより、私は議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について賛成の意見といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に反対者の発言を許します。12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について、反対の立場から討論をいたします。

私は一貫して、都市計画税条例は必要であり、そのための条件整備を訴えてまいりました。

このことは町長の発言と同じでございます。

本年3月に施行期日を延伸して欲しいとの附帯決議を全議員で話し合い、現状に至っているところでございます。

足かけ3年にわたる地域、また町民の皆様に対しての217ページにわたる説明会会議録。また、5月以降の会議録について、幾度も読み返してまいりました。

どのようにしたら町が生き残れるかを求めているのは町長も同様だと考えております。

今日まで都市計画税について、町民の皆様、我々議員もそして職員も多大なる時間を費やしました。

そこで得たものは今までにないものだと思います。

約20回にわたる説明会や、議会における議員懇談会、全員協議会などでそれぞれ得たもの単に廃止という形で次につなげるのではなく、つなげるという形で進めていただきたいと考え、私の反対討論を終わります。以上です。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） 議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

委員会等での議論を通し、明確になっていることは、町長は税の必要性を否定するものではなく、都市計画事業決定や県知事の許可取得などの条件が整った段階で、町民に税の必要性を改めて問うと述べておられます。

つまり、今回の条例廃止は永久に廃止ということではなく、線引きの見直し作業はもちろんやるが、都市計画税に直結する都市計画事業の計画策定と、県の許可申請などの作業は、今後も粛々と進めていく。その上で、条件整備が整えば町民説明会などを通して再上程すると言っているわけです。

さらに現時点では、事業決定や県の認可が得られていないのに、税を取る条例が先にあり、順番が違ふとも言うておられます。この点が、これまで町内を二分して議論されてきた争点の中心部分です。都市計画の事業決定、県の認可がまだできていない状態なのに、なぜ税を取る仕組みである条例が先にあるのか、まさにこの点が多くの町民の皆さんが疑問だった問題点です。都市計画税は御承知のとおり目的税であるわけですから、どういう事業に幾ら使うのかという点がはっきりしていないといけないわけです。

地方税法702条です。その意味では、都市計画事業の事業決定と県の認可も明確でない以上、条例だけ延命措置を図るとするのは法律上の誤りです。

条例の施行は3年延ばしにし、現在何も問題ないからいいんじゃないかという意見も聞きますが、そもそも決まっていない事業に使う目的で条例が存在し、延命措置で条例の執行を引き延ばすこと自体、法に抵触していることを理解すべきです。

この間の議論の中で一回廃止すると、次に制定するには物すごい力が必要、そのまま市街化区域のまちづくりができなくなるおそれがあるという反対意見がありました。その意見は極めて観念的です。施行しない条例が3年間生き続ける異常こそ、問題視すべきではないでしょうか。

また、一度議会で可決決定した条例を、町長が廃止するのは議会軽視ではないかという意見もあります。しかし、この意見も当たっていません。議会で決定した案件が、その後、改変されるケースなどは幾らもあります。むしろ徹底した議論を行うことで、もし当初の方針と異なった決定がなされても、それは民主主義のルールに基づいた決定であるのなら何ら問題はありません。

私は、総務建設委員会の中で発言させていただきましたが、調べていくと都市計画税を廃止した自治体はたくさんあります。大分県豊後大野市、秋田県大館市、新潟県南魚沼市、茨城県常総市などです。本当にたくさんあることに驚きます。

では、なぜそれらの自治体が都市計画税を廃止したかという、その理由は都市計画事業の行き詰まりや事業計画の地域格差が大きくなり、公平さに欠ける結果になったためなどの様々な理由が浮かび上がってきます。

今回条例を一旦廃案し、線引きの見直しを進めると同時に、都市計画事業決定と県知事の認可取得に向けた作業は担当部署でしっかり進めていき、線引き見直しは別問題にしても、事業決定や県の認可などの条件が整った段階で、改めて町民に税の必要性を問うというステップは、その順序立てが極めて分かりやすい提案であり、町民の皆さんにも受け入れられてもらえる案だと考えます。

以上の理由をもって、議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について、賛成の立場からの私の賛成討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。7番 菌田豊造君。

○7番（菌田豊造君） 私は、今議会に提出されている議案第70号 小山町都市計画税条例を廃止する条例について、賛成の立場で討論いたします。

先の賛成の方々と重複する点多々ありますが、私は法を重点として討論させていただきます。感情的な討論では様々な思いがありますが、法は全てにおいて平等だと私は考えているからでございます。

では、本題に移ります。私は過去2回、この小山町都市計画条例に対し、制定そのものに反対してまいりました。なぜならば、小山町都市計画税条例は、地方税法、都市計画法上のルールを無視しているからでございます。

次に、現在の条例の問題点を具体的に指摘します。

まず都市計画税は、目的税であり地方税法の702条に使い道が示されています。

これは先に高畑君もおっしゃっておられました。702条では市町村は、都市計画法に基づいて行

う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市街化区域内の土地及び家屋に対して課税できるとあります。

したがって、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または、土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業を行っていないければ課税はできないのです。

では、都市計画に基づいて行う都市計画事業とは何かということになりますが、これは都市計画法の4条の15項において、都市計画事業とは、都市計画法第59条の規定による認可または、承認を受けて行われる都市計画施設の整備を行う事業だと説明しております。そして、都市計画法第59号、認可承認は県知事から得るものと規定しています。

つまり、県知事の認可を受けた都市計画施設の整備事業がなければ、都市計画税の使い道がない、目的税である都市計画税を課税することは地方税法702条に違反する。すなわち違反行為になるわけです。

多くの議論の中で、小山町のまちづくりのために必要なデータという声がありました。また、この税条例を廃止すると、次に条例を作り出すことは不可能であるからなどとの意見がありましたが、抽象的な目的のために都市計画税を課すことは違法行為になります。

我々、小山町議会においても、平成30年5月15日に制定した都市計画条例には、問題点が多いことに気づき、平成31年3月19日課税開始を平成34年、令和4年ですか、3年間延期する条例を可決しました。しかし、一部を改正するとしても、小山町都市計画条例は地方税法及び都市計画法上のルールを無視しているということに変わりはありません。

地方税の専門家は、大きな問題は課税上の根本原則を無視したことです。課税上の最も大切であることは公平であることです。

したがって、税金は実績に対して課税されると話されております。この都市計画税の根本は、59条による県知事の承認認可を受けているかどうかであります。

課税の根拠となる実績も不明なのに3年後から課税するという条例を定めたのは我が国の税制を根本から覆す行為であったというそしりは免れません。

もう1点、大きな問題は、線引きの見直しが平成33年度までに完成することを見込んで、平成34年度分から課税することにしたという役場の説明でございます。

役場当局の方々も御承知のとおり、市街化区域と市街化調整区域の線引きは、最も重要な都市計画であるので県知事が決定します。

さらに県知事が決定するに当たっては、大臣協議を必要な問題となっています。要するに、町長の権限外のことを、何の根拠がなく平成33年に完了することを見込み、町民に大きく影響をする課税の時期という平成34年にするという事は、役場の方針にも大きな問題をはらんでいます。

小山町都市計画条例は、県知事の認可、繰り返しますけど、得た事業が中長期的に町民に示され、地方税法や都市計画法に合致した姿が描けるようになったら、導入を検討するのが一番適切

な行政の運営方法だと私は思っています。

したがって、小山町都市計画条例は速やかに廃止すべきと訴え、私の賛成とします。

最後になります、議員諸氏に申し上げます。私達は二度、法の考えに抵触した行為を行ってまいりました。さらにこの条例は否決されるようなことになったら、三度同じ過ちを繰り返すこととなります。過日、他市の市議会議員さんとも話し合いました。

小山町は今までのような条例がよく通るね、これは何を言わんとしているか皆様にはお分かりのことと思います。自己的感情や数の力でなく、法を持って、すなわち正論を持って、この条例の可否に臨まれることを祈念し、討論を終わります。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに、討論はありませんか。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） お座りください。

ただいまの採決は、可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して採決します。

議案第70号については、議長は可決と採決します。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

傍聴人に申し上げます。厳粛に願います。議場内では騒ぎ立てることは禁止されておりますので、たとえ拍手でも厳粛に願います。

日程第5 議案第71号 小山町工場立地に関する準則を定める条例の制定について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第72号 小山町こども園条例の全部を改正する条例について。

文教委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 小山町こども園条例の全部を改正する条例についての反対討論を行わせていただきます。

今回私がこども園条例の改正に関して、反対する点は1点です。それは、すばしり保育園、幼稚園、そして、いきど保育園、駿河小山幼稚園の両園を分離型のこども園として条例で定めているという点です。小山町には御存じのとおり、きたごうこども園、そして菜の花こども園の2つのこども園が存在します。

特に、きたごうこども園は小山町が初めて取り組んだ幼保一体化事業であり、安全安心の教育、保育を目指した幼保連携認定こども園として2014年4月に開園いたしました。それまで保育園、幼稚園とそれぞれ別々の施設で運営されていた園が、1つの施設に集約され、一元化されてから5年がたった今では、小山町内のこども園化成功例として、きたごうこども園は位置づけられています。

きたごうこども園の成功には、何より先生方の日々の御尽力、また役場の皆様の献身的なお働き、地域の皆様の御理解があったからこそです。そして、幼稚園と保育園の両方が設備的にも統合され、ゼロ歳児から小学校入学前の園児達が自由に行き交い、触れ合い、先生と交わり合う中で学び合える一体型の施設であったことが成功に導いた要因にあると考えております。

私自身も娘はきたごうこども園の卒園第1期生ですし、現在3歳になる息子もこちらのきたごうこども園の方に通園させていただいているこども園の利用者の1人でもあります。

こども園は先ほども申し上げましたとおり、幼稚園の教育と保育園の保育を統合し、小学校就学前の子ども達へ一体的な教育及び保育を実施するために発足されました。

一体的な教育、保育の実施を目指すのであれば、なぜ施設を分離させ、こども園を実施する必要があるのでしょうか。

ゼロ歳児から2歳児、そして3歳児から5歳児をそれぞれ別々の施設で保育、教育するという

ことは、それまで一緒に通っていた兄弟が別々の施設に預けられてしまうということです。

今まででしたら不安な気持ちになる下の子が、上の子の教室に会いに行くことで得られていた安心感も、分離されることで自由にそれが得ることができなくなります。異年齢の交流も挙げられます。例えば3、4、5歳児が自由に行き来、触れ合っていたゼロから2歳児との交流も、分離されることで自由ではなくなります。計画された範囲内のみでの交流が行われるということです。

もう一つ、分離化に伴う弊害として送迎が挙げられます。当初、役場側は、いきど保育園、駿河小山幼稚園の送迎をバスで対応することで、保育者が1カ所に子どもを送迎するという提案を保護者説明会で説明しておりました。が、安全面などで反対意見もあり、バスでの施設間の移動は見送られました。

つまり、今後の分離化に伴い、保護者の中には今まで1カ所のみを送迎すればよかった送迎が、2カ所へ仕事前に送迎しなければならなくなってしまったということです。

令和3年には、すがぬまこども園が新しく新設され運営が開始される予定であります。また、すばしりも園舎の耐震化に伴い、一体型のこども園が建設される予定であると伺っております。

このような計画がある中で、分離型になることで発生するデメリットを無視してまでも、今こども園化を進める必要が本当にあるのでしょうか。いま一度考えていただきたいのは、保護者が保育園に何のために子どもを預けているかという点です。

預ける理由は様々かと思われませんが、やはり一番の大きな理由は、保護者が仕事をしているからではないでしょうか。私自身もフルタイムで働きながら、子どもを預けていた経験もありますので申し上げますが、働きながら子どもを園に預ける保護者の朝は戦争です。時間との戦いです。仕事へ向かう前の多忙を極める働く保護者に対し、送迎を2カ所にさせるのは余りにも酷です。ここで理解していただきたいのは送迎とは単に車で乗りつければいいだけのものではなく、中には行きたがらない子どもや、泣き叫ぶ子どもと荷物を抱えながら先生まで送り届けるということです。毎日です。朝御飯を家族分作り、自分の身支度もしながら子ども達の登園準備をし、それぞれに朝御飯を食べさせ、片づけもそこそこに子ども達の歯を磨き、着がえさせ、身支度を整え、単に車に乗せ、混み合う駐車場へ向かい、両手には午睡用の布団を抱え、先生へ送り届け仕事へ向かう。お弁当なんてあった日には本当にお手上げです。でも仕事の開始時間も待つてはくれません。

今でこそ、ぎりぎりでの送迎をされている保護者もいらっしゃるのではないのでしょうか。

また、様々な家庭環境も挙げられます。ワンオペ育児を強いられている方もいらっしゃいます。シングルで奮闘されている方もいます。おじいちゃんおばあちゃんのサポートが得られる人、得られない人も様々です。

2016年には女性活躍推進法が施行されました。これは男女関係なく、仕事も家庭も両立していく環境づくりを国としても応援していくという姿勢を示した法律です。しかしながら、厚生労働

省の発表によれば、就労している人の中で出産後に退職している人は46.9%に上がるそうです。

子どもの預け先や仕事と育児の両立の難しさが、この数値に示されているのが伺えます。子どもの教育、保育の充実も確かに大切に重要なことです。と同時に、働く女性の葛藤も踏まえ、施設の充実を図る必要もあるのではないのでしょうか。こども園化により子ども達の学びの場は広がります。

また、こども園化により短時間の預かりが多少延長され、助かる保護者がいらっしゃることも理解ができます。

しかしながら、分離されてしまうことでデメリットが生じてしまうのも事実です。町内での成功事例が一体型であり教育と保育を一体的に行えるこども園化を進めようとするのであれば、やはり施設的にも一体的に養護と教育ができるよう進める必要があるのではないのでしょうか。

時代とニーズに逆行するような、分離型のこども園を推奨する条例の改正には到底賛成ができません。

以上で、小山町こども園条例の全部を改正する条例についての私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について。

文教委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 小山町工業排水管分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号 小山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第78号 小山町給水条例の一部を改正する条例について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第2号)について。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○9番(岩田治和君) 9番、動議提出いたします。

○議長(池谷洋子君) 9番 岩田治和君。

ただいま、9番 岩田治和君から、令和元年度小山町一般会計補正予算(第2号)に対する修正動議が提出されました。ここで修正動議について資料を配付いたします。

本案に対しては、岩田治和君ほか2名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

この動議は二人以上の発議者がありますので、地方自治法115条の3及び小山町議会会議規則第17条第1項の規定により成立しました。

ここで提出者からの説明を求めます。9番 岩田治和君。

○9番(岩田治和君) 討論の前に動議を提出をいたしました。

議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第2号)に対して、地方自治法第115条の3及び小山町議会会議規則第17条第2項の規定により、修正の動議を議題とするため別紙の修正案を添えて提出します。

令和元年9月20日。発議者、小山町議会議員、岩田治和。発議者、小山町議会議員、高畑博行。発議者、小山町議会議員、菌田豊造。

はじめに、予算書の修正案箇所を申し上げ、次に修正動議の理由を説明いたします。

修正は補正予算書1ページの第1条、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ1億5,527万6,000円を減額するところを、1億円追加で減額し、2億5,527万6,000円とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億9,581万1,000円とします。

第2条の債務負担行為の補正を削り、第3条中の「第3表地方債補正」を「第2表地方債補正」に改め同条を第2条とします。

補正予算書2ページの第1表、歳入歳出予算補正は歳入、20款繰入金、2項基金繰入金の補正額を1億円の記載のとおり減額します。

補正予算書の3ページの歳出、2款総務費、7項企画渉外費の補正額を1億円記載のとおり減額します。

補正額の修正に伴う欄の修正額は、修正案に記載のとおりです。

補正予算書7ページ以降の予算に関する説明書につきまして、はじめに、歳入12ページの5目総合計画推進基金繰入金、1節総合計画推進基金繰入金、説明欄、1総合計画推進基金繰入金の3億円を2億円に減額します。

次に、歳出20ページの1目企画渉外総務費、24節投資及び出資金、説明欄24創業支援投資事業

有限責任組合出資金の1億円をゼロ円に減額します。

次に、減額修正案の動議の理由を説明いたします。

本補正予算中の2款7項24節の説明欄に創業支援投資事業有限責任組合出資金という、投資として1億円が計上されています。

また、本補正予算において、債務負担行為補正で限度額1億5,000万円が補正されています。この出資金は、投資事業有限責任組合による起業支援として、本年8月16日議会全員協議会にて担当課から説明がありましたが、その後本会議で所管の委員会においては、一切議論の場が得られませんでした。

このファンド設立への疑問や懸念の声はあったものの議論できないまま過ぎてしまいました。しかし、いきなり9月の定例議会において補正予算で1億円歳出するから議会で認めるとは大変無謀と考えざるを得ません。

この自治体自らがファンド設立に関わり出資することについては、地方自治法235条4、現金及び有価証券の保管に抵触する違反行為になるのではないかということです。町民の財産の使い方には計画性、公益性など最少の経費で最大の効果を上げるなど様々な制約ルールがあります。

今回示された投資事業有限責任組合の設立は、この法律の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとした規定と整合しているか大変疑問があります。ここで言う、もっとも確実かつ有利な方法による保管とは安全で危険のない方法で、しかも最も経済的に価値を十分に保全、発揮できる方法の意味であるとされています。

これに反して今回提案されました、投資事業有限責任組合は、投資のリスクが大きく存在することを前提にして、公金の投入になり税金の使い方としては全く認められるものではありません。

通常ベンチャー企業の発掘育成等については、高度な知識や経験を持った民間の金融のプロが携わるのが通例であります。町の仕事ではないと考えます。

また、本組合を構成する金融機関すらはっきりと分からない状態で、1億円の補正は先に認めるというのは順序が逆です。

なお、当局は投資事業有限責任組合は法で決まり、国内に実例があるような説明がありましたが、自治体がこのようなファンド設立に直接に関わった例はなく、全て第三者機関に移管し運用されています。

さらに静岡県下の自治体では、どこにもこのようなことがないことをつけ加えておきます。これまで当局から示された資料は、メモ程度であり莫大な町民の財産を使うことの是非を検討する材料としては貧弱すぎます。

町民の公金を数億円も投入し、地方自治体として事例のない事業に取り組もうとすることですので、議会でも最大限の調査研究を尽くすことが町民に対する責任であります。

もともと事業の内容規模からして、年度中途に補正予算にはなじまない議案です。ここは十分な調査研究を経て、内容が整備されれば当初予算に計上すべきと考えます。

以上のことから、補正予算で提示されました2款7項24節で示した説明欄、創業支援投資事業有限責任組合出資金1億円を削除し、この項目以外の件目については、議会の承認が得られなければ、種々の施策の停滞を招くおそれがありますので、修正は行わず、この修正予算の歳入歳出の補正を行い、修正動議の理由とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） ただいま提出されました修正動議に賛成の立場から討論をいたします。

議案第79号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第2号）の2款7項1目、企画渉外総務費の説明欄（5）、官民連携推進事業費の創業支援投資事業有限責任組合出資金1億円と、債務負担行為補正1億5,000万円についてであります。

動議の説明理由でも述べていたとおり、この補正の一番の問題点は、投資事業有限責任組合設立の説明が、8月16日の議会全員協議会で一度あっただけで、その後、この組合設立の是非を討議する場が一切設けられてこなかった点にあります。

議会での討論をせず、いきなり補正予算で1億円出すことに承知しろというのは余りにも乱暴なやり方で、議会軽視といっても過言ではないでしょう。まだこの組合の全貌は明らかになっていません。有限責任組合員に入る予定の金融機関名も明らかにされていません。

また、町が公募する無限責任組合員である投資事業者がどういう方がなるのかも分かりません。さらに創業者や起業者への投資方法の詳細、回収のルールや方法なども詳細は明らかにされていません。つまり全員協議会で、担当課が我々議員に示した資料はメモ程度の概要でしかないんです。

そんな貧弱な資料説明で正式な議論も保証せず、とにかく1億円補正を出してくれと言って、議会が、はい分かりましたと通してしまったら町民の皆さんはきっと呆れると思います。

この投資事業有限責任組合設立の是非と検討は、改めてもっと慎重に行う必要があります。なぜなら、自治体がこのようなファンド設立をいいののか、静岡県下だって、このようなファンドをやっている自治体は一つもないんじゃないか、もともと事業の内容、規模からして年度途中の補正予算にはなじまない、十分検討し、良しということになれば当初予算に計上すべきなどという意見を多く耳にするからです。

ですから、今回当局がとった手続は問題があり、討議不十分の中で1億円出資することは認め

るべきではないという考えから、補正予算のうち投資事業有限責任組合の設立関係予算は、これを白紙撤回することに賛成し、私の賛成討論といたします。

○議長（池谷洋子君） ほかに討論はありませんか。5番 遠藤 豪君。

○5番（遠藤 豪君） ただいまの関係で緊急の動議がなされたわけですがけれども、私どもには全くその点についてはですね、説明等聞いておりません。で、ここです、緊急動議がなされたことについて、全員協議会での説明を聞いたわけですがけれども、ここで判断をするというのは非常に難しいというふうに考えております。

これを今、高畑先生が言われてましたようにですね、説明が十分じゃなかったじゃないかということと全く同じです、私ども3人の方から緊急動議が出されても、今ここで、この場でわずか5分か数分の間に回答をしろというのは非常に酷なことでございます。

したがって、動議の云々はともかくといたしまして、私は何かの方法でここで賛成するのも反対するのものです、非常に難しいなというのが、ほとんどの議員の皆さんの考えじゃないかと思っておりますので、その点について再度考慮をいただきたいと思っております。

○議長（池谷洋子君） ほかに討論はありませんか。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（池谷洋子君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから採決をいたします。

議案第79号の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立少数です。したがって、議案第79号の修正案は否決されました。

次に、議案第79号について、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後 0 時 01 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（池谷洋子君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第80号 令和元年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第81号 令和元年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第82号 令和元年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第83号 令和元年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第84号 令和元年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対して委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第85号 令和元年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第86号 令和元年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第87号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第2号）について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第88号 令和元年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第89号 令和元年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）について。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第90号 令和元年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)について。総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第25 認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第26 認定第2号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第27 認定第3号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第28 認定第4号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第29 認定第5号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第30 認定第6号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第31 認定第7号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第32 認定第8号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第33 認定第9号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第34 認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第35 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第36 認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第37 認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第38 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（池谷洋子君） 日程第25 認定第1号から日程第37 認定第13号までの平成30年度決算13件と、日程第38 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計14件を一括議題とします。

それでは、9月3日各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第41条第1項の規定によ

り、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 池谷 弘君。

○総務建設委員長（池谷 弘君） 9月3日、総務建設委員会に付託された平成30年度決算関係の委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査引き続き、決算関係10件の審査を行いました。

はじめに、認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算についてを報告します。

委員から、住宅使用料の収入未済額が2,844万円であるが、滞納者は何人で要因は何か。との質疑に。

現年分は22名、滞納繰越分については67名です。要因は他の使用料や利用料など重複して滞納されており、生活が困窮されているのが多くの要因となります。との答弁がありました。

委員から、観光地域づくり推進業務の詳細な内容は。との質疑に。

この業務は観光協会に委託したものであり、町民や事業者へDMOの理解を深めていただくための、グリーンツーリズムフォーラムやクアオルトフォーラムの開催、農林業体験やサイクリングなどの商品化に向けたイベントを行うなど、滞在型観光の整備に向けて取り組みました。との答弁がありました。

委員から、経常収支比率は前年度より2.7ポイント上昇、経常一般財源の余裕度を示す経常一般財源比率も前年度より3.21ポイント上昇し、余裕がなくなっている傾向である。更に、経常収支比率中、人件費比率も2.1ポイント前年度より高くなっている。財政力指数は0.009ポイント増加、実質公債比率が0.5ポイント減少するという好材料に反し、これらの数値の動向をどう見るか。との質疑に。

経常収支比率の増加及び経常一般財源比率の減少は、町税の減少によるものであり、中でも法人町民税の減少によるものであります。また、経常収支比率中の人件費比率の上昇は、人事院勧告に基づく給与改定などによる影響であります。税収が増えることによりまして、これらの数値は好転をしていくことから、三来拠点事業の推進を図っているところであります。との答弁がありました。

委員から、道路維持費執行率が14%と低いのは、翌年度繰越や繰越明許によるものか。また、公共施設地区対応事業費の道路維持補修事業の主な補正事業は。との質疑に。

執行率は、平成30年度に実施の叶わなかった各地区からの要望事項に対応するため、3月補正予算で事業費の増額補正を行いました。年度内完了が見込めない状況から繰越明許としたことが執行率の低い要因となっております。主な道路維持補修事業は、足柄小学校の上の町道2131号線排水路の改修工事や、須走電話交換所横の町道4115号線舗装補修工事です。との答弁がありました。

委員から、町道整備事業の執行率が52%と低く、防衛施設道路整備事業費も執行率が57%となっている道路整備に関して、このような低い執行状況なのか。との質疑に。

町道整備事業費の執行率は、逡次繰越や年度内完了が見込めない状況から、繰越明許としたことが要因となっています。防衛施設道路整備事業費につきましては、8条補助金事業として、町道上野大御神線の道路整備を実施していますが、補助内示において、平成30、31年度と2カ年にまたぐ国庫債務負担行為事業となったためです。との答弁がありました。

委員から、都市計画決定検討図作成の内容は。との質疑に。

豊門公園について、新たに都市公園としての都市計画決定を検討するに当たり、静岡県など関係機関と事前協議を進めるための協議用図面の作成を目的に実施しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、委員賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、一般会計からの繰入額が8,522万円であるが、今後繰入額を減らす考えは。との質疑に。

繰入金につきましては、下水道の維持管理費の削減や、使用料徴収率の向上などに努めて、繰入金の削減に努めます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、委員賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、昨年度末までのごみ処理の状況は、また進捗は。との質疑に。

廃棄物が5万4,000立米あり、掘削と集積、一部選別等も含めて、その作業は全量完了していません。搬出処分は約7,000立米が終了しており、進捗率は13%程度です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、委員賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、委員賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、790万円の赤字が出たが、内容は。との質疑に。

安定した稼働に至らなかったため、赤字が発生しました。との答弁がありました。

委員から、どのような原因で稼働ができなかったのか。との質疑に。

原因は、燃料として使用する木製ペレットの品質です。との答弁がありました。

委員から、ペレットを製造する過程のプロセスが問題があると言うが、今後の見通しは。との質疑に。

現状、ペレットの強度の問題については、だいぶ改善がされております。その中で、完全な安定稼働に至っていない原因は、含水比などの要因で、性質が一定しないため、運転が難しくなっています。今後は、他の性質の数値の安定を図っていくように改善をしていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、委員賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算、認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について報告します。

委員から、全国の水道管の耐震適合率37.2%に対して、本町は22.5%だと極端に低い。耐震化に向けた取り組みについてどのような努力を図ったのか。との質疑に。

滝沢配水区の配水管布設替工事や、道路改良工事にあわせて配水管布設替工事を実施し、耐震化率の向上に努めました。平成30年度末現在の耐震化率は前年度に比べ2.3ポイント向上し、24.8%となっております。との答弁がありました。

委員から、総配水量は増えており、給水人口が減っているが、その要因は。との質疑に。

給水人口は減少しているが、総有収水量がふえたことから、総配水量も増えたものと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第91号は、全員の賛成で原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成30年度決算関係10件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（池谷洋子君） 次に、文教厚生委員長 佐藤省三君。

○文教厚生委員長（佐藤省三君） ただいまから、9月3日文教厚生委員会に付託された平成30年度決算関係の委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会は、先ほど報告した議案の審査に引き続き、決算5件の審査を行いました。

はじめに認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、児童手当の対象者数と手当額は。との質疑に。

延べ人数で1万9,953人であり、手当の月額は、0歳から3歳未満児につきましては1万5,000円、3歳以上から小学校修了前は、第1子、第2子で1万円、第3子で1万5,000円となっております。

ます。小学校修了後から中学校修了前につきましては、1万円です。また、所得の制限により特例給付となる方は5,000円となっております。との答弁がありました。

委員から、J-ALERTの受信機は本庁以外にあるのか。また、伝達システムは各個人住宅にある無線放送機を利用しているのか。との質疑に。

J-ALERTの本体の設置個所は本庁だけです。また、受信機は各家庭の個別受信機を利用しています。との答弁がありました。

委員から、屋外の放送設備から発信をしているのか。との質疑に。

屋外に設置してあります放送設備からもJ-ALERTの発信をしています。との答弁がありました。

委員から、小中学校の就学援助費の対象者数はそれぞれ何人なのか。また、ここ数年の対比で増減があるのか。との質疑に。

小学校は49人です。増減は平成29年度が56人いましたので、7人減っています。金額も比例して減っています。

また、中学校は37人です。平成29年度も37人ですので、同数です。金額については横ばいです。との答弁がありました。

委員から、塵芥収集運搬費の説明で、若干ごみの量が増えたとのことだが、減量化に向けた取り組みはされているのか。との質疑に。

平成29年度から、毎月5日を環境保全の日と定め、町民に対して食品ロスの削減や、エコバッグの利用などの呼びかけを毎月無線放送で行っています。そのことで、ごみ減量化の意識づけを図っています。また、廃棄物減量等推進員が各地区に1名ないし2名配置されています。主な活動内容は、ごみの減量化、資源化、環境美化の推進や各集積所にてのごみの分別、また排出マナーの指導等を行っています。との答弁がありました。

委員から、女性消防団への取り組みや人数、今後の採用や活躍の場などは。との質疑に。

現在、女性消防団員は8名です。今後の採用に関しては、入団希望者がいれば、面接等実施して採用していきたいと考えます。また、待遇につきましては。条例等で定められています。活躍の場に関しては、幼児、高齢者、単独世帯の防火指導、消防団員に関する救命講習会、町内で開催されるイベント等において消防団員の募集広報活動等を実施しています。また、大規模災害発生時ですが、後方支援、避難者誘導、情報収集等の活動をすることになっております。との答弁がありました。

委員から、自主防災対策事業補助金の内容は。との質疑に。

防災倉庫の新設、修繕、消火栓ホース、ヘルメット、非常食などが主なものになります。との答弁がありました。

委員から、看護学校運営費等負担金を支出しているが、町民の在学人数と卒業後に町内で就業されている人数は。との質疑に。

看護学校は3年制であり、各学年とも2名です。卒業生の町内への就職状況ですが、平成27年度から平成29年度は各1名、平成30年度は0人です。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブ2,570万円の支出の内訳は。との質疑に。

5カ所の放課後児童クラブの運営費として支出しています。成美に258万円、明倫に593万2,700円、足柄に369万6,000円、北郷に759万1,400円、須走に590万6,500円になります。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブ研修指導員賃金とありますが、どのような研修が行われていたのか。との質疑に。

指導員が週3回、各クラブを順番に巡回し、子どもや支援員の普段の様子を見て指導を行っています。また、月に1回、各クラブの支援員の方が集まる支援委員会で、子どもへの対応の仕方、支援員のあり方などを指導しています。との答弁がありました。

委員から、駿豆学園管理組合負担金173万2,000円ですが、現在小山町から入所されている方は何名いますか。との質疑に。

2名の方が入所しています。との答弁がありました。

委員から、敬老会費について、少子高齢化でお年寄りの方が増えていますが、小山町で100歳以上の方、90歳以上の方、80歳以上の方がそれぞれ何名いるのか。との質疑に。

今年の3月31日時点ですが、80歳から84歳の方が781人、85歳から89歳の方が632人、90歳から94歳の方が322人、95歳から99歳の方が89人、100歳以上の方が12人となっております。との答弁がありました。

委員から、保育所等ICT化推進事業費補助金の内容は。との質疑に。

菜の花こども園に対して補助金を出しました。内容は、登校システムを導入するに当たって、事業費の上限である100万円のうち2分の1を国が、4分の1を町が、4分の1を事業者が負担する中で、75万円を補助しました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、全員の賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告します。

委員から、特定健康診査事業は、受診率49.1%であり、お達者度も数値が悪い中、なぜ町内の病院に限定されているのか。御殿場市内の病院を利用できれば、須走・北郷地区はかなりの方がかかりつけの病院で受診できる。そのようなことから、受診率もアップすると思うが。との質疑に。

地域医療の確保を念頭に考えますと、御殿場で健診を受けられることによって、町内の医療機関がなくなってしまうたら、無医地区となることもあり得ます。それらを踏まえて、特定健診については御殿場は御殿場、小山は小山とすみ分けをすることで、御殿場市医師会と協議が整っております。との答弁がありました。

委員から、脳ドック検診について、脳梗塞や脳内出血などが増えている。昨年度検診された人数は。との質疑に。

45人です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、全員の賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第4号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成30年度決算5件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（池谷洋子君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第25 認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算について。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

8番 高畑博行君。

○8番（高畑博行君） ただいま議題となりました認定第1号 平成30年度小山町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

日本経済は緩やかな回復傾向にあるとはいうものの、米中経済対立の深刻化や、深まる日韓対立から来る経済の不確実性、金融資本の変動による影響など、決して手放しで楽観視できない状況にあります。更に、この秋に実施予定の消費増税は経済失速の大きなダメージが予想されています。また、地方経済の回復も思うようにはいかず、庶民の生活は実質収入の減少が依然止まらず、庶民にとっては景気回復の実感はありません。

そんな中での平成30年度決算ですが、一般会計の歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源と前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,569万4,000円の黒字でした。しかし、これは大きな問題となった250億円を超えるふるさと寄附金による影響が大であり、前年度とは比較にならない歳入歳出の増額決算の内容こそ細かく分析しなければなりません。

決算の中身については幾つか指摘したいと思います。もちろん、既に執行された事業について全てを否定するものではありません。大きな成果を残した事業もあり、高く評価したい取り組みも当然ありますが、今後の行政に活かす意味からも意見を述べさせていただきます。

反対理由の一つ目ですが、全国で2位を占めたふるさと寄附金についてであります。

寄附としていただいた250億円なのだから何も悪いことはないという方もおられますが、金額の大小だけではなく、寄附金を集めた方法に問題があったわけです。総務省をはじめ、多くのマスコミも問題視したアマゾンギフト券、しかも週末だけ集めるなどの手法も話題になり、たたかれました。普通ならあれだけマスコミで取り上げられ、警鐘を鳴らされた中、すぐに修正すべきだったのに、昨年12月まで総務省の方針に従わず、寄附額の30%を超える返礼割合で押し通すなど、我が道を突き進んだ本町のふるさと納税の対応が大きな批判を浴びたのは当然です。

この大幅増のふるさと寄附金のために、前年度、前々年度対比で約3倍に歳入・歳出総額が増えました。しかも、歳入総額の68.9%をふるさと寄附金で占めた事実は異常というしかありません。このふるさと寄附金のおかげで総合計画推進基金をはじめとした基金への積み立てができ、各区からの要望事項にも対応できたとはいいますが、決して結果オーライではありません。

全国に小山町の悪いイメージが定着してしまったマイナス面は計り知れません。富士山世界遺産の地元・小山町、2020オリンピック・パラリンピック自転車ロードレースの開催地・小山町のブランドが一気に地に落ちた感じさえしました。

反対理由の二つ目ですが、歳入・歳出の細かな点についてです。

歳入面で、昨年からの経常的収入が臨時的収入を下回る数字を示していますが、今年は比率で17.6対82.4と極端になりました。経常的比率が高いほど財政の弾力化があるとされているわけで、寄附金頼みの本町の財政の硬直化がこんな数字からも表れています。

一方、性質別歳出状況を見ると、普通建設事業費が32億4,408万円で、前年度比約5億円の増、一昨年と比べると約15億円の増となり、突出した伸びを示しています。

ほかにも物件費が約134億円、積立金が約82億円の大幅増が特徴的です。また、節ごとの比較でも、委託料が前年度より111億円の増になっています。

ここ数年、私は指摘し続けていますが、委託する事業内容をもっと精査し、安易に委託する方向は避けるという点で、増え続ける傾向に警鐘を鳴らしたいと考えます。

反対理由の三つ目ですが、財政運営状況についてです。

財政力指数は0.009ポイント増加しました。しかし、先ほども触れましたが、経常収支比率はふるさと納税の影響で2.7ポイント増加し、経常一般財源に余裕がなくなっています。

また、性質別歳出決算額を見ると、義務的経費の人件費は年々増加傾向にあり、前年度に比べ8,279万6,000円の増です。小山町職員の人件費が高過ぎるという声が多く聞こえる中、この伸びも問題です。

また、町の実質的な借金依存度を示す実質公債費比率は、前年度より0.5ポイント減少し、改善したというものの、町の借金に当たる町債残高は、水道会計を除けば137億8,387万円となり、前年度より28億6,398万円増加しています。町債総額で見た場合、町民1人当たりの負担額は76万846円で、前年度に比べ約16万円増と膨らんでいます。

ふるさと寄附金に振り回された感が強い昨年度決算ですが、様々な指標に示される傾向は油断ができない状況にあり、一層の健全な財政運営が望まれます。

反対理由の四つ目ですが、決算の執行内容についてです。

予算は議会の議決をもって執行されることを基本としますが、予備費の充用や予算の流用による対応が毎年連続して増加傾向である点は、監査委員もはっきり指摘しているところであります。更に、様々な分野での不用額、次年度繰越金の多さも問題です。翌年度に持ち越す事業が多ければ、当然繰越金も増えます。様々な開発行為が行われている本町は、一般会計でも複数年にまたぐ事業が多いわけです。

しかし、それだけでなく、単年度での予算設計の見通し不足や、円滑な事業推進の甘さを指摘されても仕方ない部分もあるのではないのでしょうか。また、一般会計の不納欠損額、収入未済額は大きく改善されたようですが、必要以上の取り立てはなかったのか心配な点があります。

最後に挙げたいのが、町が進める様々な取り組みで町民と十分なコンセンサスが得られないまま、相互理解が不十分な状態が多くあった点です。

都市計画税条例の施行3年延長と条例から、「山林及び原野を除く」と修正した内容は、多くの町民が納得のいかないまま議会を通過し、町民に直接説明がないまま決定してしまいました。その点での疑問や不満が4月の選挙で一気に噴き出した感がいたします。

また、湯船原の新産業集積エリアから出たごみ処理問題も、瑕疵担保責任をつけない土地取引をはじめ、腑に落ちない部分が幾つもあり、多くの町民の気持ちの中にすっきりしない感情が渦巻きました。

華々しい大型開発行為もいいですが、今を生きる町民を取り巻く環境改善は昨年度も不十分のまま経過しました。昔から小山町に住んでいる町民にとって、住みにくさは依然として続き、特に高齢者にとっては深刻さが増すばかりです。「大型開発が幾ら進んでも、自分達の身近な生活はよくなるまい」という声を耳にする中、以前からこの町に住む町民にもっと光を当てた施策こそが求められています。

以上、縷々反対理由を述べましたが、冒頭に述べたとおり、豊門会館の改修、放課後児童クラブ施設建設、小中学校トイレ洋式化など、歓迎される確かな実績を上げた事業も多くある点は評価しますし、何よりも職員の皆さんの日頃の努力には敬意を表したい点をつけ加え、私の反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長長の報告は認定であります。本案は、各委員長長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

お諮りします。日程第26 認定第2号から日程第37 認定第13号までの平成30年度特別会計決算12件及び日程第38 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件、合計13件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から議案第91号までを一括質疑とします。

それでは、認定第2号から議案第91号までについて、各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26 認定第2号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。
これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第27 認定第3号 平成30年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。
これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第28 認定第4号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。
これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第29 認定第5号 平成30年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第30 認定第6号 平成30年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第31 認定第7号 平成30年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第32 認定第8号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第33 認定第9号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時07分 休憩

午後2時18分 再開

○議長(池谷洋子君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第34 認定第10号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第35 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

8番 高畑博行君。

○8番(高畑博行君) 認定第11号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算に反対の立場から討論いたします。

まず、今回の決算に当たり、大きな問題点として指摘しなければならないことは、昨年度、原料である地元産ペレットの強度不足から長期間発電ができなかったという重大な問題を、一切議会に報告してこなかった点です。

私達議員は、森の金太郎発電所が順調に稼働しているものとばかり思っていました。しかし、実際は重大な問題を抱え、運転できてこなかったわけです。決算議会の監査意見書説明で、監査委員がその事実を述べたことで、初めて知ったわけです。こんな重要な問題を議会に全く報告なしということこそ、議会軽視と言わなければなりません。

直近では、今週17日火曜日に、私は現場に行って来ましたが、いまだに運転していませんでした。扉の前には袋に入ったごみが放置されたままの状態でした。

決算では、ペレットのトラブルで発電できなかったために、見込んでいた867万円の売電収入がなかった。売電収入としてあげた29万円は、森の金太郎発電所の屋根に設置してある太陽光発電の売電収入だったという事実にも驚かされました。

更に、昨年9月6日に行われた発電所開所式セレモニーのときや、他の市町からの視察のときは、長野県から取り寄せたペレットを燃やしていたということも、まさに問題点のカモフラージュであり、ごまかしの連続だったわけです。

また、歳入歳出で792万円の不足が発生しました。

この発電所建設の総事業費は約3億400万円で、うち7,500万円が県の補助金。この事業費は売電収入により23年間かけて返していくという説明を聞いております。しかし、いまだに運転できていないことは、令和元年度の歳入だって極めて不確実なものになることは明らかです。

まさに、昨年度の本質バイオマス発電事業は問題だらけだったということは明らかであり、その決算に対してそのまま素直に認定するわけにはいきません。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立多数です。したがって、認定第11号は、認定することに決定しました。

日程第36 認定第12号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、認定第12号は、認定することに決定しました。

日程第37 認定第13号 平成30年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、認定第13号は、認定することに決定しました。

日程第38 議案第91号 平成30年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第91号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第39 議員の派遣について

○議長（池谷洋子君） 日程第39 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、10月1日から3日に長野県内で行う県外行政視察に全議員を、10月8日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、10月12日から13日に岡山県勝田郡勝央町で開催されます第38回金時祭りに副議長を、10月16日に静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会総会正副議長研修会に副議長を、10月25日に長泉町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員を、11月6日に御殿場市で開催されます2市1町議員研修会に全議員を、11月8日に御前崎市で行う県内行政視察に全議員を、11月12日に箱根町で開催されます富士箱根伊豆交流圏市町村サミット・交流会に副議長を、11月14日に小山町で開催されます県際広域防災調整連絡会に副議長を、11月20日に沼津市で開催されます東部地区6市4町議会研修会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣については、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第95号 土地の処分について、議案第96号 土地の取得について、議案第97号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第3号）、また、議会から、発議第6号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に

関する法律」の延長に関する意見書、合計4件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池谷洋子君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第95号、議案第96号、議案第97号並びに議会提出の発議第6号の合計4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1 町長提案説明

○議長(池谷洋子君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第95号から議案第97号について、提案説明を求めます。町長。

○町長(池谷晴一君) 今回、追加提案をいたしましたのは、土地の処分1件、土地の取得1件、一般会計補正予算1件の合計3件でございます。

はじめに、議案第95号 土地の処分についてであります。

本案は、小山町湯船原地区新産業集積エリア造成工事の完了に伴い完成する工業用地について土地を処分するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号 土地の取得についてであります。

本案は、小山PA周辺地区土地利用事業の事業用地として土地を取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

平成29年度に実施したパークゴルフ場クラブハウス整備に係る地方創生拠点整備交付金の一部を返還する必要が生じたことから、歳出予算に254万3,000円を計上し、同額を予備費で調整するものであります。

なお、議案第97号を除きまして、未来創造部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第95号 土地の処分について

○議長(池谷洋子君) 追加日程第2 議案第95号 土地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第95号 土地の処分についてであります。

お手元の追加議案書1ページから御覧ください。

本案は、平成27年10月22日に本町と事業協力者であります大和ハウス工業株式会社とで締結をいたしました「小山町湯船原地区新産業集積エリアの造成事業に関する基本協定書」に基づきまして、造成工事の完了に伴い、完成する工業用地のうち工事代金にかえて弁済する部分を除いた残りの土地全部を同社に売り払うことにより、土地の処分をするものであります。

処分する土地の明細は、小山町上野字一沢1029番1ほか353筆、面積の計は15万9,105.48平方メートル、処分の相手方は大和ハウス工業株式会社東京本店の1者で、処分価格は36億円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第96号 土地の取得について

○議長（池谷洋子君） 追加日程第3 議案第96号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第96号 土地の取得についてであります。

議案書は3ページからとなります。

今回、取得いたします土地は、小山P A周辺地区土地利用事業用地として、同事業特別会計により取得をするものであります。

取得する土地の明細は、小山町大御神字小玉沢230番3の1筆で、取得面積は1万116平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、取得価格は3,742万9,200円であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第96号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第97号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第3号)

○議長(池谷洋子君) 追加日程第4 議案第97号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第97号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 発議第6号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

○議長(池谷洋子君) 追加日程第5 発議第6号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。6番 佐藤省三君。

○6番(佐藤省三君) ただいま議題となりました発議第6号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案の意見書につきましては、静岡県町村議会議長会会長から小山町議会へ意見書の採

扱を求める依頼が提出され、議会運営委員会にて文教厚生委員会へ付託され、9月12日の委員会で慎重審議・協議していただき、本議会に提案することに全員の可決を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明をさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本町は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は、令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路・消防施設の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日、静岡県駿東郡小山町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、文部科学大臣、厚生労働大臣、水産庁長官、以上のとおり提出するものです。

提出者、佐藤省三。

賛成者、室伏 勉、小林千江子、遠藤 豪、米山千晴、渡辺悦郎。

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

佐藤省三君提出の発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和元年第4回小山町議会9月定例会を閉会します。

午後2時58分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 遠 藤 豪

署 名 議 員 佐 藤 省 三